

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

予算審査特別委員会総務分科会記録

日	令和7年2月13日（木）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午後0時41分～午後1時30分） 午後4時29分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	伊 藤 隆 広	渡 辺 忍	黒 澤 和 泉	山 崎 真 彦
	桜 井 秀 夫	佐々木 友 樹	米 持 克 彦	石 橋 毅
	三 瓶 輝 枝	野 本 信 正		
欠席委員	な し			
担当書記	木 下 哲 央 渡 辺 直 毅			
説 明 員	財政局			
	財政局長	山元 隆司	財政部長	大畑 晃
	資産経営部長	青木 俊	税務部長	谷 みどり
	財政部参事（資金課長事務取扱）	高橋 大樹	財政課長	西村 孝誠
	資産経営課長	皐月 裕美子	再整備担当課長	久保田 宗穂
	管財課長	内谷 靖	新庁舎整備課長	成澤 昌明
	契約課長	森 徹	税制課長	久保木 敬一
	課税管理課長	飯澤 康博	納税管理課長	久保 英雄
	総括主幹	小西 若菜		
	総務局			
	総務局長	大野 和広	総務部長	中尾 嘉之
	情報経営部長	金森 千裕	総務課長	濱木 功
	政策法務課長	小倉 淳	市政情報室長	渡邊 直子
	人事課長	大宮 真人	コンプライアンス推進室長	吉岡 信康
	人材活躍推進室長	高橋 清和	給与課長	小木曾 哲
	人材育成課長	江寺 毅	職員健康管理担当課長	坂本 雅代
	業務改革推進課長	大須賀 隆之	行政改革担当課長	中島 大悟
	情報システム課長	金澤 明	住民情報系システム標準化推進室長	田中 秀和
	総括主幹	大久保 智之		
審査案件	令和7年度予算 財政局所管、総務局所管			
協議案件	指摘要望事項の協議			
そ の 他	委員席の指定			
主 査 伊 藤 隆 広				

午前10時0分開議

○主査（伊藤隆広君） おはようございます。

ただいまから、予算審査特別委員会総務分科会を開きます。

委員席の指定

○主査（伊藤隆広君） まず、委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、まず財政局、続いて総務局所管の審査を行った後、指摘要望事項の協議をお願いいたします。

財政局所管審査

○主査（伊藤隆広君） これより、財政局所管の令和7年度当初予算議案の審査を行います。委員の皆様はサイドボックスのしおり1番をお開きください。

なお、説明に当たっては、初めに昨年の予算決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御報告をいただき、続いて令和7年度当初予算議案について御説明願います。また、時間の都合上、指摘要望事項の読み上げは省略して結構ですので、よろしくお願いいたします。

それではお願いいたします。財政局長。

○財政局長 財政局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが座って説明させていただきます。

それでは予算・決算審査特別委員会におけます指摘要望事項に対する措置状況と、報告書の目次の次の1ページをお願いいたします。

初めに、指摘要望事項に対する措置状況について御報告いたします。

令和6年度第1回定例会予算審査特別委員会での指摘要望事項に対する措置状況につきまして、御説明いたします。

まず、1の財政の健全性の維持に向けた取組についてでございますが、事務事業の見直しとして、限られた財源を効率的、重点的に配分するため、事業効果や必要性などを検証し、市民生活への影響に配慮しながら、必要に応じて既存の事務事業の見直しを実施しております。

次に、2、創意工夫による歳入確保策についてでございます。SDGs債の発行といたしまして、SDGsの取組に対する理解促進や千葉市債の投資活動の拡大を図るため、令和6年度第4回公募公債のグリーンボンドや、令和6年度第7回公募公債のブルーボンドを合わせて85億円発行いたしました。

次に、（2）ふるさと納税の返礼品の検討といたしまして、本市への寄附の促進に向け、千葉市らしさを体現できる返礼品の充実や、より多くの方々に千葉市への寄附を知っていただけるよう、ふるさと納税サイトを活用しております。

14ページをお願いいたします。

続きまして、令和6年度第3回定例会決算審査特別委員会での指摘要望事項に対する措置状況について御説明申し上げます。

1、財政の健全性の維持向上についてでございますが、自主財源の確保といたしまして、市税等の徴収対策を強化するとともに、将来の税源の涵養につながる取組を実施するほか、債権運用の拡大を図っております。

次に、下に参りまして、(2)の建設事業債の発行といたしまして、資材価格や労務単価の上昇に伴い増加する建設事業費を精査するとともに、財政指標への影響を考慮しながら、必要に応じて事業の実施スケジュールを調整し、計画的かつ適正規模の市債発行に努めるなど、引き続き、将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指してまいります。

最後に、15ページとなりますが、(3)基金借入金の返済として、物価高騰等による各種行政コストの上昇や事業費の増嵩に加え、社会保障関係経費の増も見込まれるなど、厳しい財政状況の中にあっても本市の持続的発展や市民生活の維持向上のために必要となる予算を計上した上で、可能な限り財政の健全性にも配慮し、基金借入金の返済額を5億円計上しております。指摘要望事項につきましては、以上でございます。

続きまして、令和7年度局別当初予算案の概要の2ページをお願いいたします。

財政局の当初予算案につきまして、御説明させていただきます。

初めに、1の基本的な考え方でございますが、財政部は持続可能な財政構造の確立でございます。財政の健全性に配慮した取組や行政改革の取組を的確に予算へ反映し、持続可能な財政構造の確立を目指してまいります。

その下、資産経営部は資産の有効活用でございます。少子高齢化など、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な都市経営と、市民サービスの向上を目指し、貴重な経営資源である市有財産の効率的な活用に努めてまいります。

税務部は市税収入の確保でございます。歳入の根幹をなす市税につきまして、税負担の公平性、公正性の維持向上、課税客体の的確な把握及び徴収率の向上に努め、税収の安定的かつ最大限の確保を図ってまいります。

次に2、予算額の概要でございますが、表を御覧ください。令和7年度の財政局の一般会計予算額は、582億4,100万円で、前年度に比べ、新庁舎整備経費の減などによりまして、19億6,900万円、3.3%の減となっております。

また、歳入の主なものは、市税2,212億円のほか、記載のとおりでございます。次にその下、公債管理特別会計でございますが、この会計は一般会計、特別会計及び企業会計の公債費につきまして、償還事務の効率化や経費の明確化のため、一括管理している会計でございます。令和7年度の予算額は1,416億300万円で、償還利子が増額となることなどにより、前年度に比べ、25億3,400万円、1.8%の増となっております。歳入の主なものは各会計や市債管理基金からの繰入金で、借換債は市場公募債などの償還残高の借換えを行うため発行するものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

最後に3の重点事務事業でございますが、資産経営の推進として、市が保有する建築物及び土地の有効活用を図るため、引き続き資産経営システムを運用してまいります。

次に、千葉中央コミュニティセンター再整備といたしまして、耐震性を確保した上で引き続き公共公用利用するため、令和10年4月の供用開始を目指し、千葉中央コミュニティセンターの再整備を進めてまいります。

次に、公用車への電動車導入の推進では、公用車の脱炭素化を進めるため、公用車への電動

車導入を推進するとともに、充電設備を整備してまいります。

次に、電子契約システム運用といたしまして、契約締結事務の効率化や事業者の利便性の向上などを図るため、令和8年5月から稼働する次期千葉電子調達システムにおきまして、電子契約を新たに導入いたします。

税務部は、まず、市税徴収対策といたしまして、市税の公平性、公正性及び市税収入の確保のため、口座振替の促進、滞納整理の推進などによりまして、市税徴収率の向上及び滞納額の縮減に取り組んでまいります。

最後に、債権管理の適正化の推進では、市財政の健全性及び市民負担の公平性を確保するため、債権管理に関する総合調整及び指導を行うとともに、滞納債権の効率的、効果的な徴収を行うなど、適正な債権管理を推進してまいります。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。

それでは、これより御質疑等をお願いしたいと思いますが、審査の初日となりますことから、委員の皆様に申し上げます。

御発言の際には、最初一括か一問一答か、質問方法を述べてください。いずれも答弁、並びに意見、要望を含め、45分を目安とさせていただきます。

なお、10分ぐらい前になりましたら、残りの時間をお知らせいたしますので、時間内で御発言をまとめていただくよう、御協力のほどをお願いいたします。

また、委員の皆様には、令和7年度の予算審査であることを十分踏まえ御発言いただくとともに、指摘要望事項に対する措置状況への質疑や御意見等もありましたら、併せてお願いいたします。

なお、委員外議員が質疑を希望した場合の取扱いは、当分科会の委員の局ごとの質疑が全て終了した後に、協議、決定いたしますので、御了承願います。

また、所管におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

それでは、御質疑等がありましたら、お願いいたします。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） それではよろしくをお願いいたします。

まず、市税収入のほうなんですけど、よろしいでしょうか。令和7年度市税収入2,200億円ということで予定になっているのですが、個人市民税とその件数、その金額、あるいは法人市民税の枠の範囲内で金額とその件数と伺います。

○主査（伊藤隆広君） 一気に聞きすぎているかと。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） もしあれでしたら、次に行ってもよろしいですか。

国庫支出金がこれも大分増えていると思います。その中で、説明書きを見れば分かるんですが、上位5項目が何なのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 すみません、今、手元にあるのが3項目になるんですが、最も多いのが清掃工場等の整備事業費収入が89億円になりまして、あと、順不同で恐縮ですが、児童手当の収入が154億円、あと、民間保育園等の運営係る収入が142億円、以上になります。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

国庫支出金でこれだけ増大してきて、まだまだあると思いますが、ある意味、建設用費、あるいはまた子供たちの児童手当や民間保育園の手当てということで、この国庫支出金が来ていると。それに併せて、千葉市の一般財源はどのようになっているのか、市債及び一般財源は、今3件お答えいただきましたけれども、それぞれどうなっているのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 まず、主な一般財源で申し上げますと、先ほど申し上げた市税のほうで2,212億円で、前年比で158億円の増になります。それから、その他の地方譲与税で使う各種交付金につきましては429億円で、前年度比で34億円の減です。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） すみません、私の聞き方が悪かったですね。清掃工場とそれから児童手当、民間の保育園と伺いました、この国庫支出金、それに見合って市債と一般財源があると思うんですけれども、市債と一般財源がそれぞれどのように当てられたのか、今お答えいただいた3件についてお伺いしています。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 詳細は各所管局のほうにお尋ねいただきたいんですが、原則的には、清掃工場で申し上げると、国庫補助金が基本的には3分の1入ってまいりまして、その裏に市債が充当されるということになります。

児童手当で申し上げますと、それぞれのサラリーマン家庭の方とか自営業者の方で経費の負担割合が変わってきますので、ちょっとそれは、後ほどあれなんですけど、あとは一般的な民間保育園の運営で申し上げますと、全体経費のうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という財源構成になります。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。かなり大きな財源が必要になってきて、国庫支出金も充てていただいて、割合も今、伺いました。千葉市の施策を進めていく上で児童手当を、これはサラリーマン世帯によって少し違ってくるということですが、民間保育園などの運営に向かまして、国が半分、県が4分の1、市が4分の1ということで、それぞれ出していただいていますけれども、市も、市だけで賄っているのではなくて、国からの国庫支出金によって賄われているということが分かりました。ありがとうございます。これだけのことなんですけれども、伺わせていただきました。

次に市債の活用なんですけど、先ほどから説明を伺っております。我が会派としては1兆円を飛び超えないようにということで残高の推移などを今までやってきまして、今回の新年度予算も1兆円を超えないと思っていますが、それを改めてお伺いいたします。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 今回の令和7年度予算につきましては、臨財対策債の発行が今回ゼロになっているという一方で、先ほども申し上げております新清掃工場、あるいは新病院の関係の整備がピークを迎えまして、前会計での市債発行額は1,293億円ということで、昨年度より増えたわけでありまして、ただ、全体としての市債残高で申し上げますと9,922億円ということで見込んでおります。今後の見通しとしましては、さらに臨時財政対策債がどうなるかということにも左右されてきますけれども、引き続き市有施設の老朽化対応がございますので、一時的

に増加してくるということがあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。市債の発行が1兆円を超えていないということで、金額を聞きますと、非常に際どいところにあるというのは分かります。今後の見通しなんですけれども、今、臨時財政対策債についても御説明がありましたけれども、今後の見通しとして、1兆円を超える部分があるのかどうか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 先ほども申し上げましたけれども、市有施設の老朽化でさらに整備を進めていくものがあるだろうと、例えば、新港清掃工場について、今は北谷津に清掃工場を造っておりますけれども、それができた後、新港清掃工場について、やはりリニューアルが必要だろうということもありますし、あるいはリサイクルセンターですとか、児童相談所も1か所ですけれども、2か所体制にしていくということもあります。あるいは市民会館をどうするかということもありますので、そういったものを考えますと、建築単価は上がっているということもありますので、また一時的に増えていくということが当然あるとは思いますが、それがずっと右肩上がりが増えていくということではないのではないかと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。予算なので、実際に決算をしてみないと分かりませんが、今、財政局長からお答えいただいた、北谷津清掃工場とか、リサイクルセンターとか、市民会館とか、新港清掃工場の部分において、それがピークになると、今の状態の中で、大体の見通しとして、市債の残高はどのぐらいまでいくと思われるのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 全体のスケジュールにもよりますので、今の段階でピークは幾らということでは出しておりません。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

先ほどからの御答弁で、1兆円を超える部分もあるかと思いますが、それに向けて財政運営を、例えば、先ほどの御説明にありましたけれども、予算において、どの程度の行財政改革をしようとしているのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 まさに、大分厳しい財政状況になりつつある中で、私どもとしてもできるだけ事務事業の見直しもそうですし、それから経費の精算もそうですし、そういったことをこれからも引き続きやっていかなければならないと思っています。財政調整基金もやや減少傾向にもありますので、そういった中で、より一層歳入の確保、歳出の削減について進めていきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。具体的に、例えば、令和6年度の見直しがどのぐらいあって、令和7年度の予算でどのぐらい見直しをされようとしているのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○**財政部長** まず、令和7年度で申し上げますと、先ほど指摘要望事項で申し上げた児童手当の支払い通知書の送付の見直し、それから、自転車の保管場の集約でございまして、こちらの2つについてはおよそ2つで、効果額は約3,000万円と見込んでおります。

同じく、令和6年度のほうは、件数としては3件ございましたが、効果額のほうは50万円ということで、歳出のほうとしてはかなり小さいということになっておりました。なので今年度のほうが見直し効果額は大きいということになります。

○**主査（伊藤隆広君）** 三瓶委員。

○**委員（三瓶輝枝君）** 分かりました。金額が一般会計においても5,000億円近くの中で、こうした見直しが全くされていないわけではないんですけれども、必要経費だから致し方ないといえばそれまでなんですが、今回は3,000万円を見込みとして入れていただきましたけれども、この先も、行財政改革の見直しというのはこの程度の金額になるところなのか、その辺はどうか。もっと1億円単位とかになる見通しとかはあるのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○**主査（伊藤隆広君）** 財政局長。

○**財政局長** 現段階で見直しができる事業は、これだというものがあればもう既にやっていますので、まさにこれからそういったものを探し出していく。あるいは社会情勢が変わっていく中で、もう終期を迎えてもいいのではないかというような事業については、それは見直していくということに多分なっていくしますので、今の段階で幾らぐらいというのは、今の段階では出せません。

○**主査（伊藤隆広君）** 三瓶委員。

○**委員（三瓶輝枝君）** 分かりました。しかしながら、そうは言っても努力している姿というのは見えたりしますので、今後ともこの辺、あまり急になくしてしまったとしても、市民のほうでまだそれに追いつかないといいますか、例えば、補助金等々の関係でもっとつけてもらいたい、でも件数は少ないとか、いろいろな指標の在り方があると思うんですが、その辺を市民本位あるいは市民サービス本位で考えていただいて、真逆のことを言っているように聞こえるかもしれませんが、ぜひ、この行財政改革を一度やったらやりっ放しというわけではなく、この見直しを図りつつ、ある意味市民にも説明しつつと、いきなりなくしてしまったりしますと、市民のほうもびっくりしてしまうということもあつたりしますので、ぜひこの辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次は、地方交付税です。今お答えいただいた臨時財政対策債が平成13年度から始まって、初めてゼロ円となりました。私も、一般質問で臨時財政対策債が何でこの地方行政でやらなければいけないのか、もう後年度の交付税対応をされるのであれば、別に地方自治体がやることなく、国でやったらどうかというのを、私も12月の第3回定例会でさせていただきましたので、今回の件は非常に私としてはいいと思うんですが、これに対する千葉市の評価、あるいは今後について国にどのようにお伝えしているのか、伺います。

○**主査（伊藤隆広君）** 財政部長。

○**財政部長** 令和7年度の臨時財政対策債のゼロについては地方税収の増ですとか、いわゆる原資となる国税収入の増があった影響かと考えております。ただ、今、委員がおっしゃられたとおり、これについては恒久的な制度廃止を市としては求めているということで、引き続き国

税の法定率の引上げ等によって、地方交付税として支給するように訴えかけていきたいと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございました。今回、予算に計上されている千葉市への地方交付税なんですけれども、実際に千葉市が計算したとおりの国からの地方交付税として対応される金額になっているのか、その辺はどうかを伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 現状では、あくまでも現時点で入るであろう見通しということで予算化しております。直近で申し上げますと、今回の2月補正ですとか、昨年度も増額補正等で、国の経済対策等の動向にもよりますけれども、現時点での見通しということになります。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。それでは、先ほども少し御説明がありましたけれども、これまで、基金からの借入れというのがございました。財政調整基金のほうの残高が23億円ぐらいになっておりますので、今回はその繰入れはないということなんです。そうは言っても少し借り入れています、それぞれの基金の今回の借入金額と、それから、それぞれの残高を伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 財政調整基金の残高はよろしいですか。（「一緒にお願いします」と呼ぶ者あり）まず、市債管理基金の残高としては今回23億円、約24億円ですけれども、財政調整基金は令和7年度予算の段階では一応残っているという形になっています。

すごく減っているように感じますけれども、予算の段階での基金の残高というのは、実は一番低い金額になっておりまして、例えば、令和6年度に78億円の取崩しを3回しておりますけれども、その分について、例えば、前年度、5年度ですと取崩しを10億円抑制しております。その前の4年度ですと取崩しを40億円抑制しているということがありますので、6年度につきましても、収支状況にもよりますけれども、78億円を丸々取り崩すということではないということも当然考えられます。それから、令和6年度の実質収支の半分以上は財政調整基金に積むという仕組みになっておりますので、その分も積み上げていきますので、最終的には23億円をかなり上回る金額になるだろうと考えています。

それから、市債管理基金の返還の関係でございますが、先ほど少し申し上げましたけれども、かなり厳しい財政状況の中で、それでも何とか健全化に向けて進めていこうと考えておりまして、本来は中期財政運営方針で10億円を返還しようと考えておりましたけれども、なかなか厳しい状況もございまして、何とか5億円は返済いたしまして、健全化に向けて取組を進めていこうと考えているところでございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） すみません、それぞれの基金の残高、その辺もお伺いしていますので、よろしくお願いします。（「書いてある」と呼ぶ者あり）すみません、分かりました、了解しました。

それぞれどれぐらい借りているか、借り入れるのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 基金借入の残高ですけれども、令和5年度の末で157億4,000万円、それから、6年度の末の予定としては147億4,000万円、それから7年度、今回の予算を含めて返還した場合については、残額が142億4,000万円の予定でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。では、借入れのほうは、基金からの借入れなんですけど、ほぼ毎年同じぐらいの金額を借りつつ、今度、基金への返済も大体同じぐらいと、その辺はどうなっているのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 中期財政運営方針では、令和4年度、5年度、6年度、7年度の4年間で、当初は80億円を返そうということ考えておりましたけれども、厳しい財政状況等もありまして、4年間で60億円にするということで、昨年、令和6年の春に見直しをかけたところであります。本来ですと、令和7年度予算で、10億円を返済するという形ですと、ちょうど60億円になったわけでございますけれども、なかなかその10億円を当初予算で対応するのは難しかったという中で、5億円は当初予算で計上させていただいたと。さらに、残りの5億円はもうあきらめたということではなくて、また令和7年度の執行の中で、仮に税収が予想よりも増えたりとか、あるいは執行が抑制されたりということがありましたら、もちろん、それも含めてさらに返済を増やしていくということが考えられると思っております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。実際に動かしてみないと分からない部分もあるかと思いますが、これまでも順当にやっていただいておりますので、遜色ないようにやっていただければと思います。ありがとうございました。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員、一番最初の御質問の答弁をもらいますか。

○委員（三瓶輝枝君） では、お願いします。

○主査（伊藤隆広君） では、税務部長、お願いします。

○税務部長 申し訳ございませんでした。個人市民税の令和7年度当初予算額ですが、1,036億円の見込み、法人市民税は150億円の見込みとなっております。個人市民税の納税義務者数ですが、39万5,073人の見込みをしております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうしましたら、税収のほうが予算としては増えているんですけども、この部分が増えるというのは、一人一人の件数が増えたのか、それとも、人数が増えてこれだけ積み上がっているのか、それとも一人一人の収入が上がってこうなっているのか、いろいろだとは思いますが、どのように千葉市は考えているのか伺います。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 人数につきましては多少の増減は確かにございますが、昨今の個人市民税ですと給与所得や譲渡所得の増加などが見込まれるということと、あと、法人市民税につきましては、一部業種、金融業のほうで好調ということで、税額が増加するということを見込んでおりますので、それで増収を見込んで立てております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 後段で金融業でと、今、御説明が入ったと思うんですが、その辺をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 新聞記事などを拝見しておりますと、金融のほう、銀行のほう、増収増益ということで報道がなされておまして、それでこの経済情勢を把握いたしまして、それを勘案いたしまして、それで金融業のほう、好調というように申し上げております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。これも今までの経験とかがあると思いますので、この見通しがこのようになるように、あるいはまたこれが上回るような形でなるといいと思いました。ありがとうございました。

今まで以上に厳しい財政状況の中なんです、本当に福祉の件とか、保健福祉局、それから、千葉市の建物の再建築とかそういったものにも御尽力いただいていることが分かりましたので、今後もこのように続けていっていただき、ただし、一時また1兆円を超えるような残高になりますと、我が会派としてはなるべく下回ってやってくれと前々からお願い申し上げておりますので、早期に、1兆円がまた下回るような状況になるように、切にお願いしたいと思います。

最後にお伺いしたいのが、103万円から123万円の政府の見解、これになりそうなんですかね、この辺を伺いたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 国のほうでは今のところ103万円で、そのうち、まず所得税についての基礎控除額を48万円から58万円に引上げ、それから、給与所得控除について、最低額が55万円のところ、最低額を65万円に引き上げるというような動きであると承知しております。

ただ、住民税についての基礎控除につきましては、これは今のところ、動かすということは伺っておりません。また令和7年度予算の関係で申し上げますと、住民税の件、給与所得控除を住民税のほうに関係する場合についても、7年度には影響がなくて8年度から出てくるという形になりますので、7年度予算上は103万円、123万円の話については、特に影響はないと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。実行されるのは令和7年度なんですけれども、今の財政局長の御答弁ですと、それが千葉市に影響が出てくる、もしくは、国が対策を取るのが令和8年ということでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 すみません、少し整理できていなくて恐縮です。まず基礎控除につきましては、これは所得税のみですので、住民税には影響はありません。それから、給与所得控除については、これは最低55万円を65万円に引き上げるという話があります。これについては地方も影響しますので、この影響については令和8年度から影響があると考えております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。では、当面は大丈夫というわけにもいきませんけれども、今のところは大丈夫と。

あと、103万円から学生の150万円でしたでしょうか。そちらのほうの考え方はどのような感じなのか、伺います。千葉市への影響というのは。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 すみません。今の123万円以外のものについては、現状では国で議論の最中ということで、具体的な影響については把握しておりません。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。やはり国が、これだけ働いている方々が物価高騰の中で大変厳しい状況に置かれているということもありますので、それを実行に移すということにおいては非常に評価もできますし、それから、地方に対しては令和8年度から影響するというので、今回はなしということが確認できたので、まあまあと思うんですが、今後これが、例えば、千葉市に影響、令和8年度の話をしてもしようがないんですけれども、今、7年度の予算の話をしているのに令和8年度の話をしてどうするののかと思いますけれども、今、これは影響はないと伺いましたけれども、今後、仮に、令和8年度に千葉市の所得税のほうに影響があるとすると、どの程度の金額が千葉市にかぶってくるのかというのは、お分かりになれば伺いたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 令和7年度は影響ないと申し上げましたが、令和8年度につきましては給与所得控除の関係で影響がございます。今のところ、影響の見込み額としては2億7,000万円と考えております。

ただ、減額する分につきましては、引き続き国に対しまして減収の影響についてしっかり補填措置をしていただくように求めていると考えております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。あと、123万円になったとして、その場合に影響する千葉市民の人数、私は昨年的一般質問で178万円までという仮定で質問してしまったんですが、123万円に落ち着きそうだと、その部分において何人の方に影響するのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 3万8,000人と見込んでおります。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。再三言ってしまうのも何ですけれども、多くの方々が今回の決定によって、救われると言ってしまうのは変ですけれども、123万円20万しか上がっていないのでどうかと思いますけれども、それでも働き方が少しずつ変わってくることと、税の免除などがあれば、大変助かる方々がこれだけいらっしゃるということで、よいと思いました。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○主査（伊藤隆広君） ほかにございましたら、お願いします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一問一答でお願いいたします。手際よく行きたいと思います。

今の三瓶委員の質問にも関連します。まず、予算編成の背景という観点で、さっき令和8年度には103万円の壁はあまり影響がないという話もあったんですけども、国の地方財政対策では、あらましの2ページにも書いてありますけれども、地方交付税の減収影響が0.2兆円と明記されているわけです。これはどのような感じの根拠で出てきた数字なのかというのを、把握していれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 こちらは令和6年度の12月7日に閣議決定されております、令和7年度税制改正の大綱によりますと、物価上昇局面における税負担の調整等の観点から、令和7年度の所得税につきましては、給与所得控除につきましては先ほど御説明しましたが、55万円の最低補償額を65万円に引き上げること。それから48万円となっている基礎控除につきましては、10万円引き上げて58万円にするというような改正が実施されるということを前提といたしまして、それが所得税全体で6,750億円の減収の見込みとなっております。

このうち、地方交付税の減少の影響につきましては、法定率分が33.1%でございますので、全国ベースで計算すると2,000億円の減収となっております。ただ、令和7年度の地方財政計画におきましては、この減収分につきましては、地方税あるいは地方交付税を増額確保する中で対応したと伺っております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。全国ベースで2,000億円の影響ということ、それにちゃんとフォローが入っているということは理解いたしました。結構です。

続いて、2つ目、これも背景のどこからまず確認です。公共施設の老朽化対策に関する地方債の期間が延長されて、公共施設等適正管理推進事業債として、公共施設の集約化、複合化、これもあらましで若干触れられていますけれども、それに伴う除去事業に活用できるということが書いてあります。老朽化対策は極めて重要だと認識しているものですから、本市においてこの事業債の活用状況とか、予定があれば教えていただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 今、御指摘の公共施設等の適正管理推進事業債について、いわゆる施設の総合管理計画に基づいて実施する公共施設の集約化、それから複合化に基づく施設の除却について、今回対象に追加されたということになります。

今回拡充された事業債については、中央コミュニティセンターの再整備事業ですとか、いわゆる公立保育所の建て替え事業の一部として民営化するほうの建て替え、それから旧こてはし台公民館の解体、こちらに活用することを予定しております。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 理解いたしました。

続いて、背景については最後になります。先ほど臨時財政対策債の話がございました。平成13年から出て、初めて発行額がゼロになったということで、先ほど要因については若干触れられていましたけれども、これは今後、我々も国に対してのアクションをする上で、どのように評価するか、認識するかということをいろいろ考えるのですが、臨時財政対策債を発行すると国債の利回りが上昇して、金利が高騰する可能性も指摘されておりました。実際にそういった市

場への影響はあったのか、あと臨時財政対策債の発行が続くと国の信用格付が低下するリスクがあるのではないかと、そうすると借入れコストが増加するという可能性も指摘されていたんですけれども、実際にどういう状況だったか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部参事兼資金課長。

○財政部参事（資金課長事務取扱） 資金課でございます。

臨時財政対策債につきましては、平成13年度に発行を開始して以降、地方財政計画における投資的経費が抑制される中であって、地方債への投資の機会が確保されるということで好意的な意見もあれば、その元利償還金の100%について、地方財政計画及び普通交付税の算定を通して財源措置されるという現行の対応に対する持続可能性の観点から、そのリスクを慎重に見極めなければならないといったなどの意見があることは承知しておりますが、この臨時財政対策債の発行をもちまして、実際に金利が高騰したかということの影響をはかることは、金利の高騰には様々な影響がございますので、その影響をはかることは難しいものと考えてございます。

また、臨時財政対策債の発行が続くことによりまして国債金利に影響するかどうかというお話でございますが、今、御答弁した内容に加えまして、日本を取り巻く社会経済状況などのほか、金融政策の動向であったり、需給のバランスといったことが国債金利の上下に影響してくるものでありますから、臨時財政対策債の発行が続くからということでもって、国債金利にどのような影響を与えるかということをはかることも難しいものと考えております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。我々としても悪者扱いではないですけども、これをいろいろよくは言ってこなかった経緯もあります。でも、ゼロになって来年度以降いろいろアクションする上では参考となったというところでございます。ありがとうございます。

それでは、予算編成書の考え方についていろいろ確認したいと思います。いわゆる市長選挙前ということで、今回の当初予算は、いわゆる一般的には骨格予算などと言われるんですけれども、その中でも一般会計で5,512億円、過去最大という話になると、その規模との兼ね合いでどのように認識されているかというのを確認させていただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 一般会計が今回過去最大となった主な理由でございますけれども、一つは普通建設事業費におきまして、新清掃工場に加えまして、若葉住宅地区の新設校の建設がピークを迎えたということで、普通建設事業として175億円、前年度より増えたということが1つ。

それから、扶助費につきまして、これは昨年10月に制度改正が行われました児童手当が、高校生まで支給ですとか、あるいは所得制限撤廃とかいうことがありましたけれども、昨年は10月に改正したために、通年ベースでなかったものが、令和7年度につきましては通年化になりますので、その分事業費が増えてくるということになります。

それから、利用者数が増えたことに伴いまして民間保育園の運営費が増えている、あるいは障害者介護給付費等事業費が増額しているということで、扶助費全体として約149億円の増となっております。

これらの要因によりまして、必要な予算を計上した結果、全体として過去最大の規模になったということになっております。

なお、喫緊に取り組まなければならない施策などを盛り込んでいる一方で、市長選を通じて実施を判断する余地を残しているという意味では、そういう意味では骨格的な要素もある当初予算であると考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。そうですね、そういった要素も残してやっていらっしゃるということだったのですけれども、そういう要素を残しているという意味では、先ほど少し話題に出ましたけれども、財政調整基金がどの程度残っているかというのはどうしても関心があって、先ほど大丈夫なのかなんていう話も出ていました。

実際に当初予算の段階になると、必ず資料には、先ほど財政局長も答弁されていましたが、決算剰余に係る積立見込額がこの段階では未反映ですという話があるので、断定的な判断ができないというか、多いとか、少ないとかと一概には言えないという状況は確かにあるんですが、ただ、先ほど三瓶委員のほうからも質問があったように、令和4年度、5年度の辺りをべらべらと説明されたので、もう少しちゃんと言っていたきたいと思います。

というのも、やはりこれは大事なところで、令和3年度のときは32億円の取崩しが0.2億円程度で済んで、もしかしたらコロナの交付金で、こういうウルトラC的な状況が起きたかもしれません。

その一方で、令和4年度になると、新庁舎やら、新しい駅やら、あとHPVワクチンのことで、いろいろなことが後から入ってきて、70億円ぐらい取り崩さなければいけないとなったりとか、そういった、いろいろな大きな変化があるものですから、正確に4年度、5年度の当初予算で財政調整基金がこの程度の予定だった、でも決算額ではこの程度の取崩しで済んだというのを、きちんと整理して教えていただけますでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 まず、先ほどお話しのあった令和3年度につきましては、コロナの影響で税収がかなり落ちるだろうと見込んでいたところが、それほど落ちなかったということもありまして、今おっしゃられたように、32億円の取崩しが結果として2,000万円で済んでいるという形になっています。

それから、順を追って説明いたしますと、令和4年度につきましては、当初予算で70億円の取崩し、さらに補正予算で5億円を追加して、最終予算では75億円の取崩しを予算化しておりましたが、決算ベースでは35億円ということで、取崩しを40億円減らしています。

それから、令和5年度につきましては、当初予算で60億円の取崩しを予算化しておりましたが、決算では50億円ということで10億円の取崩しを減らしていると。令和5年度につきましては税収が予算を割っているということもありまして、取崩しの額を10億円しか減らせなかったというようなことがある中で、6年度の見通しにつきましては、これは現時点で申し上げるのは非常に難しいということでもありますけれども、引き続き歳入の確保あるいは効率的な予算執行によりまして、実質収支及び基金残高の確保には努めてまいります。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。よく分かりました。令和6年は決算前でございますので、ただ6年度予算については、方針期間内の中期財政運営方針の返済額が80億円から60億円に変更したという経緯もありますので、今回の7年度当初予算案を踏まえて、この方針がどういう状況にあるのかは、お示ししたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 基金借入金の返済につきましては、令和7年度当初予算案の段階では、厳しい収支状況の中にあっても、財政の健全性の観点から、借入金額の返済分として5億円は計上したところであります。今後も社会保障関係経費の増あるいは市有施設の老朽化対策、あるいは物価高への対応など、厳しい収支状況が続くということも想定されますけれども、まずは来年度予算案の執行状況、あるいは令和6年度の実質収支の状況などを踏まえた上で、借入金の返済分の上乗せについては検討を図るなど、引き続き借入金残高の縮減には努めていきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。そこは一つポイントで注視していくことになると思います。

総論的なところについてはこんなところで、あと、個別案件について、幾つか最後にお伺いしていきます。

SDGs債、指摘要望事項でもこの間ありましたけれども、国内債の取組で地域金融賞を受賞されたと前回の議会でも出ていましたが、ブルーボンドですけれども、12月にも2回目の発行に取り組みまれるという答弁を市長がされました。始まってまだすぐでございますけれども、その状況と、あと令和7年度の取組についてお示してください。

○主査（伊藤隆広君） 資金課長。

○財政部参事（資金課長事務取扱） 資金課でございます。

本市のSDGsの理解の促進を図る観点や、千葉市債の投資活動の拡大、こちらを図る観点から昨年12月に発行しました2回目となるブルーボンドにつきましては、当初発行額を30億円としていたところ、市場との対話を重ねまして投資家ニーズに応える形で5億円増額し、結果的に35億円の発行となっております。

来年度につきましても、引き続き市場環境や投資家動向などを踏まえた上で、継続してSDGs債の発行をするように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。SDGs債については物すごく景気のいい話で、もう地方自治体のトップランナー的な存在になっているのですけれども、来年度以降はいよいよもう追われる立場というところもあって、この手の話はやはりすごくトレンドというか、今は答弁で市場との対話とおっしゃってくれましたけれども、そこは本当に多分大事なんだろうという気がします。成功体験にいい意味で引きずられることなく、そういったアンテナを高くしていただいて、時にはいろいろな、もしかしたら年度内の変更もあり得るかという気持ちもございます。そういった場合には逐次、また議会のほうにもいろいろ情報発信していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、先日の自民党の代表質疑にもありました、ふるさと納税です。少ししょっぱい話でございすけれども、神谷市政で何とか令和5年度決算では受入額が2億5,800万まで、急増ではあるんですが、きたというところではありますけれども、その一方で税収減が50億円あったというような答弁もございました。

ただ、これで驚いている場合ではないのは、他の都市ではもっと厳しいというか、名古屋市だと、やはり直近で2.2億円の寄附受入れに対して143億円の流出、横浜市も3.4億円の受入れに対して230億円の流出という状況があるようです。そういった大きいところだけではなくて、川崎市でも9.3億円を受け入れたときに頑張っていたと思ったら、流出はやはり100億円を超えて103億円みたいな、そのような話は出ているということですから、要は千葉市でも、まだまだ流出が出る可能性があるかと危惧しております、流出の金額もまだまだ増えてしまうかなと。そこで、令和7年度に、例えば、新たな返礼品等を考えているとか、また、市長のほうからも、九都県市のほうですか、特定控除額の定額の上限設定なども求めているという答弁がありましたけれども、来年度以降、国に改善の要望活動を行う上で、都市部の自治体に特別な控除制度を設けるという議論があるように聞いておりますけれども、財政の健全性を脅かしているようなこういった事態に対して、どのような対策を来年度以降考えていらっしゃるのか、それをお示しいただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 まず返礼品についてなんですけれども、やはり寄附の促進という観点で千葉市らしさというのを念頭に置きながら、返礼品の充実には取り組んでまいりました。

具体的な数字を申し上げますと、一昨年令和5年の12月末時点で367品から昨年12月の時点で797品まで、品目数としてはかなり拡充を図ってきたところでございます。今月にも2例目となるイチゴ狩りですとか、ゴルフクラブなどの返礼品の追加を行っております。具体の品は開拓をしながらということになるので、現時点では申し上げられないんですが、令和7年度についても引き続きこの基調で返礼品の充実を図っていきたいと考えております。

それから流出額への対応なんですけど、これまで国に対しまして現行のいわゆる控除される額というのが所得割額の2割という定率で行われていると、それだけではやはり今、委員がおっしゃられたとおり年々流出額が拡大基調にある中で、市としてはそこを、例えば、市民税の場合は10万円という定額の限度にするといった、こういった見直しを要望しておりまして、これについては国に粘り強く働きかけを行っていきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 分かりました。ありがとうございました。これは本当に、行政だけではなくてこちらのほうでもいろいろ、本当に考えていかなければいけないというところでございます。国にいろいろなアイデアを出していかなければいけないと思っていますので、協力してやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続いて、資産のことについてです。冒頭、老朽化対策のこともお伝えしました。この千葉市公共施設等総合管理計画によると、計画目標のイメージと書いてはあるんですけれども、令和31年までに公共施設等の維持管理、更新による経費、経費ギャップ費と言われる必要額に対する投資額の比率を1.0倍から1.1倍に改善したいと書いています。

現在の投資額を維持したとしても、ギャップ費1.6倍になるところ、長寿命化対策で1.1倍以

内にしようという、これは大変な作業かと思います。特に先ほど、ピークがいろいろありますというお話がありましたけれども、その山になる令和11年まで、これを1.1にもう抑えようと、そんな計画案に理解しているんですけれども、その全体的な状況とか、進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 直近の令和元年度から5年度までの5年間の公共施設等の維持管理及び更新等の経費につきましては、年平均で約777億円となっております。今、委員がおっしゃられました公共施設等総合管理計画で、まずは基準として、平成26年度から30年度までの年の平均の投資額595億円という数字がございますので、自然体でいってしまうと1.6倍を超えてしまうので、その1.1倍以内に抑えようというような目標を立てているところでございますが、今申し上げましたように777億円ということで、これは1.3倍に達しておりますので、残念ながら今のところは目標を超えてしまっているという状況でございます。

また、もう一つ、この公共施設等総合管理計画の中では、目標値としまして、総延べ床面積18万平方メートル縮減という目標も掲げておりますが、令和5年度末時点で増えた分と減った分とを差引きしまして、約2万2,000平米の純減にとどまっているという状況でございます。こちらは目標値に対して、今のところ13%という状況になってございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。三、四年はぎりぎりした戦いをしなければいけないのではないのかという、そのような見通しを持ちました。そういった意味でも、骨格予算とは言えども、こういった老朽化対策にはやはり投入せざるを得ないという状況もあるということもよく理解したというところでございます。先ほども申しましたように、三、四年はそこに気合いを入れてこちらも見ていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これに関連して、前回の定例会で私が質問した際に、市長から、令和7年度に公共施設等総合管理計画、先ほど示したもので、管理計画の改定を行うという答弁がありました。これはどういう方針で改訂されるのか、教えていただきたいと思います。来年度以降どうされるのか、お願いいたします。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 現在のこの計画につきましては、令和11年度を目標としているものでございます。また、資産経営を取り巻く基本的な状況というのは制定時から大きく変化しているものではないということから、基本的な公共建築物の総量、つまり、延べ床面積の純減に向けた目標値を設定するというやり方ですとか、この計画にございます、3つの基本的な方針として掲げている施設利用の効率性向上、施設の再配置、施設総量の縮減、この3つの基本方針については現在の計画を踏襲するという形で考えているところでございます。

ただ一方、最近の物価高騰等の状況を踏まえますと、施設の維持管理、更新経費の再算定、こういったものが必要という状況でございますので、再算定の結果、経費ギャップがさらに広がるということも考えられますので、経費ギャップの解消に向けて、これまでよりもさらに踏み込んだ資産総量の縮減対策ですとか、歳入の確保強化策、こういったものを打ち込んでいく必要があると考えておまして、その具体的な取組について、来年度この改訂作業の中で検

討していこうと考えております。

さらに、この計画の中には各資産の利用状況ですとか、維持コスト等の状況を踏まえまして、この資産を計画的保全、当面継続、見直しといった3つの区分のどれに該当するのかということの評価する資産の総合評価というのがございまして、それを、1巡目は平成25年から29年度にかけて、2巡目は令和元年度から3年度にかけて実施しまして、それについて記載されておりますけれども、3巡目を令和7年度に実施いたしまして、その結果についても記載していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 代表質疑の答弁を経ての質問だったので、かなり丁寧にいろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

そうですね、そのとおりなんですけれども、物価高騰がここに加わってきってしまうという、本当に労務単価がというので、この厳しさはやはり共有しなければいけないのかと思っています。もちろん厳しいだけでは駄目なんですけれども、先ほど、いろいろな手段を3つ挙げていただいていますけれども、そこは議会にも率直に、いろいろ前もって言っていただいたほうがいいのかと。一個一個の個別の施設の案件だけでなく、そこに対して利用状況とか、もちろんいろいろな要素もかみ合ってくるんですけれども、やはり全体像をしっかりと共有していることが大事かと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次の話題にいきます。あらましのほうに関連して、新庁舎整備のことです。常任委員会のほうの補正にも関連しているのかもしれませんが、ここに書いてあることで、敷地内整備工事も含めた工事全体の完了予定日であるとか、全工事トータルの執行見込み額、結局幾らぐらいまでかかるものなのかということも把握したいと思いますし、最後に、そもそもこれは交付税算入のある地方債を活用していただいて取り組んだ事業だと理解しているんですけれども、工事費に対して全体事業費の活用額とか、交付税の参入額についてもお示してください。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 新庁舎の整備工事につきましては、現在、最終工程である公用車駐車場の整備を行っているところでございまして、工事自体につきましては、4月中旬ぐらいに終了するというのを予定しております。その後、検査等を行いまして、令和7年4月30日をもって完了という形になります。

次に、工事のトータルの見込み額ということでございますけれども、今回の定例会に提出しております補正も含めまして、最終的な工事額としては274億2,209万5,000万円となる見込みでございます。

次に、工事費の全体事業、市債の活用についてです。市町村役場機能緊急保全事業債というものを、工事費も含めた全体事業に約253億円活用しております。交付税基準財政需要額への参入額としましては、約63億円となると考えています。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 理解しました。うまくやっていただいたと理解しました。これについ

ではそのとおりなので、次に行きたいと思います。

電子契約システムについてです。概要も、少し議事録で出ていましたけれども、あとコストがやはり気になるので、イニシャルコスト、ランニングコストをお示しいただいて、これはそもそも、県の動きに伴ってこういう動きになっていると理解しているんですけども、であれば、今後の更新とかも含めて県からそういう情報提供はあるのか、ないのか、分かる範囲で教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 これにつきましては、現在、千葉電子調達システムというものを活用しております。入札情報の公開や電子入札の執行、入札参加資格者名簿の管理等を行っております。この千葉電子調達システムは千葉県及び県内の市町村で共同運用を行っているシステムでございます。千葉県電子自治体共同運営協議会という、県が事務局を持っている協議会がございしますが、そこで運営しております。

事業者は県内共通の手続で入札に参加できるということがございますので、非常に利便性の高いシステムだと考えております。この千葉電子調達システムが令和8年5月に更新されるということに伴いまして、新たに電子契約システムというものができて、それとの連携機能が追加されるということで、これの利用は市町村ごとの任意となっておりますけれども、あらましの記載のとおり、契約事務の効率化や事業者の利便性の向上などを図るために千葉市としてもこれを利用開始すると考えているものでございます。

業務フローとしましては、千葉電子調達システムと、電子契約システムの間で、契約の件名ですとか契約金額、事業者名をデータ連携することで、案件公開、入札、落札決定、契約締結まで、システム上で作業が完結できるというようなものになってございます。導入によりまして市側の効果としましては、契約締結に係る事務時間が約30%ほど削減されると見込んでおります。

また、事業社側につきましても、契約書のやり取りのために来庁するという必要がなくなりますので、大幅な事務時間の削減が見込めるほか、収入印紙が不要になるというメリットもございます。

次に、コストについてですけれども、今回の債務負担行為ですが、イニシャルとしては約300万円、ランニングとしては約800万円で、この1,100万円という金額を計上してございます。

最後に県からの情報提供のことということですが、次期電子調達システムの契約期間が令和8年5月から13年4月までの5年間ということで聞いておりまして、これは電子契約システム、入札のほうの電子調達システムと同じ期間で行うと聞いております。千葉県電子自治体共同運営協議会の事務局からの情報としましては、今回のスケジュールとしまして6月頃に正式に参加するかどうかということを各市町村が判断して表明し、これは令和7年の話ですけれども、8月に当該事業者と契約、その後の協議を経て、8年の5月から運用開始という形で聞いております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 理解しました。

次、税務部関連で、これはすみません、私、いつも同じことを聞いて申し訳ないんですけれ

ども、不納欠損については消滅時効が一番よろしくないというか、行政の努力で解消できるものではないかという認識があるものですから、消滅時効による不納欠損の件数と、その推移、それに対してどういう認識をされているかをお示してください。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 令和5年度の市税の消滅時効による不納欠損の件数ですが、3,725人で、令和4年度と比較しまして、90人の減となっております。令和元年度の5,071人から年々減少しております。消滅時効による不納欠損の減少を実現するため、高額、困難事案を中心に、財産調査を徹底して行いまして、適切に滞納整理を進めてまいります。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。これはずっと前から、繰り返し聞いていてあれですけども、しっかりスケジュール管理とか、いろいろな情報管理をする中でいろいろ取り組めることではないかと思ったので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、これを質問していいかどうかを一応判断していただきたいんですけども、代表質疑の中でも宿泊税のことが出ていました。金額のことも話題に出るんですけども、それ以上に私は特別徴収義務者とか、それに関連する事務を県と市のどちらが担うのかというのは、物すごく重いテーマだと思っています。その代表質疑の市長答弁でもそういった考え方が垣間見えた気がしております。実際に県が一括徴収してくれなければ、これは市の大変な負担になるというか、100円を徴収するために1,000円の事業費がかかるような、そんな事態も想像するところですけども、そういったことを心配しています。

そこで、例えば、現在の現在の特別徴収の実施率の状況、これは以前のイメージだと、頑張っても8割中盤ぐらいまでしかいかないという、そのようなイメージがあったんですが、現在の特別徴収の実施率をお示しいただきたいのと、来年度以降にも市も宿泊税を特別徴収とかを実施しなければいけないとなった場合の実務上の課題なども、お示ししていただけるのであればお願いしたいと思います。よろしいですか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 現在の特別徴収の実施率でございますが、令和6年度個人市民税においてですが、給与所得のある者のうち、特別徴収により納税している者の割合である特別徴収実施率は87.3%でございます。

あと、実務上の課題という御質問でございますが、宿泊税の徴収の主体についてですが、本市が主体となって直接徴収する場合でございます。今のところ県のほうでとお願いをしているところでございますが、仮にそうなった場合なんですけれども、賦課徴収システムの単独での構築や維持管理、また賦課徴収に係る人件費が相当程度生じることを見込んでおります。

また、県と市が別々に賦課徴収を行うこととなった場合ですが、特別徴収義務者は申告納付義務を県と市それぞれに対して行うことになりますので、特別徴収義務者の利便性の観点から一括徴収が望ましいと考えております。

1月に行われました、県と市町村との意見交換におきまして、本市から県による一括徴収を要望しているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。1人、2人ぐらいの家族経営のところなんかは、特別徴収義務者というのも正直言うとしんどいわけですよね。大きいところであれば別でしょうけれども、多分そういったところは、さっきは個人の話でしたけれども、いずれにしろ、それをまた追いかけていくというのは本当に結構しんどい作業だろうと、それで、いろいろな状況が変わったりとか、制度が少し微調整されて変わっただけでも、そういうのを全部伝えていかなければいけなくなりますしというところで、そういうのを本当にやっていくのは、それを基礎自治体にやらせるというのは、ちょっとどうなのかというところもございます。引き続き、そこら辺については協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは、ウェブ口座受付とかもあったんですけども、資料を読めば分かるところでしたので、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） すみません、昨年旧会派で御迷惑をおかけしたので、久しぶりの質問になります。よろしくお願いいたします。一問一答形式でお願いします。

まず、大きな話として財政調整基金とかの基金借入金残高とかについて先輩方が質問されているんですけども、少し視点を変えて質問させていただきます。

先ほども財政局長の答弁で、年度途中で積み上げとか、そういったものも想定して、その後、調整しているということは理解した上での質問になります。

まず財政調整基金なんですけれども、平成28年度の71億円から少しずつ上昇して、令和3年度には189億円までたまってきましたが、令和4年度からの取崩しで令和7年度予算では23億円まで減ってしまいました。

昨年度にもこのままでは令和8年度、再来年度の予算くらいで財政調整基金が枯渇してしまう懸念を総務分科会で訴えてきましたが、令和6年度予算で78億円の取崩し、令和7年度予算でも69億円の取崩しをしていることから、同じペースで取崩しを行うと、再来年度予算で資金不足になる可能性が極めて高いと考えられます。そこでお伺いしますが、財政調整基金の残高が枯渇する可能性のある再来年度以降は棚上げして今回の令和7年度予算を組んだのか、それとも、ほかの事業経費を削る事業が全くなくて、最小限に最適化した予算を組めたのか、見解をお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 行政は継続して続くものでありますので、令和8年度以降を棚上げして予算を編成したということはございません。

今回の予算編成に当たりましては、基本的な考え方にありますとおり、財政の健全性とのバランスという観点は常にやはり意識しておりますし、可能な限りの歳入確保、事業見直しには努めてきたところであります。一方で新年度予算につきましては、市税収入が増加するものの、扶助費等の義務的経費の増加、あるいは行政コストの上昇など、義務的、経常的経費の財政需要に対応せざるを得ないという状況でございました。

こうした状況に加えまして、子育て支援、教育施策あるいは未来を見据えた都市基盤の充実、強化など、必要な分野に予算を優先配分し、一方で、できるだけ財政調整基金の残高を残そうとした結果、昨年度は78億円取崩ししておりますけれども、今回は69億円の財政調整基金の取

崩しを実施したという形になっております。こういった状況は他の政令市でも実は同様となっておりますけれども、ただ私どもとしては、これまで以上に歳入確保と歳出削減の取組を徹底するとともに、効率的な予算執行を通じて実質収支の確保に努め、基金残高の確保を目指していきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今年度で局長が定年されるということなので、これまですごく財政面をやっていたと思うんですけども、次期財政局長には、少し来年、再来年度以降の予算ではかなり大変なバトンを渡す形になりそうというのが私の感想です。

こちらの話というのは、昨年度から続いているという話もしましたが、具体的に指摘要望事項の取組でも、令和6年度当初予算に対する指摘要望事項でも、財政の健全化の維持を取り組まれないとか、令和5年度決算に対する指摘要望事項でも財政の健全化の維持向上を図りたいというような、分科会としての、議会としての指摘をしている中で、今回の予算案では財政の健全化について危惧せざるを得ないというような内容に引き続きなっているという状況でございます。

過去の予算、決算特別審査委員会の指摘について、ある意味議会の指摘については、当局はどのように捉えているのか、改めてお伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 私どもも議会からの指摘につきましては、真摯に考えて予算編成を行っているところであります。ただ一方で、先ほど申し上げましたとおり、今回につきましては、扶助費の増を中心として金利が上がったり、それから物価が上がって行政コストが上がったり、様々な経費が上昇している中で、結果として財政調整基金を69億円取り崩した形になっているというところでございます。

引き続き、財政調整基金をなるべく残していきたいと思っておりますし、また、市債管理基金への返済につきましても、できる限り返済していきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。

続きまして、基金の借入金の残高に関してなんですけれども、こちら、基金借入残高を、令和4年度から令和7年度の千葉市の中期財政運営方針では4年間で80億、毎年20億円ずつ返済していくという計画でしたが、令和6年度予算では10億円、令和7年度では5億円の返済の額の縮小となっておりますので、これは物価高騰とか人件費の上昇などで行政コストが増加しているためということが大きいと思うんですけども、一方で、市税も前年度から158億円で、7.7%増加しているという中でこういった数字となっております。

今後は残高返済のペースを計画どおり戻していくのか、それともペースを修正して、令和8年度以降に返済額を設定していく方針なのか、その辺りを、現段階の財政局長の見解で構いませんので、御答弁をお願いします。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 今後も社会保障関係経費は増えていくと思いますし、市有財産の老朽化対策もありますし、物価高もあります、上昇する金利もあります。そういった厳しい収支状況が想定されているところであります。今後の返済額につきましては、令和8年度以降を計画期間といた

します次期の財政運営方針におきまして、7年度中に検討することになりますので、現時点において具体の金額を申し上げることはできませんけれども、まずは来年度予算の執行状況、あるいは6年度予算の実質徴収、実質収支をできるだけ確保していくということに留意した上で、引き続き借入金の残高の縮減に努めていきたいと考えております。

今の状況を踏まえますと、今回の中期財政運営方針よりもやや厳しくなるということも可能性としてはあるのではないかと思います。

特に、政令市におきましては軒並み厳しい財政状況でありまして、他団体におきましても千葉市は今回69億円を取り崩しておりますけれども、他団体を見ますと、平均で千葉市よりも多く、80億円以上の平均額を取り崩しているという状況にあります。中には、市債管理基金から新たな借入れをしているというような団体もあります。そういった状況ですので、千葉市についても今後厳しくなることはあるとは思いますが、引き続き、先ほど申し上げましたとおり、借入金の残高の返済には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 千葉市中期財政運営方針なんですけれども、局長も変わるので新たにまた次期財政局長の下で作成していただければと思うんですけれども、議会の指摘要望とか、こういったある意味自分たちでつくった計画も、社会情勢の変化もあると思うんですけれども、守られずに今財政が悪化している状況で、ここのタイミングで財政局長も変わるというところで、令和8年度以降の新方針とか新計画、中期財政計画は7年度までだと思うので、早急に策定して方針を固めていったほうがよいと思うんですけれども、その辺りの見解をお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 残念ながら私はこの3月末で一応役職定年ということになってしまいますけれども、一応行政は継続しておりますので、これまでの考え方は当然新しい局長も引き継いでいくと思っております。おっしゃるとおり、厳しい財政状況がありますので、そういった中で早めに対応していくことが必要だと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 具体的にいつ頃、次の中期財政計画というか、令和8年度以降のが…（「いや、まだ財政局長が現在いるじゃないか、失礼だろう」と呼ぶ者あり）

○主査（伊藤隆広君） どうぞ続けてください。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） すみません、大変失礼な質問なんですけれども、財政がかなり悪化している中で、財政局長が変わるのはタイミング的に分かるんですけれども、令和8年度、次の予算なりが近づいてきているので、財政局長ではなくてもいいので、そういった動きがあるのか、どういう想定で動いているのか、その辺りをもし言えれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 4月以降新しい体制の中で考えていくということになると思いますが、財政状況が厳しいことは当然変わりませんので、早めに対応していくものと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 現段階で財政局長に聞くのもあれなんですけれども、この再来年度予

算でまた減ってしまうのか、それとも維持なり、上積みを期待できるのか、現時点でどういう想定で今年度予算をつくられたのか、最後にこの質問ですけれども、お聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 具体的に増えるか減るかというのはなかなか申し上げづらいんですけれども、ただ、景気自体はかなりよくなってきているということは言えるんだろうと思います。

先ほど税の関係でも申し上げましたが、個人市民税もどんどん伸びてきていると、法人市民税もまた伸びていく見込みということがあります。ただ、そういった中で、国は税が伸びると収入は伸びるんですけれども、地方公共団体の場合は必ずしもそうっていないというのは、御存じのとおり地方交付税があるわけです。

基準財政需要額と基準財政収入額があって、その差分が基本的に交付税として入ってくるということになります。ですので、税が伸びた分が、収入がそのまま伸びるわけではないということがありますので、そういった全体像を見ながら、財政運営については考えていかなければならないと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 先ほど、市民税も158億円で、前年度より上がっているということなんですけれども、7.7%増で、物価高騰はもっと高いパーセンテージで上がっているという認識なので、ある意味しょうがない部分もあると思うんですけれども、厳しい財政状況の中でも、これまでぎりぎりやってきていただいた財政局長にはお礼を申し上げるというか、そういった気持ちはあるんですけれども、引き続き次期財政局長の下でも、こういった現局長の方針を守りつつ、さらに改善していけるような取組をしていただければと思います。

続きまして、資産管理システムの運用についてなんですけれども、資産の総合評価の実施や資産カルテのウェブ上での公表から10年ほどが経過していますが、この10年でどのような成果を感じているか、お聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 この10年でということなんですけれども、10年前に比べますと、市の職員にしても、市民の皆様も、資産経営を取り巻く非常に厳しい状況ということについての理解が大分広まってきているのかなと感じております。

例えば、今まででしたら、市の建物が老朽化しましたら、そのままそれを同じ形で建て替えるとか、あるいは大規模改修するというのが当然という考え方があったかもしれませんが、今はその施設の根本的な在り方を考えるとか、複合化など、別の方法を考えるといった必要性があるんだということについて、気がつくきっかけをこういった公表等で得ることができたというのが、一つの大きな成果ではないかと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 気づくきっかけを持てたのは、すごくいいことだと思います。

市民とか団体の方から、実際に資産経営に関する問合せが増えたとか、そういった具体的なものとかがというのはあったりするんですか。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営課長。

○資産経営課長 資産経営課でございます。

特に問合せの件数等の記録はしておりませんので、比較はしていないんですけれども、住民

の方々にお会いするときに、例えば、資産カルテを見たですとか、そういうお声を頂くことはございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 実際に資産カルテとか、そういったものを内部で活用するというのは、大分ここ10年で進んでいるということではないですか。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 資産カルテには、例えば、面積ですとか、施設の収入ですとか、経費ですとか、そういったものが記載されているわけですが、そういったものも踏まえつつ、先ほど質問でもお答えしましたが、資産の総合評価を実施する際にもそういった資産カルテの状況というのも踏まえつつ行っていくと、その上で計画的保全ですとか当面継続、見直しといった資産の評価を行っていくという形になっておりますので、そういった点でも活用できていると感じております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、現時点でもう外部の周知というか、情報の透明性の部分と、あと内部での活用も進んでいるということなんですけれども、今後、資産管理についてさらに何か改善するような取組を考えられているか、こちらについてお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 人口減少局面というのが到来するという状況の中で、今後厳しい財政状況というのが続くということですので、これまで以上に資産経営についての取組が必要であるということは認識しております。

これまでも施設の複合化、集約化ですとか、民間活用の活用など、いろいろな取組を行ってきたんですけれども、先ほど来、話が出ていますように、非常に厳しい状況が今後もさらに進んでいくということは考えております。

そうした中で、この状況というのは千葉市だけではなくて、他の自治体も同様の状況ですので、他の自治体の取組、例えば、御案内のとおり、包括管理委託などを実施している自治体等もありますので、そういったことについても研究しながら、さらなる改善策について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 公共施設の包括管理委託の話が今出ましたけれども、こちらは、千葉市はまだされていないということではないですか。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 行っておりません。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ある意味、資産の管理なので、第三者にお願いするののもどうかという部分と、あと、千葉市職員の方のほうで千葉市のことをより知っていると思うので、その部分を融合して、民間の考え方と、あと千葉市の千葉市をより知っているというところを、こういうのは協働というんですか、民間との協力関係というのも一つ手ではあるかと感じました。

具体的に、公共施設の包括管理委託とかという話はもう進んでいるんですか。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 今、申し上げましたのは、他の自治体のいろいろな取組について研究していくという中の一つの事例として申し上げました。包括管理委託について、特に千葉市の中で検討が進んでいるというものではございません。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。他市のよい事例とか、あと、私はたまたま大学の教授と話す機会があって、そのときにも千葉市の資産管理の部分の話をされていて、もう少し緻密にやったほうがいいのではないかという話はされていたので、今もある程度、情報を研究して公開したりとかされているので、よりもう一段上積みしていく中で、こういった包括管理委託とか、あとはそれを使わないまでも、千葉市職員だけでも全体を管理できるようなそういった仕組みをできれば、できれば近いうちに構築していただければと思います。

続いて、市税徴収に関してなんですけれども、財政局所管の税務事務所において、市税徴収のほかに各種保険料をまとめて徴収するように組織再編した時期と、あと、近年徴収率が伸び悩んでいる状況、これをどう分析するのか、見解をお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 各強制徴収債権の横断的な滞納整理を行うため、令和2年10月の統一滞納管理システムの稼働に合わせて、市税のほか、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料の滞納繰越分の滞納整理については、東西市税事務所の納税各課で行っております。本市の近年の市税徴収率の状況についてですが、令和5年度の現年度分の市税徴収率は99.3%で、政令市平均の99.5%とほぼ同率でございました。一方、滞納繰越分の徴収率は30.8%で、政令市平均の39.5%よりも低い状況にあります。令和5年度の滞納繰越分の徴収額は約13億3,100万円で、政令市平均の徴収額の約12億2,700万円よりも上回っております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、答弁いただいたのが、現年度分の徴収率はほぼ政令市の平均よりも0.2%低いぐらいという話があったんですけれども、現年度分と、あと滞納繰越分の合計の徴収率、これが他の政令市と比べてどのぐらいなのか、平均なり順位とかが分かれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 市税合計の全体での徴収率ですが、市税合計というのは、市税の現年度滞納繰越を合わせたの合計でございますが、例えば、相模原市が98.1%、さいたま市が98.5%、千葉市が97.9%でございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一応、平均だとか順位も知りたかったんですけれども、今の答弁の中で出てきた、さいたま市と多分人口がそこまで変わらずに、東京近郊ということで、ある程度同じぐらいの規模感だとすると、さいたま市の98.5%、これ辺りがマーキングのパーセンテージになってくるかと思うんですけれども、それから0.6ポイント低くて、例えば、これがさい

たま市と同じぐらいのパーセンテージだとすると、10億円以上プラスの上積みが市税でありそのような計算になるんですけれども、そういった中で、2%上がると予算規模的に約22億円上昇すると思うんですけれども、この辺り、今、千葉市が保険料と一緒にやっている関係で伸び悩んでいるんですけれども、特別会計の保険料のほうを重視しているのか、それとも市税も一緒に上げたいのか、その辺りの見解、方針を教えてくださいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 特に保険料を上げたいとか、税のほうを上げたいということではございませんで、統一滞納ですので、全体として徴収を図っていきたいと考えておりまして、今は上位200件ということで、市税だけではなくて、料金も含めて上位200件を優先的に取り組むということで、徴収を上げていくということで対策を取っております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） そうですね、保険料、全然、多分徴収率はかなり上がっていると思うので、特別会計の部分はむしろ増えているというイメージは持っているんですけれども、その辺り、市税のほうがあまり増えていないので、その辺りのバランスをどうするかで、他の政令市で、市税徴収部門における市税と各種保険料の徴収状況、これは他市との比較で、分かる範囲で状況を教えてくださいませんか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 国民健康保険料で申し上げますと、さいたま市のほうは国民健康保険の現年滞納繰越しを合わせまして、国民健康保険の合計85.5%の徴収率となっております。先ほど、相模原市を申し上げましたので、合わせて申し上げますと、相模原市ですと80.7%でございます。千葉市は御参考までに83.1%となっております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ある程度保険料とかも底上げされているのは認識しているんですけれども、他の政令市で、千葉市と同じような組織再編というか、市税と保険料を一括して徴収しているような、そういった市がどのぐらいあるのか、その辺りを教えてくださいませんか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 本市と同様に市税と国民健康保険料などの債権を対象とした徴収を一元化した組織を設けている政令市は、令和6年度時点でございますが、20市のうち、本市を含め6市でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） その6市の共通点だったりとか、それからそれに再編、一括徴収にしてから徴収率が増えているのか、そもそも、それとも、これを導入していない他の政令市と比べてあまり上がっていないのか、その辺りの状況が分かれば教えてくださいませんか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 徴収を一元化したことによって影響が出ているかどうかというのは、なかなか分析が難しいことと思っておりますが、例えば、さいたま市ですと、先ほどから申し上げてますとおり、市税合計98.5%、国保合計85.5%ということで、特に問題があるかということ、ただ、

市税のほうでの政令市の順位は、さいたま市は15位ですので、料金と一緒に下がっているのかというと、そうでもない都市もありますので、例えば、浜松市ですと、市税の政令市の順位のほうが7位でして、浜松市も国民健康保険料などを一元化していますが、それで順位が低いということもございませんので、比較するのは難しいことと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 最後に、徴収部門において所感を申し上げますけれども、同じように市税と保険料を一括して徴収している市が政令市で6市ある中で、それもうまくいっているところとうまくいっていないところがばらけているという話なので、うまくいっている政令市、浜松市だとか、そういったところを研究なり、何でうまくいっているのかというところの分析はしていただきたいと思います。

ある程度伸び悩んでいる中で、まだまだ他の政令市では、伸びている政令市もありますし、千葉市はかなり低いほうだと思うので、ここの底上げで毎年の徴収を、できればさいたま市ぐらいにして、プラス10億円ずつぐらい上積みしていただければと思います。

最後に、税収関係で、答えられればいいんですけども、収入を増やすという意味で言うと、千葉市は政策として企業立地を重視していると思うんですけども、ここ10年ほどで具体的に税収にどのぐらい貢献しているか、ある意味、先行投資した上で後で税収上として回収するような仕組みだと思うんですけども、どのぐらい企業立地によって税収に貢献しているかというのを、分かる範囲で教えていただけますか。分からなければ大丈夫です。

○主査（伊藤隆広君） 御答弁いかがですか。財政部長。

○財政部長 申し訳ございません。その税収と効果額という数字は経済部門のほうで把握しているので、今手元にはないんですけども、基本的には固定資産税について、当初5年間で補助するというので、5年目以降の分については純増として市のほうに還元されてくるということになるんですが、予算査定の中で聞いている限りでは、基本的にはもうそれ以上、5年以上、10年とかと継続して事業運営がなされているということは確認しておりますので、そういった部分ではメリットは十分あると考えております。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私も昨年か一昨年に、税収は企業立地で貢献しているというデータをその時点でもらったことがあるので、やればやるほど税収に貢献するという印象を持っているので、収入を増やすという意味では、徴収率の改善と、企業立地だとか、競輪は少しあれですけども、稼ぐような事業にもまた力を入れていただいて、収入を増やす、削減するところは削減するというところを、財政局としてもトータルでまとめて精査していただければと思います。

私からは以上になります。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私からは一項目だけ、2つ質問したいと思います。一問一答でお願いします。

公用車への電動車導入の推進についてです。

公用車の各公共施設における現在の配置状況と、そのうちの電気自動車の台数を施設ごとに

教えてください。また、各公共施設における充電設備の状況についてもお知らせください。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 公用車の各施設の配置状況及び電気自動車の配置の状況ですけれども、令和6年12月31日の時点で公用車は市全体で996台ございます。そのうち電気自動車は51台導入してございます。施設別ですけれども、本庁舎は公用車が171台ございまして、電気自動車は4台でございます。本庁舎以外、区役所、保健福祉センターなどいわゆる出先機関という形でまとめさせていただきますと、公用車が全体で825台、そのうち電気自動車が47台という状況でございます。

次に、充電設備の状況についてでございますけれども、市の15施設に現在50基設置しております。施設別では本庁舎に今3基ございます。また本庁舎以外の区役所等につきましては47基設定してございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 区役所にも充電器などが配置されているとおっしゃっていましたが、充電器は全区役所に設置されているんでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 区役所は、中央区役所が、今、美術館になっているところに以前はございまして、そのときはあったんですけれども、きぼーるのところに移転した関係で、今は中央区役所にはないという状況になってございます。他の区役所は設置しております。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 次の質問に行きます。

今後の各公共施設における充電設備設置の計画について教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 今後は令和5年3月に策定いたしました千葉市公用車への電動車導入方針に基づきまして、電動車の導入を進めているところでございまして、施設に充電設備を設置できるという場合は、新たに導入するものについては電気自動車を導入することとしております。令和7年度におきましては、本庁舎など5施設に充電設備を整備する予定としております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。では、私から所感を述べさせていただきます。

令和6年の第2回定例会で、新庁舎のほうに急速充電器3台を、1億7,500万円をかけて設置したというお話がありましたけれども、今回、令和7年度は1億2,600万円で電気自動車16台と急速充電設備1基、普通充電設備26基を設置されているということで、そう考えますと、非常に多くの充電設備とか電気自動車の導入を同じぐらいの値段でできたということで、非常に脱炭素化のやり方としてはすごくいいのではないかと思います。

また、先ほど他の本庁舎以外のほうにも設置していただいているということなので、災害時にも充電設備を市民の方が使えるというところでも非常にいいのではないかと思います。

今後も広くこのような設備を設置するということで、前回、令和6年のときみたいに3台でこれぐらいの値段でというところがありましたら、この値段の差を見ていただいてもう一度考えていただくきっかけにもなるのではないかと思います。なので、これからも広く市民の方が利用できるような設備を整えていただきたいと思います。

以上です。

○主査（伊藤隆広君）　ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。野本委員。

○委員（野本信正君）　それでは、一問一答で質問をさせていただきます。

新年度予算は総額1兆円を超す予算になったわけでありますけれども、この1兆円を超すということについて、財政局長の感想はいかがでしょう。

○主査（伊藤隆広君）　財政局長。

○財政局長　全会計予算の規模の推移を申し上げますと、20年前の平成17年度は、7,051億円でした。それから10年前の平成27年は8,561億円、今回7年度は1兆109億円ということでありまして、おおむね10年ごとに1,500億円から1,600億円ぐらい増えてきているという形になっています。

今回も含めて、一般会計の主な増要因という形の中では、やはり民生費と教育費が目立っておりまして、民生費について申し上げますと、20年前の平成17年度は837億円、それから10年前の平成27年度が1,439億円、そして今回の令和7年度は2,143億円ということで、この10年間だけ見ても700億円増えているという格好になっています。

それから、教育費についても同じように見ていきますと、平成27年、10年前ですと259億円だったものが、令和7年度は797億円ということで、10年前と比べて500億円以上の増ということでありまして、これが予算規模を押し上げている主要因ということで認識しています。

このような数字を見ますと、やはり少子高齢化が着実に進むという中で、社会情勢が変化して、予算についても変化する環境ですとか、ニーズに合わせて編成されてきているということを改めて実感するところでございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君）　野本委員。

○委員（野本信正君）　感想を聞いたのに、長々と説明いただきました。

次に、前年度比418億円の増額の原因は何かと、清掃工場とかいろいろありますけれども、その辺はしっかりお聞きしておきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君）　財政部長。

○財政部長　一般会計の前年比増の要因でございますけれども、まず、普通建設事業において、今、おっしゃられた新清掃工場建設、それから若葉住宅地区の新設校、これらの建設がピークを迎えるということで、全体で前年比で175億円の増になっているということと、扶助費についてなんですが、令和6年、昨年の10月に制度拡充が行われた児童手当、その通年化ですとか、利用者数増に伴う民間保育園運営費の増、また障害者介護給付費等の増で、前年度比全体で149億円の増と、これが要因となっております。

○主査（伊藤隆広君）　野本委員。

○委員（野本信正君）　歳入では前年度比市税が158億円、国庫支出金が182億円と増額してい

るわけですが、財政調整基金をなぜ69億円も取り崩さなければならなかったのか、その辺の理由について述べられたい。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 国庫支出金が増加した要因としては、主に先ほどの新清掃工場の整備に伴って国庫支出金が入ってきたということ、それから児童手当の制度拡充に伴いまして増額となったということであります。

また、市税等の一般財源は確かに増額になってはおりますけれども、扶助費に加えまして市内ネットワークシステムの更新ですとか、あるいは義務的経常的経費の財政需要増に加えまして、子育て、教育施策や未来を見据えた都市基盤整備の充実、強化などに対応するため、69億円の財政調整基金の取崩しを実施することとなったものでございます。

市税は今回158億円増えておりますけれども、このうち約58億円から59億円は、令和6年度に実施いたしました定額減税が7年度はなくなったことによって増えたものであります。

それから、税が増えている中で、地方交付税につきましては36億円今回増えておりますけれども、臨時財政対策債が70億円減っておりますので、その差引きは34億円になっていると、そういった諸事情もありまして、全体としては今回69億円の基金の取崩しとなったものでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政調整基金の残額が少なくなってしまうと、緊急に財政が必要な事態が発生したときに大丈夫なのかということが、やはり問われるわけです。でも、69億円取り崩すといっても、全部は使わないという考え方もあるかもしれませんが、その辺の含みについてお答えいただきたい。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 財政調整基金の残高につきましては、今おっしゃられたとおり、令和7年度の見込みは約24億円となっておりますけれども、この残高につきましては、先ほど来申し上げておりますが、当初予算の編成の段階での数字ということでございますので、これから6年度の決算剰余金等が反映されていないものですから、そういったものがこれに加わることになります。今後効率的な予算執行等によりまして、令和6年度の取崩しの抑制に努めまして、一定の上積みを見込んでいくということでございます。なお、こういった状況につきましては、これは千葉市だけの状況ではなくて、先ほど申し上げましたが、他の政令市でも同様な状況となっております。とはいえども、これまで以上に歳入の確保、それから歳出の削減の取組を徹底するとともに、効率的な予算執行を通じて実質収支の確保に努め、できる限り基金残高の確保は努めていきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） つい最近ですけれども、財政調整基金で物価高騰対策を行ったその後に、国の臨時交付金が入ってきたらすぐに財政調整基金を引っ込めて元に戻してしまったこともありますから、取崩しというのはどうも全額、本当に崩すのかどうかという点では、やや本気かどうかと問われるところだと思って、できれば残ったほうがいいと私は思います。

それから、増額した予算を配分した主な事業と予算額はどうか。

○主査（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

先ほどの部長の答弁と少し重複いたしますが、具体の事業名を含めて申し上げますと、前年度比、今回418億円の増額ですが、主な事業としては、建設事業の中で新清掃工場の整備が285億円で、前年度比177億円の増、また、若葉住宅地区新設校建設、こちらが48億円で、前年度比40億円の増です。また扶助費を含む社会保障関係経費、こちらでは児童手当の支給が190億円で、前年度比48億円の増、民間保育園等運営費が295億円で、前年度比47億円の増となっております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 新清掃工場は、委託料も含めると総額700億円を超すプロジェクトで千葉市最大なんです。清掃工場を造ることはやぶさかではないんですけども、あそこは溶融炉がコークスを燃やしてCO₂をぼんぼん排出する、こういうものを造ってはいけないと我々は言ってきたんですけども、他の会派はみんな賛成してしまったから、できてしまっているんですけども、やはり地球温暖化対策という点では非常に問題だということです。

でも今回の286億円を反対するつもりはありませんが、やはりコークスをたくのを少なくしてCO₂の発生を少なくさせると環境局に言っても、ちっとも答えないから、財政局もちゃんとやってもらいたいと思います。

それから、そういう清掃工場の286億円とかを除いても、132億円余の総額予算の増額です。そういうことになるんですが、それなのに公共料金、国民健康保険料の5年連続となる引上げを、福祉カットをなぜするのかという、ここが問題なんです。お答えください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 今回歳出が増えたのは、おっしゃるとおり新清掃工場もそうですけれども、扶助費の増あるいは行政コストの増などによるものでありまして、結果として基金の取崩しによってようやく収支の均衡が図られたというところであります。一方で公共料金の改定につきましては、市民生活に与える影響などを総合的に勘案しまして、今回につきましては、法改正に伴う建築関係の手数料、それから国民健康保険料に限定した中で必要最小限の新設、改定となるように努めたところであります。

この国民健康保険料につきましても、将来にわたって持続可能な事業運営を図るため、1人辺りの給付費の増加に対応する保険料の改定を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 所管ではないから言いませんけれども、国民健康保険料というのは所得の15%から20%になってしまうんですよ。もう生活にとって大変な重荷なんです。ここをちゃんと考えてもらいと思います。

共産党市議団は昨年9月の市長へ予算要望で、必要性の乏しい事業や、急ぐ必要のない事業、大型開発などを見直して財源を確保し、福祉カットをやめる、物価高騰対策を進め市民生活を守る、学校給食の無償化、当面中学校までの実施、高齢者の外出支援、65歳以上は100円でバス利用をできる制度の創設等を求めたが、なぜ取り組まないのか、お伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 新年度予算につきましては、市民生活のさらなる向上に向けまして、例えば、保育士の確保に向けた保育士等の給与改善支援を拡充しましたし、あるいは施設整備の促進に向けて病児、病後児保育の運営を支援すると、あるいは物価高騰対策につきましても、国の交付金の配分額全てを活用しながら学校保育施設の給食費、あるいは中小企業への事業継続などの各種支援に取り組むこととしているところであります。また、本市が持続的に発展するためには、やはり中心市街地の活性化ですとか、高規道路ネットワークの強化などにつきましても、将来負担に配慮しながらということではありますけれども、着実に推進する必要があると考えております。

こういった中で教育や子供、高齢者支援の施策全体につきましても、やはり優先度を見極めて実施すべき施策を総合的に検討する必要があるまして、給食費の無償化、あるいは外出支援の外出応援パスポート等の導入につきましても、現時点での実施は困難であると考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政局長も結構長くなりましたけれども、市議会議員が質問していることを全部否定して、自分が言うことが一番正しいというような答弁はよくないと思うんですよ。委員のおっしゃることももっともと思いますが、今こういう事情なので、こうなんですという説明をしてほしかったと思ったけれども、もうすぐ辞めてしまうそうなので、部下にちゃんとそのことを伝えていただきたいと思います。

次に、厳しい財政状況と言いながら大型開発などの見直しはしない、予算編成によって市債の発行も増えていると、新年度予算の中で、市債発行の多い順に1位から5位までの事業名と発行額を示していただきたい。

○主査（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

一般会計の中で市債額の大きいものから事業名と市債発行額の順で申し上げますと、最も多いのが、先ほど事業費の増でも出てまいりましたが、新清掃工場の整備、こちらが197億円です。

2番目が、こちらも事業費の増の要因でもございました、若葉住宅地区新設校の建設、こちらが43億円です。

3番目が、下田最終処分場の浸出水処理施設の建て替え、こちらが24億円です。

4番目が、総合保健医療センターの大規模改修で、19億円です。

5番目が、療育センター大規模改修で、発行額は14億円となっております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 下田最終処分場の浸出水処理施設の建て替えが24億円ということで、埋立てを一つやると、埋立費の汚水処理費が50億から60億円かかるんです。だから、私は新しい最終処分場には屋根をつけろと言っているんだけど、なかなかそこまでいっているかどうか分かんないので、そうしないと、金がかかって駄目ですよ。

次に、市債管理、市債残高です。これは市が発行した冊子で見ると、令和５年度と比べると残高が353億円増額になっているんです。だから財政健全化が後退しているのではないのかと思いますけれども、どうですか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 今回の市債残高が令和５年度と比べて増額となった主な要因といたしましては、やはり新清掃工場ですとか、若葉住宅地区の新設校の建設、あるいは総合保健医療センターの大規模改修に加えまして、企業会計においては（仮称）幕張海浜病院の整備など市民生活に必要な行政サービスを提供するもの、あるいは市有施設の老朽化への対応によるものであると認識しております。

委員がおっしゃるとおり、市債残高が増えているという状況はありますので、市債の発行に当たっては事業費の精査を行うとともに、財政指標への影響を考慮しながら適正な発行強度になるよう努めてまいります。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 私の言うことを、長い間でやっと認めましたね。そうですか。

次に、事業中、債務負担行為の１位から５位までを示していただきたい。

○主査（伊藤隆広君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今回の予算で設定した債務負担行為の中で、金額の大きいものから申し上げますと、１番目は、新港の清掃工場リニューアル整備運営維持管理、こちらは限度額が650億円で、物価変動による増減額を加算した額となっております。

２番目が、千葉中央コミュニティセンター再整備で、限度額は205億円です。

３番目が、特別史跡加曽利貝塚新博物館整備運営で、限度額は122億円で物価変動による増減額を加算した額となります。

４番目は、第２次GIGAスクール用の端末の運用管理で、限度額は86億円です。

５番目が、アフタースクールの運営で、限度額は43億円となっております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 債務負担行為も借金の一つで、償還には利息もつくんです。ですから、これはいつも脇へ置いてしまっていて、市債だけを明らかにしているけれども、本当に千葉市の借金がどれだけあるかということについては債務負担行為についても明らかにしていく必要があると思うんです。

次に、市債の残高と償還に伴う利子を加えた、いわゆる借金残高の合計が今年度は１兆406億円になります。借金残高が１兆円を超えたことは、せっかく財政健全化に取り組み、減らしてきた借金が増え始めていることになるか、深刻に捉えるべきと思うがどうか。無駄な開発を本気で見直すべきだがどうか、お尋ねします。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 市債につきましては繰り返しになりますが、新清掃工場の整備、あるいは新病院の建設などの事業がピークを迎えたことに伴って、建設事業債の発行額が前年度に比べ増加したことによりまして残高が増加するものであります。財政の健全性を維持しながら市民

生活の向上に対する取組の充実を図る一方で、やはり老朽化した施設の改修、本市の持続的発展に向けて推進する必要がある施策につきましては、引き続き様々な財源を活用しつつ、また交付税への参入等も意識しながら事業費の確保に努めていきたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 過去に1兆円を超えていた最後の年度と総額は幾らか。なお、市債と債務負担行為を合わせた残高と、償還利子を加えた残高の5年間分を示していただきたい。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 市債の償還利子については、今後発行する分はその時点で利率が決定されるということで、金額の変動要素が大きいということを含めて、元金残高でお答えさせていただきます。

令和7年度の市債残高の見込みが9,922億円となっております。直近でこの残高が1兆円を超えていたのは平成28年度の1兆61億円、こちらが1兆を超えていたということになります。

それからこの市債残高に建設事業、もしくは施設の維持管理ですとか、システムの運用保守など、全ての債務負担行為残高を合わせた合算で申し上げますと、直近が、令和3年度が1兆1,777億円、4年度が1兆1,912億円、5年度が1兆2,006億円、6年度の見込みが1兆1,894億円、7年度の見込みが1兆2,866億円となっております。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今お話があったように、令和7年度が9,922億円だったのが、直近では1兆円を超えたのが平成28年度の1兆11億円ということですから、やはり1兆円を超したの久しぶりだということで、かなりそれだけ借金が増えているということです。

それから、令和3年度から7年度まで債務負担行為と償還の利子も含めると、全て1兆円を超しているんです。これが本当の借金残高だということで、こういうものをやはり明らかにしていくことが、本来は決算審査特別委員会でやるべきだと思いますが、今回は予算審査特別委員会で聞きました。こういう深刻な事態があるので、やはり借金については慎重にしなければ、皆さんの給料や退職金までカットして財政健全化を行ってきたんでしょう。市民も犠牲者だけれども、皆さんも犠牲者ですよ。それがまた増えているというのは、やはり警戒する必要があると思います。

次にお聞きしたいのは、市長選を控え、新しい市長のために新規事業などを見送りしているように聞いておりますが、4年前の実態を示すとともに、今回はどのような状況になるのか、お尋ねします。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 4年前の令和3年度予算におきましては、新市長の政策を実現できる余地を残すために、新たな政策的判断を要する事業を留保しつつ、新型コロナウイルス感染症対策など、継続的に取り組む内容を中心とした準骨格予算を編成しておりまして、新企画事業につきましてはともに前年度を下回る件数となっております。

また、令和3年の3月から6月にかけては、都合4回の補正予算を行いまして、79億円を肉づけ予算としておりますけれども、ただ、このうち70億円がコロナ対策経費となっておりますので、それを除きますと、当時事業費ベースでは約9億円の補正予算を組んだ形になっております。

一方で、令和7年度予算におきます新規拡充事業の件数につきましては、4年前からの件数で新規拡充の合計件数で申し上げますと、3年度が84件、4年度が146件、5年度が139件、6年度が134件で、今回の7年度予算は89件ということになっております。令和7年度予算につきましては、現下の必要な予算は計上しているところでありますけれども、令和5年度からスタートいたしました第1次実施計画の最終年度ということもあります。令和5年度、6年度に実施した新規拡充事業の定着が図られたことなどもありまして、例年と比較して件数は少ない水準となったものと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 進行を代わります。

○副主査（渡辺 忍君） 野本委員。

○委員（野本信正君） そうすると、今の答弁で判断しますと、79億円からコロナ対策経費を引いた9億円が新市長が使える予算だったと4年前は見えていいのかということと、それから件数で言うと、新規事業が134件に対して89件ということは、約30件ぐらいが残っていると見て、ですから、今度新しく当選する、誰が市長になるか分かりませんが、そのときは9億円の30件ぐらいが新しい市長の事業と想定してもいいと思うんですが、何とも言えないと思うけれども、あなたの説明は大体そういうことだということですか、それでいいですか。

○副主査（渡辺 忍君） 財政局長。

○財政局長 今回どうなるかというのはすみません、申し上げることは難しいと思いますが、前回はそういった状況がございました。

○委員（野本信正君） 分かりました。

○副主査（渡辺 忍君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 多少やはり興味がありますよね。

それから、歳出全体を見て、大きなところで土木費が11億4,500万円減っているんです。その理由としては2つの事業がどうと書いてありますけれども、でも問題は、今、この土木費の必要性というのは、公共インフラが次々と全国で事故を起こしているときに、土木費を減らすというのはやはり問題があると思うのだけれども、財政のほうから見てはいかがでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 今回、土木費は減ってはおりますけれども、ただ一方で、令和6年度の2月補正の中で、国の前倒しに伴いまして、道路維持、道路整備、街路整備、自転車走行関係の整備、橋梁維持、河川整備等々を予算化しておりますので、こちらのほうでかなりの金額は対応していると考えております。

以上でございます。

○副主査（渡辺 忍君） 野本委員。

○委員（野本信正君） ここのところ、想像しないようなことが起こるんです。ついこの間、大網白里市で水が噴き出したみずほ台というのは、比較的、そんな古い住宅ではないんです。新しく造成して何十年かたったところで、そこでこういう問題が起こると。それから埼玉県八潮市との陥落というのはすごいですよね。トラックで走っていたら突然落っこちてしまって、しかもこの救出は3か月後ぐらいでなければ無理だと、こんなことが起こるわけです。

千葉市は、下水管等について全部調査したと、安全だという報告は入っておりますけれども、

今、やはり地震が来るとか、いろいろな問題があって、公共インフラが相当しっかりしていないと大変な事態が起こりそうな気配というのがやはりあるということを示している一つの事故だと思うんです。そういう点で言うと、新年度の土木費が11億円も減らされるというのは市民に不安を与えると思うので、やはりこれは事情があったとはいえ、今後こういう予算は増やしていかなければいけないと思うけれども、それを減らしてしまったことについて、財政局長は反省していますか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 おっしゃるとおり、多分、全国的に下水道にしろ、水道にしろ、老朽化しているものが大分残っているという状況にあるかと思います。

そういった中で本市につきましても、点検はもちろんそうですけれども、老朽化しているものについては順次整備を進めていくということの中で、例えば、今回も下水道関係につきましても、これは浄化センターの関係ですとか、管渠の耐震化の関係ですとか、耐震補強工事等々につきまして、それぞれ予算化しているところであります。

引き続き、八潮市のようなことがないようには当然しなくてはならないとは思いますが、そういったものにつきましては、必要な予算については計上していくと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 予算編成は市長の権限で主に財政がやると思うんです。所管はいろいろな事業を上げてくるんですけれども、やはり予算編成する側が、今の市政の中で重要な問題については所管から上がってきても、もっとちゃんとやりなさいと言わなければいけないと思うんです。そういう点では、土木事務所予算は去年並だということです。全体予算を11%も減らすのはやはりまずいということを指摘しておきます。財政局がもっときちんと言うべきだったと、財政局長の責任は大きいと思います。

次へ行きます。新庁舎の利便性について、市職員の側から見て、また市民の側からの意見等を聞いて、どういう状況か、お伝えいただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 新庁舎整備課長。

○新庁舎整備課長 新庁舎整備課です。

まず職員からの意見についてですが、オフィスの総合満足度が、新庁舎への移転前が16.1%、それが移転直後である令和5年度においては62.5%、また今年度については71.6%と大きく上昇しております。

具体的な声としても、多様な執務スペースを設けており、業務に応じて執務場所を選ぶことから集中しやすいであるとか、モニターが多数あってペーパーレスを進めやすくなったといったような声があり、業務の効率だとか利便性の向上につながっていると捉えています。

次に、市民からの意見についてなんですが、庁舎が広くて迷いそうであるとか、エレベーター内にも案内が欲しいなどといった声がありましたことから、訪問先のカウンターをより分かりやすくするため、今年度はエレベーターホールであるとか、各カウンターへフロアマップを追加しました。また、エレベーターにも案内を掲示したところでございます。

今後も来庁者の声に耳を傾け、利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 私も新庁舎に対して思うことなんですが、低層棟は比較的どのような課があるかという表示が分かるんです。それから、高層棟に行くと、会計課というのは大きい看板があるんですよ。金を取るところはやはり分かりやすくしてしまうのかと思って、それ以外は本当に分からないです。しかも、呼ぼうと思って、山元財政局長呼んでくれませんかと言ったら、どちら様でしょうかと言って、まず聞かれるんです。私の顔はみんな知らないです。しかも、呼ぶときに電話をかけている、電話番号は小さくて眼鏡をかけないと見えない。昔は役所というのは、会計課みたいな看板がみんなついていたのに、ああいうものがあつたほうが、やはり、どこの課がどこにあるかというのが分かりやすい。あれをつけると、新しい役所としてグレードが下がってしまうとでも思っているんですか、どうですか。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 別にグレードが下がると思っているわけではございませんで、低層棟のほうにつきましては比較的事業者が多くて、何々の用がというよりは課の名前、自分の用があるところは何々課だと分かっている方が多いものですから、そういう声が多いということで、今、順次課名の表示をつけているという状況でございます。高層棟のほうにつきましては、一般的にあまりお客さんもそんなにいらっしゃらないんですけれども、何々の件についてというような方が多いものですから、今のところ何々課がというような声はそれほど多くないという状況の中で、低層棟のほうを先行しているという状況という形でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） いろいろ言い訳はあるんでしょうけれども、古い庁舎との違いという点では、古い庁舎のときは用事があるときは直接出かけて行って、控え室まで全部呼びつけるのは何か議員が偉そうな顔をしているように思えるので、できるだけ出かけて行って話をしようと思うんです。だけれども今、まだ私も山元局長はどこの部屋のどこへ座っているか全然分からないんです。尋ねようがないんです。だから、そういうのは、尋ねられなくて本人はほっとしているのかもしれない、違いますか。そういう点で分かりづらいということだけ申し上げておきたいことと、エレベーターのホールの中にフロアマップを作ったということは分かるけれども、市民が言っているように、当分の間はエレベーターの前に案内ぐらいはつけておいて、どこですよ、これですよと言ってあげたほうがいいのではないかとということだけ申し上げておきます。

次に、市有建築物の計画保全について建築部が予算化しているようですが、資産経営部の計画に沿っているのか、その内容と計画についてお示しいただきたい。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 建築部の市有建築物計画的保全事業につきましては、資産経営部の公共施設等総合管理計画の中で、平成28年度当初予算編成より、市有建築物の保全業務に関する予算を都市局建築部に一括配当し、一元的に執行する保全事業の予算一元化の取組として位置づけて実施しているものでございまして、これによりまして施設全体の公平な評価及び同執行時の一括発注など、予算の効率的かつ効果的な執行に努めているものでございます。

その内容ですが、資産の総合評価で計画的保全と位置づけた施設につきまして、保全事業の内容や実施時期の妥当性を評価する保全事業評価ですとか、建物の劣化部位や必要な工事等を

把握する建物劣化度調査を実施した上で改修内容の詳細を決定しておりまして、複数の改修が1回の工事で済むよう実施時期の調整をするなど、建築部におきまして計画的に改修内容の精査を行っていると考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員、残り10分となります。野本委員。

○委員（野本信正君） 十分です。

その中で、災害時の避難所と生涯教育の拠点である公民館のうち、老朽化している建物の改修計画についてお示しいただきたい。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 市内に公民館は47施設ございまして、そのうち25施設が築40年以上ということで老朽化対策が課題でございます。そのことから今後見込まれる施設の維持更新コスト、将来の財政状況を勘案いたしまして、社会教育施設を適切に維持できるよう、個別施設ごとに対応方針を定めました。千葉市社会教育施設保全計画、公民館、図書館を教育委員会、生涯学習部におきまして令和7年度の早期に策定して整備を進めると聞いております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 災害時に我々も避難者を訪問してみると、学校でたくさんの人が集まるよりも、公民館などで分散していることが非常に避難しやすいと評価されています。

太陽光発電もついてやっているし、ただ老朽化しているために2階に行くエレベーターがないとか、それから耐震は大丈夫なのかとか、いろいろ言われます。47施設のうち25施設が40年以上たっているということは、半分以上です。だから、災害の避難と生涯教育の拠点ということを見ると、かなり優先度を高くしなければいけないのではないかなと思うんですが、今年度の整備計画を見ますと、公民館、図書館等で見ると、千城台公民館と図書館の複合化、花見川図書館と犢橋公民館の複合化、これも2件しか入っていないですね。だから、25施設のうち23施設は全く手をつけていないと。このところはもっと本気になってやらないと、いざというときにやはり役に立たないのではないかなと思うんです。その辺をしっかりとやっていただきたいと思いますが、イエスか、ノーか、単純に伺います。

○主査（伊藤隆広君） 資産経営部長。

○資産経営部長 今、申しました計画を令和7年度早期に策定いたしますので、それに基づいて十分に必要なことをやっていきたいと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 時間がないので飛ばします。

市税徴収について物価高騰などで、厳しい生活の市民が増えていますが、親切的な徴収が必要だと思いますが、どうですか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 納税が困難な場合は、納税相談で事情を丁寧に伺いまして、収入や資産状況を確認した上で徴収猶予をするなど、納税者に寄り添って柔軟に対応しております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 差押えは最終手段として慎重に行うべきであります、実態はどうですか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 差押えにつきましては、度重なる催告等にもかかわらず何も反応がないなど、相談に応じていただけない方を中心に、財産が確認できた場合に執行するよう、徴収担当職員へ認識を共有しております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 市税徴収と差押えの基本的立場、理念についてはどのような教育をしているんですか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 国税徴収法精解の序文に、新国税徴収法の認める租税債権の優先的効力も、その徴収に当たって用いる強制力も、その運用は極めて慎重にすべきことが了解されているということであると記載されております。

税務部は市税のほか、債権管理と総合調整を所掌しており、国民健康保険料等の各所管への指導や助言に限らず、徴収に関する研修等を通じて、強権力の実施については真にやむを得ない場合の最後の手段であることを認識し、共有するように努めてまいります。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 税務部長は租税徴収制度調査会答申をまとめた、我妻栄先生の教訓を学んでおりますか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 先ほど申し上げましたとおり国税徴収法精解の序文に書かれておりますことですか、あと終盤のほうには、よく切れる刀を持つ者が必要以上に切らないよう自制することは、すこぶる困難であると記されているということで、最後に本書がこれを戒めるために役に立つことであるということで理解しているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 我妻栄先生は、納税義務者の態度のいかんによってはかような制度を必要とする場合であることを認めたからであるが、言い換えれば、これらの優先効力の主張も、強制の実施も、真に止むを得ない場合の最後の手段として、これを是認せざるを得ないと考えたからであると。したがって、また、徴税当局がこれらの制度の運用に当たっては慎重の上にも慎重を期すことが当然の前提であると了解されていると述べられていますが、このことについて承知しておりますか。

○主査（伊藤隆広君） 税務部長。

○税務部長 その理念については承知しておりまして、まずは納付相談に丁寧に応じまして、その上で、どうしても納付相談に応じてもらえないときに最後の手段として滞納処分を執行するという手順を踏むようにしておるところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 令和5年度で見ても、差押え件数は5,450件とかなり多いです。特に最近、さっきお話があったように、国民健康保険料のほうもやっておられると。そういう中で納められない方に差押えまでするというようなことがされているようです。これは我妻先生の意味から見ると違うのではないかと私は思うので、もっと慎重にやっていただいて、そして相談の上で納税できるように優しくやっていただきたいと。不当に納めない人にはびしびし取ってもらって結構です。そこを遠慮しろとは言っていない。今は本当に物価高で困っている人たちについては、しっかりとそういう対応をしていただきたいと思います。

最後に、今問題になっている若葉区などでの金属スクラップヤードに対する課税はちゃんと行っておりますか。

○主査（伊藤隆広君） 課税管理課長。

○課税管理課長 課税管理課です。

スクラップヤードにつきましては、固定資産税が主になりまして、土地と家屋と償却資産がありますけれども、必要に応じて現地調査をして対応しているところでございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 100か所を超える金属スクラップヤードがある中で、昨年度は土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円、合わせて200万円しか徴収していないんです。これは数からいって、ちゃんとやっているとは思えない。金属スクラップヤードが近所に迷惑をかけながらあれだけ林立していることに対して、しっかりと徴収をしていただきたいということをお願いして、終わります。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それでは、簡単にいきます。

債務残高が1兆円を超えてくるということなんですけれども、実質収支はどうなっていますか。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 直近の実質収支、一般会計の決算の状況を申し上げます。令和5年度の黒字が28億円、4年度が55億円、3年度が約30億円という推移になっております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 財政規模が1兆円を超えてきていますよね。そうすると、財政規模と債務残高とのある程度の関係というのはどう考えているんですか。

○主査（伊藤隆広君） 財政部長。

○財政部長 将来負担に対する収入に対する割合ということで、健全化判断比率で将来負担比率というものをを用いております、それが、分母が基本的には収入、分子が将来債務ということで、今現在、大体130%ぐらいなので、収入に対して1.3倍ぐらいの規模になっております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） いわゆる債務残高の額にかかわらず、実質収支が黒字であればいいの

ではないですか。それについてどう思います？

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 実質収支は単年度の成果と考えておりますので、それに比べて市債残高が増えていくというようなことになりますと、長期的にやはり厳しい状況が見込まれますので、それは長期的に見た中で、先ほどの健全化判断比率等も含めて判断していく必要があるのではないかと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 財政運営のやり方次第だと思うんですけども、いわゆる借換えをやっしまえばうまく財政が回っていくじゃないですか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 借換えも一部当然やっておりますけれども、借換えしたところで結局元金が残っている状況になりますので、それが増え続けないようにすることが必要だと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） その借金の全体額で驚いてしまっているのが、実質的には、いわゆる実質収支が黒字であれば、それで財政運営がきちんとできれば、それでいいのではないですか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 市債残高とひとくくりで言ってしまいますけれども、その中には臨時財政対策債みたいに交付税でまるまる見てもらえるものもあります。それ以外に、いろいろな施設整備、庁舎もそうですけれども、そういうときに一定の割合を交付税で見てももらえるものもありますので、そういったものを変えていくことというのは当然必要だと思います。それによって金額が増えるというのはさほど心配しなくてもいいのかもしれませんが、ただ、そうでないものも含めて、全体で、例えば、一般単独事業債ですとか、そういったものですと交付税措置が全くないようなものが増えてくるというのはやはりまずいと思いますので、そういう意味での指標であります健全化判断比率については、よく見ながら対応していく必要があると思っています。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、債務残高の中身の問題になるわけですね。分かりました。

私は、財政規模が1兆円を超えてきて、それに対する適正債務残高というのがあるんですけども、適正ということはないのだけれども、その地方団体によって、かなりの事情があると思って、財政運営の力の差によって相当出てくるのではないかなと思うんですけども、いわゆる債務残高1兆円にこだわると、財政規模がだんだん大きくなってきた場合に、これは1兆円を超えてきましたよね。そうすると、何か縮小するような感じになって、私は実質収支をきちんと守れるような財政運営ができれば、財政規模との関係、資産との関係があると思いますけれども、そういうのはあまり気にすることはないと思うのですけれども、それはどうなんですか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 おっしゃるとおり、財政規模が大きくなればそれに応じて市債残高は大きく変えても大丈夫ではないかという話は当然あると思います。先ほども少し申し上げましたとおり、市債残高と言っても中身によって大分違いがあるということの中で、やはり一つの目安となる

のが将来負担比率ですとか、実質公債費率とか、公債費をどれだけ払っているというのは、長期的に考えた中でやはり判断していく必要があると思いますので、そういったものは見ていきながら対応していくことが必要だと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 今の千葉市の現状で、千葉市は交付団体のほうがいいのか、不交付団体のほうがいいのか、それはどう考えていますか。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 もちろん、浦安市みたいに税收等が多くて多くて不交付団体になるということであれば、税收が増えた分がそのまま歳入となりますので、それはいいと思いますけれども、一方で千葉市はそうはなっておりません。交付団体ですので、交付団体としての収入が入ってくると。どちらがいいというのは、本当は交付税を受けなくても自立できれば、それは一番いいのかもしれませんが、なかなかそういう形で自治体を運営するのは非常に厳しい状況もありますし、市税収入がそれだけ入ってくるのかというと、なかなか入ってこないという状態もありますので、どちらがいいというのは一概に言えないと思いますけれども、交付税を受けなくても対応できるという団体であれば、それだけ豊かな団体だと見られるんじゃないかと思えます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） この間、市原市に視察に行ったんです。そうしたら、市原市の本音は、不交付団体よりも交付団体のほうがいいですよという実感を述べてくれたんです。だから、その辺のこういう財政的なバランスは、千葉市のほうはそれを考えてやっているのかどうかというのを、少し聞かせてください。

○主査（伊藤隆広君） 財政局長。

○財政局長 交付団体になろうと思って交付団体になっているということよりも、結果として税收、その他の収入を見た中で交付団体になっているということなのかと思います。交付税が入ってこなければ本当に財政運営は非常に厳しくなりますので、そういった意味では交付税が入ってきているというのは、非常にありがたいと思っております。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 私は、いわゆる地方公共団体といえども、投資という概念も非常に必要ではないかと思っております。

ある党は大型開発を目の敵にしますが、投資なくして財源は生まれないんです。だから、どんなに社会保障費が増大しても、入るものがなければ対応できないわけです。そういう意味においては、私はいわゆる地方公共団体といえども、投資という概念はやっておくべきで、やはり大型開発をやらないと税收は生まれてこないわけなんです。そういうことで、だから、一方的に要求するだけでは、ない袖は振れないわけです。そういう意味ではやはり大型開発もやり過ぎは困りますけれども、何でもかんでも駄目だということはないと思いますので。

（「何でもかんでもとは言っていないですよ」と呼ぶ者あり）何でも駄目だと言っています。

（「誤解していますよ」と呼ぶ者あり）ということで、私は投資という概念はきちんと入れておくべきだと思います。まして、こういうインフレの時代になってくると、そういう概念というのは非常に必要ではないかと思っております。今後、財政運営についてはそういう考えを生

かしていただきたいと考えております。

それと、あとは卑近な例で、ふるさと納税ですけれども、千葉市の名産がないのは困ります。とにかく、やはり大都市であっても、やはりお土産物がないと、ところがお粗末極まりない。落花生もなかでも、私は何でもいいと思います。要するに千葉市の土産があれば、これは非常に名産をつくっていく必要があるのではないかと。要するに、ふるさとという感覚がないんですよね。

かつて私は、千葉市にお客さんが来たときに、土産に非常に困ったときがありました。焼きハマグリをやりました。焼きハマグリは喜ばれました。でも非常に千葉市の名物としては珍しがられたということがありますので、ぜひとも、ふるさと納税の対象になるものは何かつくってもらわないと、お客さんが来ても、千葉市の何かという土産をあげられないんですよ。千葉市というのは非常に農産物にも恵まれていますし、そういうものを生かしながら、やはり、ふるさと納税の対象になる目玉をつくっていただきたい。やはり自主財源をつくるということは非常に必要なことですから、その辺はひとつよろしくお願いしたいと思っております。

時間がきましたので、以上で私の質問は終わります。

○主査（伊藤隆広君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○主査（伊藤隆広君） ほかに御発言がなければ、以上で、財政局所管の審査を終わります。

財政局の皆様は御退室願います。ありがとうございました。

〔財政局退室〕

○主査（伊藤隆広君） それでは、審査の都合により、暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。よろしくお願いいたします。

午後 0 時41分休憩

午後 1 時30分開議

○主査（伊藤隆広君） 休憩前に引き続き分科会を開きます。

傍聴の皆様申し上げます。分科会傍聴に当たっては、傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

総務局所管審査

○主査（伊藤隆広君） 続きまして、総務局所管について審査を行います。

資料はサイドブックのしおり4番でございます。

それでは、当局の説明をお願いいたします。総務局長。

○総務局長 総務局でございます。よろしくお願いいたします。

総務局の令和7年度当初予算案につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

令和7年度局別当初予算案の概要の4ページを御覧ください。

なお、金額につきましては、100万円未満を切り捨て、100万円単位で御説明させていただきます。

初めに、1の基本的な考え方でございます。

まず、総務部でございますが、千葉市人材育成・活用基本方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、全ての職員が生き生きと活躍し、能力を発揮できる職場環境を推進してまいります。

次に、情報経営部でございますが、デジタル技術を活用して、庁内の情報システムの見直しや最適化を進め、市民サービスの向上と業務の効率化によるコスト縮減を図ってまいります。

次に、2の予算額の概要でございます。

総務局の予算は全て一般会計でございまして、歳出総額は表の一番左の上段で、505億7,000万円でございます。前年度比53億6,500万円、11.9%の増となっております。

この内訳としまして、表の左側の2段目の給与費ですが、一般会計における正規職員の給与費として387億7,900万円で、前年度比4億6,100万円、1.2%の増となっております。

この主な理由としましては、給与改定に伴う給料等が増額となることなどによるものでございます。

次に、表の左側の3段目の事業費ですが、117億9,000万円で、前年度比49億400万円、71.2%の増となっております。

この主な理由としましては、住民情報系システムの標準化や庁内ネットワークシステム、チェーンズの構築、運用に係る経費が増額となるほか、定年年齢引上げに伴う職員退職手当基金への積立金が増額となったことなどによるものでございます。

表の右側に記載しております、歳入の主なものにつきましては、デジタル基盤改革支援補助金収入、25億6,200万円、職員を派遣しております団体などからの給与費負担金収入、4,900万円などがございます。

次に、3の重点事務事業でございます。

初めに、総務部でございます。1の職員研修、4,100万円ですが、職務の遂行に必要な能力を養成するため、各種職員研修を推進するものでございます。集合研修、外部への派遣研修のほか、チェーンズ端末を使用したeラーニングシステムなどを活用し、職員の自主的、自律的な学びを後押しする環境も整えております。

5ページを御覧ください。

続きまして、情報経営部でございます。

まず、1のあなたが使える制度お知らせサービス、1,400万円、このほか債務負担行為として1,600万円ですが、市が保有する住民情報を基に各種手当や健康診査など、利用できる行政サービスについてお知らせする、あなたが使える制度お知らせサービスについて、利便性向上を図るため、システム更新に合わせた改修を行うものでございます。

次に、2の業務効率化の推進、1,800万円ですが、業務の効率化と生産性の向上を図るため、RPA、AI-OCR及びローコード・ノーコードツールを活用するものでございます。

次に、3の外部監査、1,700万円でございますが、毎年度実施しております包括外部監査に係る経費でございます。

次に、4の情報セキュリティ対策、3億4,800万円ですが、個人情報の漏えい等を防ぐた

め、情報セキュリティ対策を行うものでございます。

インターネット経由の脅威等に対し、高度な対策が施された千葉県自治体情報セキュリティクラウドを利用することや、職員を対象とした情報セキュリティ研修、情報セキュリティ訓練などにより、情報セキュリティの向上を図るものでございます。

最後に、5の住民情報系システムの標準化、33億2,600万円、このほかに債務負担行為として51億8,600万円ですが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳などの業務で使用する情報システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。これより御質疑等に入りたいと存じますが、答弁に当たっては、所管より簡潔明瞭に御答弁願います。

それでは、御質疑等がありましたらお願いいたします。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

あなたが使える制度お知らせサービスについて、質問します。あなたが使える制度お知らせサービスの利便性向上を図るためにシステム改修を行うとありますが、具体的にはどのような利便性向上が図られるのでしょうか。教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 まず、利便性の向上が期待される改修というのは、次年度は2つの改修の実施を予定しておりますけれども、いずれもあなたが使える制度お知らせサービスで通知できる制度を拡充しやすくするためのものとなっております。

まず1点目でございますけれども、簡易な通知機能を追加するための改修というものをを行います。具体的には、所管から提供されるリストを取り込むことで、任意の通知対象者を抽出できる機能を追加するための改修を行います。これによりまして、所管側でマッチングした送付対象者を取り込んで、通知対象者へ通知することが可能になるということでございます。

2点目に、これは簡易な抽出機能を追加するための改修を行うものでございます。具体的には、簡易な条件であれば新たな制度の拡充を、毎回システム改修を行うことなく実施できるようにするために、いわゆる汎用的な抽出条件、例えば何、歳以上とか、何区在住とかいうような汎用的な抽出条件を追加しまして、職員がそうした条件を組み合わせることで新たな制度の拡充を行えるようにする機能を追加するための改修、今まではカスタマイズしなければいけなかったんですけれども、そういった汎用的な条件を組み合わせることによって、拡充しやすくするような改修を行うものでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） そうなると、提供される項目というのも、もう無限にというか、制限なく追加することは技術的にはできるようになるということなんですか。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 今も、まずお金をかければできるわけでございますけれども、まずはお金をかけなくても汎用的な条件を組み合わせれば、かなりやりやすくなります。例えば、年度限りの給付金であるとか、そういったものであればある程度、今までのデータを組み合わせまして、

何々区に在住している、何歳以上の方に配ろうというのであれば、そういったものを今まではずっと継続的にやるものを基本的にしていましたけれども、そういう単発的なものにも拡充することはできますし、また、所管課の取り込みというものに関しましては、例えば、今言った年度限りの給付金もそういった形でやることもできるかもしれませんし、あとは、マイナンバーが切れた場合に、あなたは切れていますよということをデータをリスト化してもらって、そこにピンポイントに送るということも可能になるということでございまして、かなり制度拡充の可能性は広がると考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） では、職員の方も、利用される方も、どちらも便利になるというか、忘れていてもプッシュ型で通知が来たりとか、そういうことがすごく、より多くなるということなんでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 そうですね、今も通信すること自体は別に定期的なものでありますので、変わるものではないんですけれども、いわば制度のほうを追加しやすくなるといった点はあるかとは思います。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

では、引き続き同じく、このあなたが使える制度お知らせサービスなんですが、このサービスに登録するには、まず登録番号を取得するための申請が必要です。申請後約3週間後にはがきで登録番号が届き、その番号を使って本登録を行うという2段階の手続になっています。

先日の議案研究では、申請者数が1万3,162人だったのに対し、実際に登録を完了したのは9,633人とどまっているとのことでした。この差は、手続が複雑であることが影響しているのではないのでしょうか。このような手続が必要な理由と、オンラインで全て完結できるようにするための課題を教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 まず御指摘のありました、はがきを使うような手続が必要な理由ということでございすけれども、そちらのほうはオンラインで申請いただいた情報と、あと本市が保有している住民情報を突合した上で、申請者の住所宛てに転送不要のはがきを送付しまして、はがきに記載された登録番号をLINE上で入力していただく、そういうことをもって確実な本人確認を行おうとするものでございます。そういった理由でやっているところでございます。

また、御指摘のとおり、登録者伸び悩みの一因、要は申請者と登録者の差異の話でございすけれども、一因としましてはこのような申請手続、なかなか申請しても登録に至らないという煩雑さがあると考えておりまして、次年度の更新における改修においても検討ということでございすけれども、マイナンバーカードを活用した公的個人認証による即時登録機能なども追加することで、オンラインで全て完結するよう改修することも一応検討はしておりました。ただ今回の令和7年度は見送っているということでございす。

その見送った理由というか、課題になるわけですが、それにつきましては、今申し上

げたような即時登録を行う機能につきましては、当初想定したものについては改修費に加えて、公的個人認証の利用料のほうも発生してしまうというものでございましたけれども、今現在そういった、そういう個人を確認するような機能につきましては、こうした既存の有償サービスに加えて、無償で利用できるような形でデジタル庁がデジタル認証アプリ A P I などリリースされていたり、また新たなものが今年度もリリースされているというところでございます。

ただ、そういったものは現時点では実際に扱う業者側の話ですけれども、なかなか対応は現時点では困難であるということとは話を聞いてみると、そういうことが挙げられるところでございます。

こうしたことから、次年度につきましては、またそういったものが時期尚早ではないかと考えまして、課題ではありますけれども時期尚早と考えたところでございます。ですので、繰り返しになりますけれども、一応、基本的にはある程度、そのような機能につきましては現在は過渡期なのかと、いわゆるいろいろなものが種々雑多にあるような状態なのかと思っておりますので、より安価でより効果的なものはなるべく導入していきたいと考えておりまして、引き続き検討課題と考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。では、最後に所感を述べさせていただきます。

すごくいい取組というか、便利になる取組だと思うので、ぜひすごく応援しています。

2 番目の、登録手続きが、はがきで 1 回送られたものをやらなければいけないというのは、何かデジタルを推進、ペーパーレスということとは反対の方向かと思うので、ただ、今おっしゃったとおり、過渡期でもうすぐそういうサービスができるということをおっしゃっていたので、ぜひ、情報を早く得て、安価で使いやすいものを早めに導入していただければと思います。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 他にございますでしょうか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一問一答でよろしくお願いいたします。

まず総務部からお伺いいたします。職員研修のことについては資料を読ませていただきました。先ほどの説明も受けて、研修の方法とか形態についてはよく分かったんですけれども、内容が少し分からないと思いました。

例えば、公務員の研修については、以前は人権と不祥事防止みたいなことをずっとやっていたのが、もう近年はリモートとかでデジタル化、SDGs、インクルージョン、多様性とか、座学だけではない実践スキルみたいな、最近はまだビッグデータとか、生成 AI とか、カスハラとか、新しいメニューがどんどんきているわけでございますけれども、そこであえて大ざっぱに聞きますけれども、本市は特に来年度こういった研修の取組でどういうことを考えていくのか、お示してください。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

職員研修におきましては、まず基本的な考え方として職位に応じた役割を果たす上で必須と

なる知識、能力の習得はもちろんのこと、応用能力の向上ですとか、行政を取り巻く様々な課題に対応するための時宜にかなった研修というのにも必要になると考えております。

今、委員のほうからお話がありました、人権ですとか、不祥事防止、こういったことは大切ですので今後も続けていきたいと考えておりますが、先ほどの時宜にかなった研修というところで、来年度の取組などを申し上げますと、生成ＡＩ技術などに関しましては、選択研修という形で、データ分析の内容も盛り込んだＡＩ研修というのを予定しております。また、近年話題となっておりますカスハラ対策に関しましては、これまでは行政対象暴力、暴力対策研修なども行っておりますが、現在集計中の職員アンケートの結果なども踏まえまして、新たな研修の開催なども検討していきたいと考えております。

その他のＣ－ＬＥＡＲＮＩＮＧといって、チェーンズで見られる動画コンテンツ、こういったものでもＡＩですとか、そういったもののコンテンツの提供を予定しております。

今後も社会情勢の変化を踏まえまして、職員としての必要な知識、能力というのを十分に検討した上で、職員研修の実施、また職員の育成というのを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。これは、さっき言った、いろいろな項目が、どんどん宿題が増えていく中で、これを全部やれという話ではなくて、今おっしゃっていただいたように、時宜にかなったものやっていくというところで、まさに司る側のほうがしっかりアップデートをしながら、そういうのを進めていっていただくのが大事かと思いました、よろしく願いいたします。

資料に載っていないほかの事業について伺います。フロアサポートスタッフについて、昨年の12月の代表質疑で私は質問しました。あのときはまだ運用から半年も経っていないところだったのですけれども、答弁をいろいろいただきました。要は障害のあるスタッフ3名と調整員1名の合計4名のチームが市役所の3フロアに配置されていると、これは障害者の方の法定雇用率を上げるという、そういった量的な問題というよりも、本当に障害のあるなし関係なく、一緒の場で一緒に働く、そういった光景をつくっていくという、そういったことにしっかりなじんでいくという、そういったことを、もちろん特性とか希望に応じてということになりますけれども、そういった意味でインクルーシブな地域社会をつくるという上では、非常に重要な取組ではないかということで、質的な観点で意義が非常にあるということを高く評価していたところでございます。

そういったところで、地道な取組であるのですが、この取組は来年度以降、どのように考えているかということが1つと、もう一つは、理念的にすばらしい反面、理念的にすばらしいと、実態が伴わないときに、そこを正直に議論できないという危うさがあります。こうすべきだという話になるので、そうではなくて、しっかり課題があるのであれば課題をしっかり整理して実情に合わせていくということは大事かと思っておりますので、その点についても、何か今年いろいろ整理されたことがあればお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○主査（伊藤隆広君） 人材活躍推進室長。

○人材活躍推進室長 人材活躍推進室でございます。

フロアサポートスタッフですけれども、委員がおっしゃったとおり、今年度は本庁舎の3フ

フロアに配置しておりますけれども、来年度は本庁舎の6フロアと、区役所1か所の計7か所に配置することを考えております。これにより、障害のあるスタッフは今年度9人だったものが、来年度は21人に、業務調整員は今年度3人だったものが、来年度は9人になる予定です。

次に、課題についてでございますけれども、今年度の取組の中で、障害のあるスタッフが勤務を続けていくためには、やはり一人一人の状況に即したサポートが必要不可欠であるということに改めて認識したところです。

このことから、定期的な面談や相談体制の拡充などを行いまして、今まで以上にスタッフの状況に気を配りながら、必要となるサポートの有無などを把握していきたいと考えております。

あと、今後なんですけれども、最近では職員から紙資料の電子データ化だったりとか、地理情報システムである統合型GISを活用した資料の作成などを依頼されることが多くなってきました。これらの業務は職員の事務負担の軽減や、業務の効率化に大きく貢献するものと思われるので、このような業務が増えることでフロアサポートスタッフの活躍の場の拡充につながるものだと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。分かればいいんですけども、導入される区役所が分かれば、お示してください。

○主査（伊藤隆広君） 人材活用推進室長。

○人材活躍推進室長 来年度導入の区ですけども、今、若葉区役所で調整をしているところでございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。いわゆる障害を有する方を特定の場所に集めてやる作業、それも必要だと思います。そういった場所のほうで安定して取り組めるという方もいらっしゃると思いますし、そういう希望もあると思いますし、その一方で、それだけではなくて、冒頭に申し上げましたように、特定の場所に障害者の方を集めるだけではなくて、同じフロアで、同じ場所で、時に同じ課題について、ちょっとしたことでも話し合うというか、そういった職場もすごくそれは本当に意味があると思いますので、ぜひともお願いしたいと思っています。

その上で合理的配慮というのはやはり、もちろん健常者が一方的にすることではない、しっかり対話することだと思います。そういった趣旨のことも言っていただいたのではないかと思いますので、そういったコミュニケーションをしっかりと取っていただいて、ぜひとも発展させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

続いて情報経営部についてお伺いします。先ほど黒澤委員のほうから、あなたが使える制度お知らせサービスについてはお話をいただきました。申請者の数、登録者のギャップ、これは決算のときにも指摘させていただきましたけれども、それについても取り組まれるということでしたので、よろしくお願いいたします。

特にこういったものを使いやすいのは現役世代、なかんずく子育て世代はとても使いやすいので、目指してほしいステップは高齢者であるとか、福祉を要するような障害を持っていられる方が、なおさら利便性が高まるには、そういったデジタルをぜひとも推進していただき

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、業務効率化について伺います。あまり私は詳しくない領域で、R P Aについて予算額が大きいのか少ないか、あらましを見てもよく分からないところ、自分に専門的知識があまりないので、それを、一般的には多分、これは資金とか、結構専門的知識が必要ではないかと思われる分野ではないかと思うんですけれども、本市ではこういった分野で活用されているのか、お示してください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 本市の活用分野でございますけれども、受け付けした申請内容をシステムに自動入力させるようなことができるようなもの、具体的には保育所等の利用申請受付業務などで活用されているところでございます。

なお、この事例につきましては、年間大体230時間の削減効果、要するに転記するような作業が自動的に行えることになりますので、230時間ぐらいの削減効果があるのかと、職員の事務時間が減る効果があると見込んでおります。

また、紙で受け付けた申請につきまして、紙に記載されている内容をデータ化するA I－O C R、要するに自動読み取りですが、A I－O C Rと組み合わせることによりまして、リスト化されたデータをそのまま自動的に入力できる、ものを読み取ってそのまま自動的に入力できるということで、活用することで高い効果が得られるとされて、結構一般的に使われているのでございます。

なお、法務省がホームページにおいて公表しておりまして、具体的には自治体におけるA I・R P A活用促進というホームページのページがございまして、そこによりまして、他自治体においては財政、会計、財務、そういったお金のやり取りであるとか、児童福祉、子育て、いわゆる申請をそのまま中に入力するような作業のあるようなもの等への導入が多く、広く一般的に活用されているものだと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。国内のほかの一般的な状況についても教えていただいたので、理解が進みました。

このR P Aとか、こういった分野については、国内に限らず海外でも親和性があるというか、いろいろな先進事例を学べると思いますので、海外では税務とか人事管理なども、もうやっているとか、建築許可の申請もそれでできてしまっているという話も聞かえてきますので、いろいろさらに研究を進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、ノーコード・ローコードツールというのが出てくるんですけれども、これも自治体での活用と言われると、職員がプログラミングなしで、自分で何か業務アプリを開発するような、そんな感じなのかと、そこら辺も含めて、本市ではどのような事業でどの程度展開、活用されているのか、お示してください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 今回ノーコード・ローコードツールの活用事例ということでございますけれども、具体的な事例としましては、下水道部などで活用されている事例がございまして、この事例の場合につきましては、予算に関する部内の共通のデータベースを作成しまして、約310

時間程度の削減効果を見込んでいるところでございます。

これは恐らく、いわゆるデータの転記、個々の課がエクセルで管理しているものの転記作業を容易にしたり、あとは各種の集計作業を効率化するということによって、そういった310時間ぐらい、今までが端的な表での管理だったものを、こういったノーコード・ローコードツールを組み合わせるということで削減効果があるとされているものでございます。

なお、この本ツールにつきましては、現在千葉市の中の28課で活用しているところでございます。

御指摘のとおり、このツールにつきましてはプログラムの知識がなく、マウス操作などでシステム開発をすることができるソフトウェアということでございまして、あまり高度なものではなければ内製することも実は可能です。あとはツールを使わなくてもできなくはないということでございます。

内製することが効果的ではないようなシステムも当然出てきます。単にエクセルを2枚組み合わせればいいのかというようなものも当然ありますので、そういったものにつきましては、本当にノーコード・ローコードでつくってアプリでずっとやるべきなのか、単なるエクセル管理でとどめるべきなのか、それとも今後は効果検証を行いながら、効果が見込まれる業務への活用を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。これも、そんなには詳しくないんですけども、でも、今の大学生は自分でアプリを作ったという話も普通に聞こえてきたりしますので、これからどんどん新しく入ってこられる職員の方は、本当に簡単にできてしまうのかもしれない。

茨城県のある自治体なんかだと職員の半数以上が、もうそういうのを自分でつくって、それで日常的にそういうのが200以上稼働しているということも情報として入ってきております。先ほどのRPAも含めてこういった取組は大事だと思います。

先ほど来からいいと思っているのは、何時間削減できたということのをちゃんと効果を把握されているということが一つですけれども、その一方で、今後やはりデジタルというと、ワープロの代わりに文字を入力すればデジタルという感じがするような年代ですけれども、そうではなくて、やはりデジタルというのは人間だけではできなかったこともできるので、そういったことの効果もいろいろ見極めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

情報系について最後、住民情報系システムの標準化のことが出ていますので、あらましに基づいて聞きますけれども、これは、去年からもずっといろいろ聞いているところでございます。ここで書いてあるスケジュールも、もう、とにかく進めていただきたいということしかないんですが、これは昨年、ここで話したときは、令和8年度以降は7システムではなくて6システムだったと私のほうでは理解してしまっていて、国民年金とか国民健康保険、税務、介護保険、生活保護、健康管理の6システムを何かやっているという理解だったんですけども、増えるのはいいことかもしれませんが、加わったのはなぜかということも含めて、どの分野が加わるのかということも含めてお示してください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 では、総体的に御説明させていただければと思っております。

まずは、標準化というのは法律で決まっている業務でございます、標準化対象は20業務ございます。それについて対応するシステム数、千葉市のほうのシステム数は、今、現時点では11システムございます。そのうち、住民記録など5業務で利用する3システムについて、令和7年度に、これは法律の移行期限なんですけれども、移行する予定でございます。

このうち、総務局で所管するシステムは住民記録印鑑登録システムのみでございます、このほかに、総合窓口システムなど、標準化対象外も含まれていますが、要は、関連システムも含めまして4システムの移行作業を行っているということで、ここに記載させていただいているところでございます。

また、税務、国民健康保険など15業務で利用する8システム、先ほどは5業務と言いましたが、今回それ以外の15業務で利用する8システムについては、現時点では令和8年度から10年度の間、少し伸びてしまうんですけれども、10年度に標準化予定ということでございます。10年度には終わるということで考えているということでございます。

このうち、総務局で所管するシステムは、国民年金、国民健康保険、税務、介護保険、健康管理、子ども・子育てシステム及び生活保護機能を含めた福祉システムの7システムということになります。

さっき桜井議員のほうから、話から抜けているものとしては子ども・子育てシステムが抜けているということと、繰り返しになりますけれども、生活保護機能を含めた福祉システムという表記をさせていただきました。これについては、後で説明します。

この福祉と子ども・子育てシステムにつきましては、当然、法律の目標期限であります令和7年度に向けて移行作業を進めておりましたけれども、やはり標準仕様に関する国の情報提供が非常に遅れているということであったりとか、ほかのシステムの連携において課題が発生した関係で、期限までの移行は困難になったことから、スケジュールの見直しを行ったところでございます。

なお、先ほど言いました生活保護を含めた福祉システムとさせていただいたのは、これまで福祉システムと、生活保護システムを別システムとして構築しようとしていたんですけれども、そういった時間の遅れとかが発生しまして、結局一緒にできるではないかということになったことから、検討の結果1システムとして調達することとしたところでございまして、最初に戻りまして11システムの運用をさせていただいたところでございます。

ですので、今、現時点におきましては、繰り返しになりますが、我々としては標準化対象20業務に対応する11システムのうちの3システムについては、令和7年度に移行するということでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 分かりました。ありがとうございました。

ちゃんとしてきてよかったですけれども、とにかく、このシステムについては国のほうでやれやれと言うんですけれども、実際、特に人材がついていかないのかという、そういった危惧をしています。これ以上スピードが早くなることはないと思います。かといって、その一方で、去年、報道では自治体が遅れているようなことを書かれてしまったりもして、首都圏の政

令市は本当に気の毒な状況があるんですけれども、そういった細かい情報を市民の方とも共有しながら、実際には最終的にはメリットをしっかりと市民の方に感じるような形に仕上げていたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もうほとんど最後になりますけれども、このあらし以外のお話を最後に2つほどさせていただきます。

代表質疑で女性職員の登用の話があったように思います。私は昇進プロセスについて、あまり市役所の仕組みに詳しくないんですけれども、あそこで女性職員の主査登用の話が出ていたと思うんですが、それは来年度こういった取組とか改善を考えていらっしゃるのか、お示してください。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

管理職の一步手間でございます主査職を増やしていくということでありましたけれども、その主査職に関しましては、課題的なところでは主査の昇格のタイミングとなる30代後半から40代までの間に、女性職員につきましては育児休業等によりまして職務経験を深める機会の制約、いわゆるキャリアの中断が生じやすくなってまいります。

実施いたしました職員アンケートでは、主査級になるためには、幅広い分野の職務経験が必要であるといった意見や、業務等でのリーダーの経験が必要といった一定の職務経験が必要との声も多く、主査になるまでの間に幅広い分野の経験を積むことができる人事施策が必要であると考えております。

そこで、育児によるキャリア中断期間が発生する前に、企画立案部門や、大規模プロジェクト等に参画が可能な部門へ早期に配置することで、幅広い職務経験を積ませることで、主査に向けて自信を深めてもらうように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） さらに問いをさせていただいてもいいですか。ごめんなさい、私が聞き落としていたら申し訳ないんですけれども、これは、具体的にどの程度の数で、何パーセントとか、何かそんな話が出ていましたでしょうか。数値的なものなんですけれども、何かあれば教えていただきたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 現在の目標としては、管理職、いわゆる補佐以上の30%を目指すということでありまして、そのためには主査をより増やしていくということになりますので、今後は計画的にこの辺を定めていきたいとは考えているところでございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 分かりました。ありがとうございました。

今まで管理職員をしっかりと増やしていこうという話だったんですけれども、まさに今回出てきたように主査がいなければ、そもそもそんなことはできないという当たり前の話がやっと出てきたということですかね。やはり、そこは実情に即した議論が必要だったということを改めて感じます。

基本的には全て応援する話になりますけれども、その一方で、別に自分が公務員だったから

ではないですけども、議員対応とか、あそこら辺の世界に入ってくると本当に時間感覚が違ってきてしまったりするので、女性が働くのは大変だろうと、自分が公務員として勤務していたときは、つくづく思ったという経験がありますので、そういった意味で、何か我々議員でも協力できることがあったら、通告時間を何時にしたいとか、そういうのも含めていろいろ相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、業務改革推進関連で、シンプルな話です。令和7年度の生成A Iの導入とか活用予定について、どのようになっていますか。教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 生成A Iということでございますけれども、こちらのほうは、令和5年度に作成したガイドラインに基づきまして、文章要約であるとか、文章生成、企画立案などの分野におきましてC h a t G P T等の無償ツールのほうを活用していく予定でございます。また、有償ツールの活用につきましては、ソフトウェアの賃貸借の費用であるとか、サーバー構築の委託費用、また運用保守費、研修費用等の費用がどうしても見込まれてしまうということから、その効果であるとか、他自治体の活用状況などを注視しながらその活用を研究していくフェーズにあると考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 以上でございます。ありがとうございました。

○主査（伊藤隆広君） 他にございますでしょうか。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

情報経営部の包括外部監査の、令和6年度の実績を、お願いいたします。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

令和6年度、今回令和7年度の予算で上げております、選定、監査人候補者の監査人との契約についても、議案のほうで上げておるところですけれども、同じ監査人で令和6年度は実施しております。令和6年度は市営住宅について実施しているところでございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 令和7年度はどういう予定ですか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 令和7年度につきましては、まだ監査のテーマは確定していないところでございます。ただ、令和7年度の契約の相手方の選定に当たって、先方から提案されたテーマがございまして、監査人の選定に当たっては、先日御提案をいただいたところでございます。1つ目が、公共施設等の施設総合計画の取組の状況ということで、2つ目が職員の働き方改革の取組について、3つ目が死後における行政との関わりについて、4つ目が使用料、手数料の見直しについて、この4つが御提案されたところでございます。テーマが適切かどうかという視点も含めて監査人候補者を選定したということでございます。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 補足で、今回の外部監査につきましては別議案で監査人との契約のほうを挙げておりますけれども、その山崎氏の選定に当たりまして、そういった4つのテーマの応募が

あり、それについて今、御答弁させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 今、監査委員制度はありますよね。私の隣にも監査委員がいますけれども、これとこの包括外部監査制度との違いというのは、どういうものなのでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 包括外部監査制度は、外部監査という名称からも分かる通り、外部の方に監査していただく、独立性を保たれた外部の方の視点で監査していただくという点が違う点かなと考えます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、千葉市の何をやるかというのは、外部監査委員に任せるということですか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 おっしゃるとおりでございます。外部監査人が何を見るか、何をテーマに監査を行うかということを決定するということになってございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 具体的に、内部と外部の違いがよく分からないんですけれども、どういところで線を引いて、これを外部と言う、これを内部と言うという区分けをしているんですか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 何をもって外部とするか、内部とするかですけれども、地方自治法の上で規定されている外部監査というのは、市とは関係のない独立性のある第三者の方が実施するものということになっております。ですので、そういった趣旨を担保するため、その目的を達成するために、外部監査人を選ぶ際には市と関係性がない方、例えば、昔、市の職員である方であったり、議員であったり、そういった方は外部監査人になれないという条件が設定されております。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 何かぴんとこないんですけれども、外部包括監査は、制度とすれば、いわゆる内部と分けてやるというのはいいんですけれども、主に公認会計士の方ですか。そうすると財務が中心になってくるわけですか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 地方自治法上、なれる方の資格というのが定められておりまして、公認会計士でありますとか、弁護士、それから税理士などの資格が挙げられております。本市ではこれまで公認会計士の方にずっとやっていただいているという状況でございます。監査の対象は財務事務が中心となってまいります。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 公認会計士の職務の性格から、どうしても財務が中心になってくるのではないのでしょうか。その辺はどうなんですか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 公認会計士の専門的な知見を生かして、財務が中心となっていてまいります。それはおっしゃるとおりでございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、いわゆる公認会計士はどういう観点からそういうところを決めてくるんですか。千葉市を、地方自治体を客観的に外部から見て、そういうのを決めてくるんですか。私は公認会計士の方はそんな知識があるように思えませんが、それはどういうことなんでしょうか。その制度そのものは、国のほうでは、どういう趣旨でこの外部包括監査という制度を置いているのかということです。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 法律のお話というところがございましたので、これはもともとこういう制度はなくて、平成9年の地方自治体改正でできたものでございますけれども、そこでの文面とかを見ますと、基本的には地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員なんだと。でも外部監査制度というのは、地方公共団体の監査制度の監査機能の独立性と専門性を強化するために設けられたということで、監査委員がいわば内部機関であるのに対して、外部監査人は契約で千葉市との関係が構築されているというところがございます。

そういうために、今繰り返していますが、独立性と専門性を強化するために設けられたものと考えてございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 過去の実績として、外部包括監査のいろいろな指摘とか指導があって、千葉市のこういうところが非常に改善されたとか、そういうことの実例を示してください。

○主査（伊藤隆広君） 総務局長。

○総務局長 過去の事例ですけれども、保育施設の利用調整の選考において、優先項目が点数の上位に位置する者であることを明示するですとか、分かりやすい情報開示を要望する意見が出されまして、市のホームページの公開内容の改善につながっております。

また、災害ベンダー機の設置がない都市公園の自動販売機の設置許可について、次期の設置事業者募集の仕様に災害時の対応を盛り込むよう要望する意見が出されまして、募集要項の仕様に災害時の対応を盛り込んだ結果、災害ベンダー機種種の自動販売機が設置されたというような事例がございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 私は勝手に解釈しているんですけれども、例えると、地球が自転をしていますと、そのほかに人工衛星のような役割をすとか、そういう、なかなか全く違う観点からそれを見ていくというように効果を求めているのではないかと思いますので、外部包括監査の役割というのを十分生かして、それをまた実績を市政のほうへ反映していただきたいと思っております。

もう一つ違う質問ですけれども、担当課長と課長は、どのように違うんですか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

担当課長も課長も職位的には課長級の職員でありますけれども、特命事項を持っている者を担当課長としております。基本的に課の所属長を課長と言っておりまして、その中で一部の特命事項を権限を持って行う者を担当課長というような形で発令させていただいております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それでは、主幹とどう違うんですか。、担当課長、それから課長と、主幹との違いはどうなんですか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

基本的には保育の一部を除いて、今は主幹の発令はしておらないんですけれども、過去主幹が多くいたかとは思いますが。主幹は基本的に決裁権限とか専決権を持っておらず、遊軍的な扱いでありましたけれども、今配置しております担当課長は決裁権などをしっかり事務分掌に定めて職務を遂行するような形となっております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 私は市役所のいろいろな業務が、これは何課に属するのかという、直接担当している課というのを確認するため、市の職員の方に聞いても、どこが所管なのか分からないという、そういうところがあるんですけれども、そういうのは非常に分かりやすい組織にしてもらって、外部の人も分かるようなことにしてもらわないと、ということで、やたらに名前さえよければいいというので勝手にどんどん名前をつけるようなことは控えてもらいたい。非常に一般の人に分かりやすい職名とか課名をつけていただきたいと思っております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 他にございますでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。一問一答をお願いします。

職員研修なんですけれども、これは全職員が集合研修、派遣研修、職場研修、自主研修とありますけれども、全ての職員の方が何歳までに最低1回は受けてもらうという決め事だったのか、改めて伺いたします。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

年齢で切ってというのはないんですが、まず必ず最初に受けていただくという意味では、こちらの予算の概要にも書いてありますが、集合研修の中の新規採用職員研修、こういったものは採用1年目に全職員に受けていただくものになっております。

以降、採用2年目、3年目というのも、4年目というのも必修にしております。その後は職位が上がるごとに、主査ですとか、課長補佐、課長、そういった職位ごとの研修というのは上がったタイミングで必ず受けていただくということになっております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。そうしましたら、ここに上られている4種

類のうち、4種類とも全職員がそれぞれ受けられると思ってよろしいのでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

必ず受けるという意味では、集合研修の中の新規採用職員研修は受けていただいておりますが、派遣研修、職場研修、自主研修については、必須という扱いではありませんので、派遣研修で言えば、外部の機関に行くということなので、どうしても人数的に限られている部分もございますし、職場研修というのは各職場でやっていただいているので、それは職場ごとと、あと自主研修については、基本的に御自分で勉強していただくというタイプのものですので、こちらについては、そういったことを勉強したいという方がやっていただくもので、それについての環境整備などを人材育成課のほうで行っているというところでございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。そうしましたら、ある意味派遣研修というのが、自治大学校とか、市町村アカデミーなどの各団体に派遣と書いてありますけれども、すみません、もう一度伺いますが、この研修を受ける方の役職とか、あるいは何年目とかという決まりがあるのかどうか、その辺はどうだったのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

派遣研修で申し上げますと、例えば、自治大学校ですとかの外部の機関ですと、係長級の職員向けの研修ですということであれば、千葉市からも係長級の職員を送り出すということになります。

その外部機関が定めた対象に当たる職員の中で、選考を行うというものでございます。ちなみに、派遣研修の人数で申し上げますと、来年度の予算上の人数は、予定しているものにつきましては、仮定数としては123課程に228人を派遣する予定になっております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。そうしますと、係長向けのこうした研修ということで、今、伺ったわけなんです、二百何人受けるということは、係長に上がるのか、あるいは係長になると、この研修は必ず受けてもらうという認識を持ってよろしいですね。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

少し私の説明がまずかったところがありますが、先ほど申し上げた228名というのは派遣する職員全員で、役職が係長の方に限定されているものではございません。

例えば、幹部職員向けの研修ということで外部機関が募集をするようであれば、その職位に合った職員を出すということになりますので、担当向けの研修もありますので、そういった意味で係長級ということに限定したわけではございません。あとは、必ず行けるかということ、人数にはどうしても限りがありますし、職員が必ず、採用して辞めるまでに行っているというわけではございません。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。研修といいますと、私たち議員も研修に行つて、今まで思いもかけなかったことを学んでくるとか、人間としても、私の場合ですけれども、成長できるというようなこともあり、非常にいいと思いますので、幅広くこの研修も、受けられるという位置にいる方は、皆さん必ず行ってもらふような方向で今後とも取り組んでいただきたいと思います。

また、一般職員の方々におかれましても、できる限り研鑽を積むことによって、お仕事もそうですけれども、職場での対応、あるいは市民への対応もレベルアップされるものと思いますので、ぜひ、職員の方が誰一人欠けることなく、こういった研修を受けられるように、受けていない人がいたら、それはすぐはじき出せると思いますので、その方々に対して何らかの取組を促すとか、そういったこともしていただいているとは思いますが、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それと先ほど、桜井議員からもございました女性の登用で、主査にならないと上に行けない。いきなり主査になる人が、女性の場合は男性と比べて2分の1ぐらいに減っているということ。私は一般質問で指摘させていただいた記憶があるんですけども、そういった意味で、今回お子さんを育てる、あるいはお子さんを産む、あるいは結婚するという年代において、そこを外して、企画とかといった仕事をしてもらふという経験を積んでもらふということで、大変いい取組を考えてくださったなと思って、私も今聞いていたんですけども、本当にありがとうございます。お礼を申し上げたいとおります。

また、こういったいい取組をすることの中で、一つは女性のほうもそういう年齢に達したときに、いや、私はいいですなんて断る人がいると、職員の方はテストを受けて入っていらっしゃると思いますので、男性、女性問わず、優秀な人材には優秀な仕事もどんどんしてもらいたいと思う、そういった意味で、お断りになる方がいたら、断って当然ではなくて、断らないで当たり前というか、断ることはなしということですね。ここで私が断言してしまってもいいものかと、皆さんそれぞれ、一人一人にいろいろな御都合もあるでしょうから、なかなかおいそれとはいかないかもしれませんが、市民のための取組ということで、御自身と、職場と、市民のための取組だということで、皆様の総務局のほうから、ぜひお話をしていただいて、女性にも男性にも御理解をしていただけるように進めていっていただければと思います。

ちなみになんですが、女性だけではなく、男性にも、何か風の便りで聞いたんですが、男性の職員の方が、主査に上がる女性は男性の2分の1で少なかったわけですが、今度女性が上がってくると、男性の役職への登用が若干遅れるのではないかなというようなことも漏れ伝わってきたときがあったんですけども、その辺の改善策というのは何か変な言い方なんですが、何か男性職員に対しても、こういう配慮をしていますというようなものがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 女性の管理職への登用を積極的に進めているわけですが、先ほどのお話にあったその一步手前の主査への登用というのを、数値目標を持って管理職は進めているということと、あと、幹部あるいは責任のある管理監督職員の登用というのは、基本的には男性も女性も関係なく、能力とか、意向とか、適性に応じてやっていくというのが大前提になります。

その中で、数値的なものは女性の登用が求められていく中で、人事とすると非常にバランスを取るのが難しいというのはおっしゃるとおりです。進めなければいけないけれども、男性がそれで遅れていっていいということでもありませんので、そこら辺のバランスを取りながら登用を進めているというところの難しさがあります。男性も女性も各所管の意見、管理職からのお話をしっかり伺って、登用に当たる職員かどうか、能力適性をしっかりはかることでバランスをしっかり取っているところでございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。これは本当に男女ともに優秀な方が登用されて、御自身も職場も、そして市民の方々にも効果が出るような形にしていいただければと思います。ありがとうございます。

もう一つは先ほど障害者の方の登用というのがございました。その障害の種類についてお問い合わせいたします。こういった障害の方々を採っていますか。

○主査（伊藤隆広君） 人材活躍推進室長。

○人材活躍推進室長 人材活躍推進室でございます。

現在、会計年度任用職員も含めると、身体障害、知的障害、精神障害のある方を職員として任用しているところでございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。すみません、私も勉強不足もいいところで、何か偏ったところがあるのかと思ったら、今、伺いましたら、人数に違いはあるかもしれませんが、全ての障害者の方を受け入れていただいているということが分かりました。

せんだってテレビを見ておりましたら、高次脳機能障害の方、交通事故とか病気の後に、大病した後に高次脳機能障害にかかってしまう方もいらっしゃるって、ある自治体ではそういった方々も市役所に受け入れているというお話がございました。どのような取組をしているかという、先ほど御答弁いただきましたように一人一人に合った、一人一人がそれぞれ違う個性を持っていたりしますので、それに合った取組をしていると伺いましたが、どうでしょうか。千葉市にも高次脳機能障害の方々が結構いらっしゃいますので、そういった方々の登用、受入れはこれまであったのか、それとも今後やっていただけるのか、どういう状況なのか、伺います。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

先ほど来から説明してございますが、正規職員であるとか、今は会計年度任用職員という制度の中で、フロアサポートスタッフであるとか、チャレンジドオフィスということで、それぞれ業務内容とか支援の必要性、環境配慮の必要性を踏まえながら、適材な採用等、働いていただくということで活用を行っているところでございます。高度障害ということでございますけれども、重度の身体とかということでございましょうか。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） いや、高次脳機能障害なので、私の認識によりますと、通常は普通の生活もできるし、仕事もできるんですけれども、うちにこもってしまったり、落ち込んでしまったりというようなことがあると伺っているんですが、そういった方々の対応ということです。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

今、正規職員も含めまして、精神障害を持つ方の採用も進めているところでございますけれども、そうした通常期において普通に業務を進められる中で、やはり、状況に応じて気分の落ち込みであったりとか、いわゆる思考が停止してしまうような方であるとか、いろいろ特性がございますけれども、そうした特性に合わせて業務をしっかりと継続的に行っていただけるようにサポートをしながら働いていただくということを進めさせていただいております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。その意味で、今の御答弁で少し見えてきたような気がするんですけども、この障害別の中の1つであります高次脳機能障害の方の受け入れも場合によってはできるということによろしいでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 採用試験に当たっては、特にその部分の制約というのは特にございません。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。それでは、今後、先ほどの御答弁で身体障害とか、知的障害とか、精神障害とか、いろいろあると伺いましたので、ここで高次脳機能障害の方々も組み入れていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人材育成課長 高次脳機能障害を持つ方かということでありましたら、職員としては現にいたり、数は多くはございませんけれども、採用しているところでございますので、特性に合わせて業務が行えるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。かなり千葉市は進んでいるということが今、確認できました。今後も進めていっていただけますようお願いいたします。

それと先ほど、またこれも桜井議員の御答弁の中で、保育所なり、またはノーコード・ローコードツールの中で230時間の削減とか、あるいは300時間の削減と伺いました。大変いいことだと思うんですが、これは人に換算するとどのぐらいの人数になるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 すみません、先ほどお話ししたのは、現行の事務を進めた場合において、今回のノーコード・ローコードツールを導入した場合にはどれぐらい削減されるかということでございまして、申し訳ございませんが、実際にどのぐらいの人工がというような積算をしたものではございません。現在でも事務がどの程度短縮されたかということで、はじき出させていただいた数字ということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。特に保育所などで時間が削減できるということは、子供たちの保育に寄与できるものと思いますので、ここで答えてもらってもいいのかどうか迷うところでございますが、保育所全体でそうなのか、それからノーコード・ローコー

ドツールにおいては、どこの部分なのか、お尋ねしたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 実際の選定作業という、確認作業でございますので、保育所のほうでやっているわけではなくて、区役所のこども家庭課のほうで申請を受け付けて、この方はこういう保育所に行きますという事務が削減されたかということで換算して、そこにいる選定作業のほうで多少短くなったということで御理解いただければと思っております。

申し訳ございません、説明が拙くて、申し訳ございませんでした。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） あともう一つ、ノーコード・ローコードツールのこれは、どこの部署でもということでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 業務改革推進課でございます。

このノーコード・ローコードツールでございますけれども、導入する課につきましては、特にこの課でなければならないという制限は設けているわけではございません。こういったツールを活用すると、より業務が効率化できるようなところにつきまして、各所管課のほうといろいろ調整をしながらそういったツールを導入する場所を選定、あるいは協議して入れておるところでございますので、特に限定しているわけではなくて、よりそういうのが生かされる場所に導入しているというところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。この時間の削減というのは大きなポイントだと思いますので、それぞれの課でいろいろ書類などを作る際に非常に大きな負担になっているところもあるかと思いますので、それを早急に洗い出させていただいて、そして、時間の削減に大いに寄与していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、こちらのほうで職員の方々の対応をさせていただいているのと、それと、私もそうですし、会派の中では渡辺主査も会計年度任用職員の取組をこれまでもさせていただいているんですが、せんだって会派の議案研究のときに、私のほうから聞きましたら、会計年度任用職員の方の給与関係は交付税対応になっているとも伺ったところでございますので、私が聞いたところによりますと、遡及してもらいたいという方がいらっしゃるようですので、ぜひ昇給のときには、そのときに遡及ができるようにしてもらいたいんですけれども、今もらっている会計年度任用職員の方のお給料というのは、最高の方は幾らもらっていて、最低では幾らもらっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

まず1点目、少し訂正させていただきたいところがありまして、交付税のお話がありました。我々、正規職員もそうですし、会計年度任用職員の給与はいわゆる地方財政措置の対象になっておるんですけれども、これを全額みてもらっているかということ、そうではありません。交付税というのはあくまでも標準的な団体において、その需要の中でどれぐらい給料を払っているかというのを積算になりますので、全額ではないということをお伝えをさせていただきます。

す。

それから会計年度任用職員のいわゆるお給料、年収ベースで、モデルケースでお伝えをさせていただければと思っておりますが、令和7年度におきまして時給が一番低い職種になりますけれども、こちらは事務補助になります。事務補助の職員の方が週30時間、1年間働いていただいたといたしますと、年間で約262万円でございます。今度は逆に、時給が一番高い職種なんですけれども、専門職の中で臨床心理士という職種がございまして、この方でいきますと、同じように週30時間、1年間働いていただきますと年収ベースで427万円前後になるということでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうしますと、今まで私が総務局の説明を伺ってくるところによりますと、御主人様の扶養家族とか、扶養手当ですか、それに関連しているから遡及されると困るんだと、私はそう伺ってきたと思うんですけれども、この数字を見ますと、低いほうで働いている方の金額も、高いほうの金額で働いている方も相当、会社によって違うとは思いますが、ほぼ扶養手当に入らないほうになっているのではないかと思います。その辺はどのように認識されているのか伺います。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

今、まさに委員おっしゃっていただいたとおり、例えば、いろいろなケースがあると思うんですけれども、御主人様が民間企業で働いていらっしゃるって、例えば、奥様が本市の会計年度任用職員をやっている。その中で今おっしゃったように、まさに企業ごとによって福利厚生、例えば、扶養手当であったりとか、こういった差がありますので、例えば、市役所でたくさん働いて正規職員と同じような共済制度に入るよりも、私は主人の扶養の範囲で働きたいという、そういうことを選ばれる方もいらっしゃるということです。なので、様々なニーズがありますので、今、金額でお伝えしたところは週30時間というモデルケースでお伝えいたしましたけれども、例えば週2日だけ働きたいとか、週1日だけにしたいなど、いろいろなニーズがありますので、そういったことを踏まえながら任用しているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 週2日で働いたとすると、実際には、それぞれ給金は幾らになんですか。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 週2日というのは今例示のところでございまして、週2日でも1日の時間を何時間にするかによってもまた変わってきますので、例えば、1日6時間5日働くとちょうど30時間でございまして、これが12時間ぐらいになってきますと、お伝えしている金額が5分の2ぐらいになってくるかと思っておりますので、例えば、事務補助が262万円前後でお伝えしていましたが、100万円前後に調整をされている方もいらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。今、私はこれは絶対できないのかと思っていたんですが、要するに、人によって働く時間を選べたりして、しかも年取も選べたりするわけですね。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 会計年度任用職員を任用するときのプロセスなんですけれども、我々は会計年度任用職員が必要だと思う所管課は、例えば、1年間通しで働いていただける人を探していますとか、もしくは事業に合わせてなので、3か月間だけ働いてもらえませんかとか、任用する側の事業課にも様々な都合があります。そこで応募要件を見て、いろいろな方が応募をしていただくんですけれども、例えば、この人がいいなと思ったときに、その人が実はこういう御家庭のいろいろな制約があるんですと、そのときにはその方と所管課のほうで調整をして雇うということになるので、少し短めにしたり、長めにしたり、そういうような調整というのは行われるということでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。そうしますと、10月ぐらいがいつも人事委員会の給与改定で、下がる時は下がるけれども、上がる時は上がるというようなことで、会計年度任用職員の方もそのようにしてもらいたいという声があって、雇うときにいろいろと働く時間とか、働く日にちが違っていて、それぞれ頂けるお給金も違うということが今分かってまして、最初から説明していただいて、10月に会計年度任用職員の方も正規の職員と同じように期末手当というようなものがありますと、遡及される可能性がありますという説明はされているんでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

今のところ、本市におきましては会計年度任用職員の給与につきましては、正規職員とは違いまして翌年度で改定をしているということなので、これまでの任用におきましては、年度の途中でお給金が変わるというような御案内というのは差し上げていないところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 1つ問題だと感じるのは、せっかく市の職員もまずは、ほぼ10月ですけれども、10月に遡及されて、そして10月以降も上がるということがあるんですが、会計年度任用職員の方はそれができないということで、少し理不尽みたいなのがあるのと、それからもう一つは1年続けて働いて、翌年また雇われるときもあるわけです。そうしますと、そのときにまた働く時間等々の見直しというんですか。例えば、これまでは3か月間働いていた人、あるいは1年間ずっと働けた人が、御主人様のお給料のいかんによって扶養手当というものにかかってくると困るということで、お給料が今のところずっと毎年上がっているんですけれども、そうしますと、もうこの給料とか、給料と合わせ技で働く時間を決めていると思ってもよろしいんでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

会計年度任用職員の皆さんは、翌年度から給料が上がるということになりますので、その次の4月以降に任用する場合は、1年ごとに任用が変わりますので、次の任用のときにはこの金額に、例えば、時給であればこの金額、月給であればこの金額ですということをお伝えするんですけれども、お伝えをするときに、その会計年度任用職員になっていただく方が、例えば、私はこの金額までで年収は収めたいんですというニーズがあれば、そういったニーズを酌み取って、例えば、勤務時間か、もしくは勤務の期間、例えば、週当たりの時間数を減らしたり、増やしたり、雇う期間を延ばしたり、減らしたりというような調整をしているということは各所管のほうからは聞いております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。最大の問題は、先ほど申し上げたとおり、10月で正規の職員の皆さんはお給料のほう上がる、市長も上がる、我々も確か議員も同じだったと思うんですけれども、そうしますと、やはり会計年度任用職員の方だけがこのように置かれている事態に対して、他の政令市とか周りの自治体はもう随分改善されてきていると聞いています。今、いみじくも言っていただいたように、給料が上がってしまった場合に、4月以降は年にこれだけ働きたいとか、これだけに収めたいとかという要望は伺っているということなので、それによって、これも説明して、例えば、他市ではそうやっているわけですから、千葉市だけがこのままずっと会計年度任用職員の方が遡及されないままやるというのは何か変な話かと思うんですが、今後、私がせんだって申し上げましたように、アンケートを取るというようなことをやりましたけれども、10月のときに、遡及する、しないの考え方というのは、4月当初からのことにできないので、10月から一律になってしまうんですね。

、他市で遡及されていて問題になっていないところを見ますと、千葉市も思い切ってやってみたらいいのではないかなと思うんですが、いま一度御答弁を伺いたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

少し繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、会計年度任用職員の給与改定でございますけれども、今までのところ全て翌年度で行っておりますので、引き上がる時も、引き下がる時も全て翌年度でございます。なので、例えば、正規職員が、景気が悪いときにお給料が下がってしまうとき、正規職員のほうは遡って下げてしまうんですけれども、今の流れでいけば、会計年度任用職員は翌年度からということで、その年は下がらないということになります。なので、上がる時も下がる時も、これまでは翌年度にしてきたというところもあります。

また、年度の途中からお給料が変わってしまうということに対する会計年度任用職員の意識の問題であつたりとか、周知をどうしていくのかが非常に難しい問題でもあります。そういった課題などもありますので、例えば、今お話もありました他団体の状況ですとか、国の状況ですとか、こういったところをしっかりと研究して、今後については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。私もしつこくさっきから聞いているので、もうこれだとどめさせていただきますが、もう他市はやっているわけで、御主人様のほうのお給料等を鑑みて扶養家族に入る、入らないも含めて、他市ではされていると。しかも、先ほどから高い方のお給料と低い方のお給料を見ますと、あまりもう御主人様の給与はあまり関係ないのではないかという気もいたします。

そういった意味で、もうぜひ思い切って、他市と同じレベルに持っていつていただかないと、千葉市の会計年度任用職員の方々はおよそ千葉市の市民だと思うんです。交通費も確か190円ぐらいにしか出なかったと思いますので、遠くから来るわけがないと勝手に考えております。千葉市民で、他市と比べてこのような状況が働く中で、悶々としながら働くことがやはり、会計年度任用職員の方の働き方の改革になっていないということで一言付け加えさせていただきます。今後早急に改善されることを望むということで、私の質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○主査（伊藤隆広君） 他にございますでしょうか。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いいたします。

最初に、職員の適正配置についてお伺いいたします。

配置基準が定められている職員は、適正に配置されていますか。基準を下回る職場と職員の未配置数は、そしていつ改善するのか、お伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

法によりまして配置基準が定められている児童相談所の児童福祉司などの職員は基準を満たしているところでございますが、区の社会援護課の生活保護のケースワーカーにつきましては、国が示す標準的な配置数でございますケースワーカー1人当たりの担当世帯数80世帯に対しまして、令和6年4月1日現在で87.3世帯となっております。これまでもケースワーカーの増員を進めてまいりましたが、被保護世帯数の増加などもございまして、十分な配置には至っていないことから、引き続きケースワーカーの体制強化により改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 社会援護課ケースワーカーはお一人に対して80世帯が配置基準であるけれども、今は87.3になっているという回答でした。そうなりますと、これは仕事上ケースをいろいろと指導したり、相談したりするに対して支障が出ているかと思うんですが、いかがですか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

生活保護を受けている方に対する支援に影響が出ないよう、年金受給資格調査や、受給支援業務、収入等の調査業務など一定の専門性が必要で、かつ定型的な事務が多い業務を担う会計年度任用職員を配置することなどで、ケースワーカーの事務負担の軽減に取り組んでおりまして、引き続き適正な体制確保に努めてまいります。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 生活保護基準も、1人当たりの生活費が7万2,000円程度ですから、そこから光熱水費を払って食費となると1日1,000円ぐらいなんです。そういう点で大変厳しい中、いろいろと悩みがあって相談をすることもある。そして、中には、そういうことをもうあきらめてしまって、すっかり生活保護に頼ってしまっている人もいるけれども、何とか自立していきたいという気持ちの人もたくさんいらっしゃるわけなんです。ですから、そういう方たちが、仕事をしたいとか、自立するためにいろいろな努力をしたりとか、そういう相談をケースワーカーにしようとしても、なかなか忙しくてお会いしていただけないという状況があると思うんです。ですから、やはり生活保護というのは自立が基本ですから、そこに対してやはりちゃんとやっていけるように、もっと増やしていく必要があると思うんですけれども、いかがですか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 適切なきめ細やかな支援が業務上必要と考えておりますので、引き続き被保護世帯の低減に向けて適正な配置を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） このことについては、毎回の決算委員会等で言ってもなかなか改善されない問題なんですけれども、もっと思い切った改善をするように求めておきます。

次に、女性の登用についてです。今、いろいろお話がありましたけれども、この比率についてと、目標との差についてお尋ねします。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。令和6年4月1日時点の女性管理職比率は23.8%となっておりまして、目標としております30%に対して、6.2ポイントの差となっております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 女性幹部職員の配置のメリットは何か。悩みなどの相談体制はあるのか、お伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 総務局長。

○総務局長 女性職員も男性職員と同様に、個人の能力や適性に応じて管理職への登用を図っていく必要があると考えておりまして、女性管理職員が増えて、女性が安心して意欲を持って活躍できる環境が実現できれば、全ての職員にとって活躍できる働きやすい職場になると思いますので、その結果、様々な施策にも好循環をもたらすとともに、多様性を受け入れる文化が醸成されるものと考えております。

悩みの相談体制につきましては、女性職員に限定したわけではございませんが、市のOBですとかOGを、しごとコンシェルジュとして配置しておりまして、仕事の進め方など仕事に関する悩みですとか、職場環境や人間関係など、職場の困り事の相談のほか、それぞれの業務経験を踏まえた助言などを行っています。

また、研修のほうで先輩職員との座談会を取り入れた、女性の活躍キャリア促進研修なども行っております。そのほか、精神科医などの専門職による、なんでも悩み相談の窓口を設けま

して、職員本人の心身に関する悩みですとか、家庭での悩みをはじめ、どのような悩み事でも相談できる体制をつくっております。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 家庭での悩みも聞いてくれているということでしたが、ある女性課長が配置されまして、頑張っておられたんですけれども、その連れ合いは課長補佐だったんです。

真剣に、あなたが先に課長になって、連れ合いとの関係は問題ないですかと、家庭で心配ない生活をしていらっしゃるかと余計なことを聞いたんですけれども、大丈夫ですと答えていただきました。だからそういう相談もあるのかと思います。でも、男性でも、女性でも能力のある人、また適正な人が管理職に先になるのは当たり前であって、夫が遅れることだって当然ありますよね。もう、そういうことでもしっかりと両方がやっていってほしいと思うんです。

それで、私の短くない議員生活の中で、ひな壇に座っている人は今、考えてみると男性ばかりでした。それで24～25年前に1人、女性の教育次長が誕生して、初めて女性の議場説明員ができてよかったと、その後はだんだん増えてきたようです。そういう点でありますけれども、もともと日本の国は男社会で男尊女卑がずっと続いてきた、そういう傾向がいまだにまだあるところもありますよね。そういう中で、女性幹部職員が活躍するには、いろいろな壁があるのかと思うんです。だからそういう壁をしっかりと取り払って能力のある人、適正な人がきちんと活躍するような、そういう女性幹部職員の政策というものをしっかりと確立していってほしいと思います。もう一度答弁いただけますか。

○主査（伊藤隆広君） 総務局長。

○総務局長 女性の登用なんですけれども、今、管理職を30%以上にしていくという目標があるんですが、次の女性活躍推進プランをこれからつくる予定なんですけれども、先ほど申し上げたとおり、管理職の手前の主査職を増やしていく。目標数値もそれなりの数値を今、検討しているんですけれども、今行政職で言いますと、女性の採用も4割は超えていますので、ほぼ男女同じ程度の採用をしていることになりますので、これで、そのような同じ比率で男女が昇格、管理職になっていけるような形ができていけばいいと考えております。

それで、ただ単に数値目標をつくただけでは当然登用できませんので、今、市のほうでもいろいろ働き方改革を進めていまして、勤務パターンの柔軟化、今通常のA班、B班だけではなくて6班体制で、今度は1月からは10班体制で、朝早く来て、早く帰ったり、朝に用事があれば、遅く来て、遅く帰ったりできるようにしたりですとか、テレワークも自宅だけではない場所でもできるようにする。あと、ランチタイムシフトといまして、昼休みの時間もずらしたりできるような形も取っております。

あと、女性登用とか、そういうこととは違うんですけれども、通年輕装なども導入しまして、いろいろ働きやすい職場づくりも努めていますので、その中で女性職員も活躍してもらえんかと思っております。

さらに2月からなんですけれども、育児休業の代替任期付職員も雇用を始めまして、女性が育休も取りやすい職場環境の整備も進めていきます。そういう様々な形の施策を通しまして、女性も、男性も、我々のような高齢職員も、役職定年がありまして、その後も働いたりすることもありますので、高齢者も、いろいろな職員が働きやすい職場をつくっていければと考えて

おります。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。男性職員を批判しているわけではないですよ。男性職員も立派な人がいっぱいいて、よく頑張っていていただいております。

ただ、ここで総務委員会というのを開いていますと、総務局、財政局、総合政策局が来るんですけれども、今日もここで女性はお2人ですし、何か人数が少ないという感じがするので、そこだけ申し上げておきます。

次に、職員の不祥事についてですけれども、この直近年度の実態はどうでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） コンプライアンス推進室長。

○コンプライアンス推進室長 人事課コンプライアンス推進室でございます。

令和5年度につきましては、市全体で懲戒処分事案が6件、6人の職員が懲戒処分となり、そのうち2人が免職となっております。

今年度につきましては、昨日時点で市全体の懲戒処分事案が5件、5人の職員が懲戒処分となっております。免職はございません。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 今まで聞いた不祥事を見ますと、例えば令和6年度の方で言いますと、駅のホームで、スマートフォンで女性のスカートの下を盗撮したとか、あるいは職場内において、夜間勤務中に更衣室の他の職員の財布から10回近くにわたって11万3,000円を窃盗したとか、この間の教員は飲酒運転で事故を起こして捕まったとか、およそ公務員として考えられないことを平気でやってしまうということは、非常に残念に思います。公務員としての自覚が欠如するのはどうしてなのか、考えておられますか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 特定のこれだという特定の理由、原因というのはなかなか難しいと思いますけれども、気の緩みなどから綱紀の保持などに関する意識が薄れてしまうということであったりとか、ストレス、悩み、そういったものが原因で冷静な判断ができなくなってしまったというようなことが考えられるかと思います。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 職員のサービスの宣誓に関する条例というのを見ますと、私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓いますとともに、私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますと、これは、公務員になったときに、最初だけ本人たちがこれを読んだり聞いたりする、ずっと長くいるとこれは全然関係なく職務しているんですか。それとも、いつもこれが自覚できるようになっているんですか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 職員の採用に当たってはその宣誓をいたしますし、そのときに固く自覚するわけなんですけれども、その後も、機会を設けて実施するコンプライアンス研修ですとか、あるいは綱

紀の保持の通達、そういった機会を捉えて、またそういった自覚を再確認するというようなことかと思います。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、職員研修は適切に実施されているんですか。

○主査（伊藤隆広君） コンプライアンス推進室長。

○コンプライアンス推進室長 コンプライアンス推進室でございます。

職員研修につきましては、新規採用職員研修のほか、新任主査研修など、職位が上がるタイミングで、対面での公務員倫理研修を行い、先ほど議員からもありましたが、全体の奉仕者とか、公共の利益といったところも踏まえた職員の心構えですとか、職員倫理等について繰り返し学べるようにしております。

また、オンラインで受講できる研修を提供しているほか、最近ですと、コンプライアンス特別研修という名称で、令和5年度につきましては過去に起きた官製談合事件の事後対応に当たった幹部職員による実話の講演を行ったり、今年度につきましては、様々な依存症を知ると題して、専門職の職員による講演を行うなど、様々なテーマの研修を提供できるように努めております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） やはり、生きていく上では公務員であろうと民間人であろうと、悩み事はいろいろたくさんありますよね。だから、その悩み事を相談できる仕組みというのが役所の中にはあるんですか。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

先ほどの女性幹部職員の答弁のところにもありました、しごとコンシェルジュにつきましては、仕事の進め方ですとか、職場の人間関係をはじめ、仕事に関する様々な悩み事の相談を受け付けております。

こちらは職員からの自発的な相談だけではなくて、環境の変化などにより悩みを抱え込みやすい新規採用職員とか、初めて異動した職員、主査級等に昇格した職員、そういった方々にはコンシェルジュの側からお誘いして、プッシュ型で面談を行うなど積極的なアプローチも行っております。

また、悩み事の内容に応じまして、聞くだけではなくて、相談者の所属長にも助言を行うなど職場の環境改善などにも取り組んでおります。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 職員の不祥事の最後ですけれども、やはり職場の環境というのはすごく大事だと思って、働きやすい職場、風通しのよい職場、そういうことを常に意識して改革していかなければいけないだろうと思うんですけれども、新しい庁舎もできて、座り心地もいいとかいう話も聞いています。皆さんの座っている椅子は6万円だそうです。健康によくて、部長は12万円の椅子に座っているそうで、椅子の問題はどうでもいいですけれども、この風通

しのよい職場という点では、どのように努力されているんですか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 風通しのよい職場環境をつくっていくというためには、職場の課題ですとか、職員の悩み、どのようなストレスを抱えているか、そういったことを把握するとともに、それらの解決、軽減のために職場環境改善の取組ですとか、職員同士のコミュニケーションの活性化が必要だと考えています。

例えば、毎年実施しておりますストレスチェックでは、職場環境に関する問題点を理解して、集団分析の結果を活用して所属向けの研修を実施したり、職場改善につなげております。

それから昨年度、令和5年度からはストレスチェックの結果を踏まえまして、外部講師が職場に出向いて、所属職員によるグループワーク、あるいは所属長との面談を行うという取組もスタートさせているところです。

その他にも、班の会議、課題ミーティングですとか、職場の状況に応じた取組を行うことで、風通しのよい職場環境づくりに取り組んでいるところでございます。引き続きそれに努めていきたいと思えます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） この問題については終わりますけれども、職員は宣誓文書にもあるように、全体の奉仕者として、言うならば市民を守るとりで、千葉市で言えば職員は宝なんです。かの武田信玄が人は石垣、人は城と、やはり人を大事にすることが町をきれいにしていく、市を活性化していくために非常に大事なことなので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、職員の採用なんですけれども、市の職務上必要な人材を民間からも採用するというところについて提案したことがあります、それはどうなっていますか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

民間企業等における職務経験による多様な発想や柔軟な思考を生かし、既存職員への刺激となることで市組織全体の活性化を図ることを目的といたしまして、平成18年度試験から経験者採用試験を実施しております。

毎年、事務、技術、専門職におきまして、優秀な人材や即戦力となる人材の確保につなげておるところでございます。なお令和6年4月1日現在で、これまで約450名の採用につなげておるところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、職員の異動の問題ですけれども、本人の希望する職場で働き、能力を発揮できるようにするということは大事なことです、そういう仕組みと実際はどうでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

職員が異動希望を申告できる自己申告制度の運用のほか、職員が希望する業務に立候補でき

る人材候補制度を設けておりまして、適材適所の職員配置によりまして、職員が意欲を持って自らの持つ能力を発揮することで、人材の有効活用や組織の活性化を図りまして、市民サービスの向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、時間外勤務ですけれども、長時間残業の実態と改善はどうかと、特にコロナの頃、コミュニティセンターの窓のないような部屋で毎日のように11時、12時まで頑張っている職員がいたことをつぶやいたことがあります、ああいうのはもうなくなっているんですか、お伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 令和6年度の上半期、10月までの残業の平均の時間数なんですけれども、月当たりでは15.9時間でございます、前年度の同じ時期と比べますと0.3時間なんですけれども、やや減少をしているという状況でございます。この15.9時間まで積み上がってしまった時間外勤務の要因なんですけれども、考えられるものとしたしましては、何度も行われております物価高騰対策事業への対応であったりとか、それからシステムの標準化対応、また、児童相談所におけます一時保護児童数、これが非常に増えているということでこういったものへの対応、また10月には衆議院選挙がありましたので、こういった選挙への対応というものがあるかと考えております。

今後の改善というところに行きますと、職員の長時間労働に対しましては、今後の行政需要の高まりへの対応であったりとか、それから職員の働き方向上のための増員であったりと、また、新庁舎整備事業というのが収束に向かっておりますので、こういった人員の再配置なども踏まえまして、必要な部門に人員を手当てしているというところでございます。引き続き、庁内の業務の実態を適切に把握いたしまして、特定の職員に過度な業務が集中することのないようにいたしまして、職員の負担軽減と健康の維持、健康というのは体だけではなくて、心も含めて健康の維持に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、職員の給与カットであります。退職金カットと合わせて、実態を直近年度で示していただきたい。原因は何か、いつになったら解消されるのか、お伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 一般職の給与カットにつきましては、脱財政危機宣言の取組として、平成22年度から令和元年度末まで実施しておりまして、給与カットの総額は約88億3,000万円でございます。

また、退職手当ですが、こちらは平成22年度から24年度まで実施しまして、3年間のカット総額は約4億9,000万円でございます。

給与カットを実施した原因ですけれども、脱財政危機宣言を発出した平成21年度当時の状況は、過去に積極的に発行した市債の償還ピークを迎える中、急激な経済の悪化を伴う市税収入の大幅な減少が重なりまして、市の財政が危機的な状況に直面していたということでござい

した。そうした状況を踏まえて、徹底した行財政改革を行う必要性があったと承知しております。

職員の給与カットで生まれた財源ですけれども、老朽化した施設の維持、改修ですとか、市債の償還に充てるとのことなど、本市の持続的発展と財政状況の改善に寄与したものと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。

この給与カットのとき、我々は職員の給与をカットしてはいけないという反対の立場を取りました。給与カットと、市民からの福祉カットを合わせて財政危機というものを乗り切ったと記憶しております。

その一方で、さっきどなたかが言っていた大型開発だけはどんどん続けていたんです。ということは駄目だと、職員の給与や市民をカットするんだったら、大型開発だって制限すべきだというのが主張だったんですけれども、それはいいとして、それにしても、給与カットと退職金カットというのは、これは将来是正されて元に戻るんですか、戻らないものなんですか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 繰り返しになりますけれども、そこで生まれた財源というのは施設の維持改修、市債償還、そういったものに充ててきまして、本市の持続的発展財政状況の改善にこれまで寄与してきたということと承知しております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。退職金カットというのは、政令市の中では千葉市は最初にやったんですよね。しかも、熊谷前市長はメールで飛ばしてやってしまったんです。有名な元京都府知事の蜷川虎三さんは、カットするとき、職員を正庁に集めて申し訳ないと、こういう状況なのでカットさせてくれと頭を下げたんですよね。そういう首長と、熊谷前市長のようにメールでやってしまうような人と、随分差があると批判しましたがけれども、今の市長はどうか知らないけれども、これから給与カットとか、退職金カットなどがなくて、ちゃんと皆さんが生活ができるようにしていけるよう、我々議会も頑張りたいと思います。一生懸命市民のために、公務員の宣誓に沿って働いていただきたい、このことをよろしく願いしまして、終わります。

○主査（伊藤隆広君） 他にございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一問一答形式でお願いします。

先輩方がいろいろ質問されていたので、その間に考える時間があつたので、いろいろ質問させていただきたいんですけれども、まず職員の異動の話もあつたので、その点からなんですけれども、先ほど答弁がありました自己申告制度は、私は実は使ったことがありまして、異動のときに1回だけ使ったことがあるんですけれども、あまりそんなに何人も使われている印象はなかったので、その辺の、毎年何人ぐらいが異動における自己申告制度を使われているのかというのと、第3希望ぐらいまで書けると思うんですけれども、何割ぐらいの職員がある程度希望どおりに異動できているのか、その辺りをお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

自己申告制度の中では、基本的には毎年皆さんの提出をいただいている、委員がおっしゃられたのは個別にさらにというところだと思うんですけども、基本的なものは次年度ないし、今後どうしたいのかというのは毎年全職員から取って、あとさらに補充して詳しくというものは、個別に人事課なりに提出できる制度を運用しておりまして、人数は今、手元にございせんけれども、一定数は提出されております。基本的なものは、ほぼ全員から頂いているところでございます。

あと、希望を何割というのもこちらはデータを持ち合わせていないんですけども、職員は基本的に毎年異動するわけではない中で、異動時期、3年、5年と経ったときに、異動するときに、これまでの自己申告とかキャリア形成の考え方、あとはそういったことを踏まえまして管理職と面接の中で出てきます育成情報などを踏まえまして配置を行っているところで、長い目で見れば比較的实现しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 分かりました。

これは保育関係で、もしかしたらマッチング、A Iとかで何かされているかもしれないんですけども、人事においても職員がある程度希望どおりに異動できるような、何か人によるものの以外でサポートされるようなA Iとかシステムが開発できれば、そういうのもある程度希望どおりいくと感ずるところではありましたので、できればそういったものを検討いただければと思います。

次に、採用面に関してなんですけれども、これは人事委員会のほうの内容かとも思ったんですけども、最近、採用倍率が、特に行政職が下がっている傾向があるので、その改善策が総務局ベースで何かあれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

基本的に採用試験は人事委員会ということなんですけれども、人事委員会と連携しました採用試験の方法の見直しということでもあります。近年では心理職でのウェブを使った面接申込みなどの活用であったりとか、今年より技術職の教養試験を廃止するなどして、受けやすい形を取りまして、受験者数の喚起を図っていたりしているところがございます。

また、そのほか、専門職などを中心に技術系大学を訪問いたしまして、千葉市での職場での魅力であるとか、そういったもののPRに取り組んでおりまして、採用数の確保に取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 昨年か一昨年に、確か私がその改善策、例えば、行政B、教養試験とか専門試験がなくて、基本的に論文だけで受かるような試験の採用を増やしたらどうかとか、先ほどももちろん話がありましたけれども、社会人枠を増やしたらどうかみたいな話をしたんですけども、今日も女性の登用という話が結構多かったもので、その観点から考えたときに、

主査以上の女性の即戦力みたいな方を社会人枠で結構増やしてもいいのかなと思ったりもしたんですけれども、女性の採用がどのくらいあるのか、社会人枠の募集において、女性の割合はどのくらいあるのか、分かれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 すみません、今すぐに経験者採用の女性の割合が出てきていないんですけれども、基本的には今、試験の中では女性職員も多く受けてきておりまして、経験者の中でもある程度女性の方が受けてきております。

主査というポスト職で経験者採用をやってはどうかという話かとは思いますが、一応今は主査職の前の主任主事という形で経験者については採用を行っているところでありまして、その実績を見まして、早期に人材公募制度の立候補などにおきまして、主査へ登用できる道を開いているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 即戦力の女性が結構入れられるようであれば、別の手法として、内部から以外でも別の女性の登用という意味では、そういったやり方もあるかと思いましたが、ひとつ検討いただければと思います。

次に、女性の登用について、いろいろ話があったので考えたんですけれども、女性の登用につながるかと思うんですけれども、若手職員は、20代とかで上級職だと今6年やって、7年目で一律に主任に上がっていたと、私のときは思うんですけれども、まず聞きたいんですけれども、今もそういった7年目で一律に主任に上がるという制度をまだ継続されていますか。

○主査（伊藤隆広君） 人事課長。

○人事課長 人事課でございます。

2級の主事から3級の主任主事ということにつきましては、6年です。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 6年経って7年目からということですね。

○主査（伊藤隆広君） 補足で、総務部長。

○総務部長 途中で申し訳ありません。補足ですけれども、年数的には6年なんですけれども、一律というところに関しては、必ずしも全てそのまま上がっていくかというところ、そこは成績ですとか、そういったことも一定考慮した上で対象になるということでございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） すみません、最短6年で、遅い人は多少遅いということなんですけれども、女性の出産の年齢を考えたときに、大体今だと平均30歳ぐらいと言われていて、35歳とかである意味一つのラインというか、そういった年齢のある中で、主査に登用される年齢が最短で35歳ぐらいから、40歳とか40歳前半になってくると思うんですけれども、今の制度だと、女性が主任で先ほど多くの経験をして主査になろうとしたときに、出産、産休とか育休が入って、そこで途切れてしまって、主査になかなかないみたいな状況もあるのかと思ったので、例えば、今平均6年ぐらいで主事から主任に上がっているところを、多少能力主義的にして、例えば、最短で4年から10年ぐらいで能力、成績に応じて登用するとか、再編することによって、例えば、優秀な女性が4年で主任になれば27歳とかでなれるので、そうするとまだ結婚し

ていない方も結構中にはいらっしゃる、割合多いかなという気もするので、主任の時期が長く保てるメリットとか、あと、主任を経験して出産育休となったときに、自分の子供を育てて、その後に実際に部署の部下を育てるという、そういう育てるみたいなところを一旦育休とかで経験してからの主査というのもスムーズかと思うんで、ある程度一律に6年とかで上級職の2級から3級の主事から主任を決めるのではなくて、ある程度優秀な方は男性も含めてなんですけども、4年とか、ある程度早めに主任に上げてもいいのかと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えになるか、お伺いします。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 主任の期間を早めに主任になれるような機会を設けてはということだと思うんですけども、要は主査になる準備をいかにできるかというところであるかと思ひまして、主任でどういう経験をするか、主事として経験すべきこともあるし、主任として役割を果たすという経験も必要なので、いろいろな考え方はあるとは思いますが、その主事、主任という職はありますけれども、いろいろな経験をして、自信を持たせて主査に挑戦できるような環境を整えていきたいというのが、先ほどの早めにいろいろな経験をさせるというところの趣旨でございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私も昔、市の職員として、上級職だったんですけども、どちらかというとやはり上級職の職員のほうが管理職になりやすい、初級職の女性よりもなりやすい傾向があるので、ある程度そういった、早めに主任に上げて、主事はあまり正直そんなに大して変わらないというか、長さが短いからと言ってそんなに主任とあんまり変わらないと個人的には思ったので、ある程度主任の経験を長く保ちたいのであれば、主任の次期を早めるとかして、主査の人数をまず増やすというところにつなげられないかと思ったので、その辺りも検討いたければ。（「市政と関係ないですよ」と呼ぶ声あり）

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員、予算審査なので、予算に関する質問をしていただけますか。

○委員（山崎真彦君） すみません、女性の登用という話でありました。

すみません、次ですけども、定年後の職員の活用で、ある意味今も定年される間際の職員の方もいらっしゃると思うんですけども、人間の脳のピークが60歳とか65歳とかという、そういうデータも研究が何かで出ていた記憶があるので、正直60歳で定年されるのはもったいかなという、その後の活用を十分に進めていく必要が時代的にあるのかと思うんですけども、先ほど、しごとコンシェルジュとかをいろいろやっているという話なんですけれども、実際に脳の総合力のピークが60代だとするとだとすると、その60代の年代の方の程度活用をさらに進めたほうがいいと思うんですけども、その辺りを、具体的に定年した方の再任用の方の力をより効果的に使うような、そういった制度とか施策とか、何かしごとコンシェルジュ以外にやっていらっしゃるか、もしくは今後進めるような検討をされているのか、その辺りをお聞きしていいですか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおり60歳で役職定年、一旦職は下りるというか、変わる形になりま

すけれども、今順次、役職定年後の定年になる年齢を順次上げていって、今のところの制度では、60歳であった定年が数年後には65歳の定年になるというところに、今徐々に上げて言っているところです。

60歳で役職定年になりますと、管理職は非管理職になりますけれども、まさに一人の職員として、プラスアルファで配置されるわけではなくて、一人の職員として定数の中で配置されるということで、今既に配置は始まっています。

先ほど、ちょっとお話に出た、しごとコンシェルジュといった役割は、65歳の定年、今順次上がっていますけれども、その定年後の職員を活用するというか、力を発揮してもらって、そういう役を担っていただいているという状況でございまして、全体的に言うと、定年まではしっかり一職員として働いていただいて、その後も経験とか知見に応じて、いろいろな業務に携わってもらいたいということで取り組んでいるというようなところでございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） これは確認したいですが、定年が上がるというところですから、例えば、65歳まで局長とかでやれるわけではないということなんですか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 役職定年というところで、管理職で60歳を迎えると、その次の年度からは管理職ではなくて、非管理職として仕事をさせていただくというような形になります。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 何か国とかで決まっているんですか。それは千葉市が決めたんですか。

○主査（伊藤隆広君） 総務部長。

○総務部長 基本的に公務員一般の制度でございますので、国も千葉市も同じでございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 何かもったいない気はするんですけれども、別の形で市政に貢献されていかれることを期待しております。

次に、これは質問するか迷ったんですけれども、職員研修の中の意味合いの一つとして、実際には研修ではないんですけれども、読書、本を読むというところで、私が職員時代はそういった本を読んだほうがいいのか、そういった指導は多分なくて、私なんかは月にそのときは1、2冊しか読んでいなかったんですけれども、結構本で学べるところとか、業務以外で学べるところも多いですし、何かの研究で、30代で年収3,000万円以上の方は月平均10冊ぐらい読んでいるみたいなデータもあるぐらいで、仕事を熱心にされている方は結構本を読んでいる傾向があるんですけれども、そういった研修以外で本とかを活用した学びの推奨というか、そういったものはされているのか、お聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。特段そういった取組は行っておりません。ただ、研修所のほうに職務に役立つとか、いろいろな知識を得られるような書籍については置いてありまして、そういったものの貸出しなどは行っておりますし、そういったものがあるということで御紹介をしているというような取組は行っております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） これは研修ではないんですけれども、本を読む、読書の勧めみたいなのを推奨していただいたりとか、個人的にはオーディオブックを私もやっているんですけれども、移動時間中、出退社のときにも電車とかでも聞けるので、オーディオブックは1,500円とかで毎月やっているんですけれども、僕の場合、結構有効なので、ぜひそういった本を読む習慣とか、そういった指導もできればしていただきたいと思います。

そこから、また研修の内容なんですけれども、昨年12月に一般質問で私が若手職員向けに論理的思考、いわゆるロジカルシンキングの研修を充実させてほしいという要望をしたんですけれども、今後の若手人材育成における研修カリキュラムの方針についてお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

まずは基本的な考えを申し上げさせていただくと、若手職員の育成につきましては採用後4年間というのが重点育成期間と位置づけております。その期間に職務上直ちに必要な文書事務ですとか、個人情報保護、接遇などの公務員としての基本的な知識、心構えに加えて、職場への適応能力、問題解決能力を養う研修のほか、職員が必要となる能力を自主的、自律的に高めるような取組を支援するために、自身のキャリア形成を考える研修を実施しております。

今の委員のほうからお話が合ったロジカルシンキングに関する研修としましては、採用後4年目の研修の中で、こちらは1つの研修を選択して実施するということになっておりますが、その中にロジカルライティング研修、目的としては論理的思考の基本的な知識を学ぶということですとか、それを用いて論理的で分かりやすい文章の組み立て方を習得する、そういったことを目的にやっておりますが、そういったものも設けておりまして、私どもとしても採用されて早期の間に受講すると効果があるという研修であるという認識はございます。

また、若手職員については勤務状況に合わせて研修を受講できるように、C－L E A R N I N G、チェインズを使った動画コンテンツの充実ですとか、また来年度以降のことを申し上げますと、メンタルヘルス対策というのも重要だと考えておりますので、そういった若手職員向けのメンタルヘルス研修を予定しているというところで、心身の健康の観点からのサポート強化ということも今後はやっていきたいと思っております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ロジカル研修とは少しずれてしまうんですけれども、今、若手の職員のメンタルヘルス対策が重要と考えているということなんですけれども、これは実際に若手の職員がメンタルの悪化によって離職とか、長期休暇とかが前より増えているというような状況なんでしょうか。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

若手と限定しているわけではありませんが、精神疾患で休職、病気休暇等を取る職員というのは、全体的に年代を問わず増えているという現状はございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私が職員の時も、最初の3年目ぐらいまで受けていた記憶があるので、

より一層充実させていただければと思います。

ロジカルシンキングに関してなんですけれども、これは、やはり早期にやって、思考力の話なので、早いうちにやって、実務でどんどん活用して、応用を使っていくというのがいいかというところを、私は、まくはリンピックという民間企業との異業種交流研修で、NTT東日本とか、イオンとか、富士通とか、そういった若手職員と一緒にやっていく中で、その重要性をそのとき知ったというか、それまで全然考えたことがなかったんですけれども、そういった経緯があります。

今、20代職員が、まくはリンピックをやっているように、千葉市の未来を少人数グループで討論したりとか、発表するような研修を、理想的に言うと、個人的には採用4年目ぐらいかと思うんですけれども、そのぐらいの年代で研修として導入したほうが、若手職員の育成に大いに貢献すると思うんですけれども、そういった大局的に千葉市政を考えるような研修を採用後早期に必修カリキュラムとして導入することに関する見解をお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

今の議員からお話があった、まくはリンピックなんですけど、これは異業種交流会ということで、いろいろな企業の若手職員と交流しながらグループワークとかを行うということで、こちらは本当に参加した職員に聞きますと、非常に満足度も高く、若手職員の能力向上に寄与していると我々としても捉えているところでございます。こういう機会というのは、非常に職員の能力向上には有益だと考えておりますが、市の職員には事務職、技術職だけでなく、いろいろな資格、免許職も含め、様々な職種の職員がおりまして、民間企業を一度経験した方とか、年齢とか、経歴というのも多様化しておりますので、なかなか少数グループで実施する、しかも人数の制約もありますので、なかなか必修として一律に実施するのは課題が多いというのが正直なところです。

ただ、まくはリンピックとか、あと民間企業への派遣研修などもやっておりますので、そういった貴重な経験をした職員が、その知識とか気づきを庁内で伝えるための発表会のようなものも行っておりますし、そういった発信する機会というのを提供するということで、庁内への波及効果ですとか、周りの職員のやる気の醸成とか、そういったことにつなげていきたいと思っております。引き続き、効果的な研修の実施に向けた検討は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私が職員時代、まくはリンピックで、先ほどの論理的思考と、あと千葉市を俯瞰して客観的に見るというようなことを早期にできたので、それが意味今に生きていると思いますし、当時としても他の同期とか、同年代の職員よりも千葉市を俯瞰して見るという視点は、それを経験してかなり高かったのかと思いますので、できれば、そういった研修をつくっていただきたいというのがあって。

将来の幹部候補となる行政職の上級だけでもいいので、例えば、論理的思考の研修を多少最初に導入でやってから討論をやって、発表とかというようなやり方もあると思うので、そこで学べる部分とか、あと、千葉市を全体を考えるという、そういった機会を持つ意味でも、最初

の入庁時の研修である程度やりますけれども、数年経って実際に真剣に考えていくというそういった研修があったら、すごく職員の育成に貢献するかと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

続きまして、あなたが使える制度お知らせサービスに関してなんですけれども、これも私は一般質問で質問したことがあるんですけれども、あなたが使える制度お知らせサービスの昨年度と今年度の登録率、利用率の推移と、今後利用率を改善するための具体的施策があればお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

御質問のあった登録率及び利用率の数値につきましては、申し訳ございません、現状把握はできていないというところではございますが、利用申請者数及び登録者数に関しては、令和6年1月末及び令和6年12月末の数値比較を行うことが可能でございます。

令和6年1月末の利用申請者数は1万1,978人。登録者数は9,163人。令和6年12月末の利用申請者は1万3,162人。登録者数は9,633人でございます。約1年間で、それぞれ1,184人、470人増加してございます。また登録者数を増やすためには、本サービスの情報をより必要としている方にターゲットを絞って広報することが効果的であると考えておりまして、特に本サービスでも通知回数の多い制度の対象である、子育て世代を中心とした広報について検討を進めております。

検討内容といたしましては、保育園等へのリーフレットの配布や小学校、中学校のスクールアプリでの広報など、現在所管課と調整しているところでございます。

なお令和5年度以降は、ナッジの手法を取り入れたデザインによる新たなリーフレットの作成を行っておりまして、こちらは現在配布しているところでございますが、従来配布していたチラシと比較して3割程度利用登録、ページへのアクセス傾向が高いことは確認しておりますので、継続して配布を行ってまいりたいと考えております。

また、従来の区役所等でのリーフレット配布、配架だけではなく、そのほかにも引き続き興味関心を持っていただけるような効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

さらには、お知らせサービスアンケート調査を実施しているんですけれども、このアンケート調査結果では、自分や家族が受けられる制度の通知を受けたいといったようなニーズもございましたので、次年度の改修では通知対象サービスの拡充をよりしやすくするための改修を行いまして、より市民の皆様が通知を受けたいサービスの拡充を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 多少は増えてはいるんですけれども、1年間で1割ぐらいの伸びなので、やっと10年で倍ではないですけれども、今の倍ぐらいになるようなイメージだと思うんですけれども、これをさらに増すために子育て世代を重視されているということなんですけれども、例えば、保育園児の親向けとかに、何かしら、そこにアクセスしないともらえないクーポンとか、手続的な要素を組み込むことで、ある意味強制的にはないですけれども、登録せざるを得ないみたいな結果だけれども、いい情報がいっぱい来るから登録し続けるみたいな、

そういった仕組みができれば上がるかとは思ったりしたんですけれども、その辺りは技術的には可能なのか、予算をかけなくてもできなくはないやり方もあると思うんですけども、技術的には可能なのか、分かれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

例えば、クーポンを配布するですとか、何かの金券を配るとか、そういったようないわゆる販促というか、キャンペーンというようなことも考えられなくはないと確かに思うところではあるんですが、現時点では、そういうどこかインセンティブと言いましょとか、そういう使っていただかないといけないような、あるいは、お金を配るとするのは経費の面でもなかなか難しいところもございますし、若干義務づけるような形にしてしまうものは制度の趣旨が、やはりこれを知っていただくことで申請漏れを防ぐとか、より便利にさせていただこうというもので、これを使わないと何かができなくなってしまうというような運用は、現時点では考えていないというところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 何かしら取組を工夫しないと現状と同じような伸び率だと思いますので、何か予算がかからないようなアクセスしなければいけないようなやり方もあると思うので、そういったものを検討していただければと思います。

続きまして、業務効率化の推進なんですけれども、これは桜井委員とかに先にもう質問されたので、私も重複するところがあるので、それ以外でお聞きしたいんですけれども、先ほど答弁で保育所の利用者申込みで、年間約230時間とか、外部の紙ベースのデータを取り込むことで年間約340時間とか、下水道関係でも310時間とか、かなり効果が出ているので、これを引き続き強化していただければと思うんですけれども、実際に事業に組み込んでいくに当たって、事業をしている課から積極的に意見、こういうのをやりたいですというのが来ているのか、それとも、総務局から、結構提案というか、働きかけているのか、その辺りの状況を教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

今おっしゃっていただいた両方ございまして、事業を行っている各所管課のほうから、業務上困っている点があるということで御相談をいただいたり、また、当課のほうで行革相談というような事業も行っておりまして、そういったところを窓口に、業務を見直ししてどうしたらいいかというような御相談をいただくということもございますし、我々の中でも気づいているところがあれば、この業務についてこういった形ができるのではないかと、我々もツールの検討に当たっては各所管課の皆さんとそういったお話をさせていただくというようなこともございますので、相談を受け付けて申し込んでいただく窓口もつくってございますし、必要に応じて私たちのほうからお話をさせていただくこともございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） ある意味、これは効果がかなり出ているので、予算化でつけたお金よ

りも多分もう全体としては回収できるぐらいに毎年なっているのではないかと思うので、ある程度総務局から働きかける営業の部分もかなり今後強化しつつ、あと、実際の事業に使えるかどうかは事業をしている課が判断するものだと思うので、その営業の部分は、これまで以上に強化していただければと思います。

こちら、いろいろRPAとかA I－OCRとか、ノーコード・ローコードツールとか、いろいろ予算をつけていらっしゃるんですけども、生成A Iが無償で使われているということで、有償は費用対効果を考えながらというところだと思うんですけども、実際に今、生成A Iが無償で活用されているということで、議会の想定問答とか、答弁内容とか、その辺りにも外部に使うようなものにも活用されているのか。それとも、内部のものだけでされているのか、その辺りが分かれば教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

現在の生成A Iにつきましては、いわゆる機密性の低い情報を取り扱うということとしておりまして、現在は、例えば、おっしゃったような議会答弁ですとか、そういったような用途にはまだ活用はしていないというところでございまして、現在はやはり、もっぱら文章要約ですとか、例えば、エクセルのマクロの構築ですとか、そういった内部的な業務のほうで活用しているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 今、無償で生成A Iを使われているので、予算がかからないのでいいとは思いますが、例えば、有償で費用対効果が見合うという形になったときに、議会の答弁を、私も想定問答とかを職員時代に作ったことがあるので、結構大変だったという記憶があるんですけども、そういった想定問答だとか、あと答弁内容、そういったものに有償の生成A Iだったらできるみたいな、今は、もしかしたらまだできないかもしれないですけども、そうなったときには活用を積極的に検討されるのか、それとも、ある程度外部に出るものに関してはやはり人がまずはやるというような方針なのか、今後の生成A Iの活用の方針についてお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

確かに生成A Iを現在無償で使っておるところですが、まず有償の生成A Iを使うかどうかという観点と、その生成A Iを動作させる環境として、安全なところで動作させる必要がございまして、例えば、生成A Iを稼働するサーバー構築委託費用ですとか、運用保守費というような、市の内部の情報を生成A Iに投入して答えをつくっていくことになりますので、その生成A Iが稼働する環境の担保というものも必要になってございますので、一定以上のコストがかかるということは見込んでいます。

ただ、もちろん生成A Iは非常に今後期待される技術だとは思っておりますので、そうしたような、要する費用ですとか、そういう部分も検討に入れつつ、今回の生成A Iの活用の効果ですとか、他自治体の活用状況なども注視しながら、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 残り10分です。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 最後の項目です。情報セキュリティ対策についてなんですけれども、令和7年度は情報セキュリティ対策に3億4,823万円の予算をかけるという予定でありますけれども、過去10年間で情報漏えい等の状況はどういった状況なのか、教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

現在情報経営部で把握しております、市民の方に影響のあったシステム障害も含めた情報漏えい等の情報セキュリティ事故につきましては、直近10年間は増加傾向にございまして、これは読み上げさせていただきますが、報告件数ベースで平成26年度18件、平成27年度22件、同じく28年度14件、29年度35件、30年度35件、令和元年度58件、令和2年度61件、3年度49件、4年度77件、5年度が79件となっております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 約10年前の平成26年度から直近だと大体4倍ぐらい増えている計算になるんですけれども、今、システム障害も含めているということなんですけれども、こちらの内訳、システム障害だったり情報漏えい、情報漏えいのほうが、かなり影響があると思うんですけれども、内訳が分かれば教えてください。直近だけで大丈夫です。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 直近で申し上げますと、令和5年度の情報セキュリティ事故の内訳を申し上げます。令和5年度につきましては、書類の誤送付が26件、続いて紛失が14件、メール誤送信11件、誤交付が7件、システム障害に関するものが5件と、あとは不正アクセス4件、ファクス誤送信が3件という形になってございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 私もこの分野はあまり強くはないので、あまり言えないんですけれども、これが多いのか、少ないのかというところの判断なんですけれども、情報セキュリティ対策における本市と他政令市の予算比較だったりとか、あと、そういった件数も含めてどういった違いがあるのか、分かる範囲で教えてください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

セキュリティ対策の全体の予算につきましては、各自治体において構成しているシステムの構成ですとか規模、あるいは環境面が大きく異なると思われますので、本市と同様の対策を実施した場合に、他の指定都市がどういった予算規模になってくるかというところ、これは非常に把握が難しいところでございまして、今、手元のほうで本市の予算と同等のことをどのような環境でやった場合にどうなるかという比較の資料は、情報は手元にはないところなんですけれども、今、もう一点お尋ねになった事故の発生状況につきましては、今回79件というところで、今お話があったように、10年前の18件からかなり増えているというところもあるかとは思いますが、先ほど内訳を申し上げたところでありますが、やはり書類の誤送付というもの

が多く発生しているという状況がございまして、一方で、例えば、システムの中に侵入されてしまったとか、いわゆる千葉市がシステムの内部で守っている情報が持ち出されたという事例はございません。

千葉市の内部情報が漏えいしたとかという事実はないところなんですけれども、ただやはり、実際に事務作業のミスで、書類を送るときに誤送信をしてしまうとか、そういったようなミスに起因するような、いわゆる郵便上のトラブルというようなものがやはり上位にきているところがございますので、お金をかけている部分については、しっかり必要な内部情報は守っているところではあるんですけれども、それ以外の観点でも、こういった郵便事故等についても、庁内のほうに発送の段階で残数チェックを行うですとか、ダブルチェックを行うですとか、比較、点検する要素は減らしてみるとか、そういったような発信もしつつ、そういった、いわゆるアナログ的なミスも減っていくような取組はしているところでございます。

すみません、まとめませんが、以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 最後は所感になりますけれども、書類の誤送付とかがあってはならないというか、ないほうがいいにこしたことはないんですけれども、先ほどシステムの情報漏えいはゼロだったと、千葉市の情報だとか市民の方の個人情報とか、そういったものが漏えいすることはないという、今までゼロということなので、そこは最低限維持していただきたいというところで、他市の情報セキュリティがどのぐらいの予算を使って、人員を配置してとか、その辺りを把握したほうが今後目安をつけやすいというか、情報漏えいの数が少ないところと、多いところとかも大体分かってくれば、千葉市はこの予算規模でこの状況だったらこのぐらいだというのが分かってくると思うので、そこも今回は3億5,000万円近くかけていますけれども、多いのか、少ないのかという判断を職員レベルでもつける意味でも、他市の状況とか、そういったいいところはまたまねさせてもらおうとか、そういったところを情報セキュリティにおいても行っていただければと思います。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 他にございますでしょうか。渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） 一問一答で、簡潔に数点だけお願いいたします。

1点目に、研修で、予算の中に、これは会計年度任用職員の方でも受講できるものが入っているのかと、あとどの辺りの研修ができるのか、例えば、全員が必要だろうと思われるような、人権だとか、接遇などについては入っているのかという点をまずお願いします。

○主査（伊藤隆広君） 人材育成課長。

○人材育成課長 人材育成課でございます。

会計年度任用職員に限定した研修というのは昨年度まではやっていなかったんですが、令和6年度、今年度から、会計年度任用職員全員に対しまして、公務員として必要な基本的知識の習得を目的とした研修を実施することにしました。来年度も実施する予定です。

ちなみに今年度はコンプライアンスに関する研修ということで、千葉市職員としての心構えということで、こちらは人数が多いので全員集めるのは無理なので、チェインズ端末を持っている方はチェインズ端末で動画を見ていただくとか、あとは研修テキストをしっかりと読んでいただくとか、そういったものはやっているというところです。

あと、ほかにも自主研修の夜間講座とかそういったものについては、特に正規ではないと駄目とか、そういう限定を設けているわけではないので、そういった自主的な取組については会計年度任用職員の方も受講するということが可能となっております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） どうもありがとうございます。やる気さえあれば受けられるということが分かったので了解しました。あと、先ほど三瓶委員のほうからもあった会計年度任用職員のことについては、事実確認だけお願いします。国からの通知において、人事院勧告による期末手当等の遡及措置についての申入れ事項はどういったものになっていますか。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

令和5年度に総務省から通知がありまして、会計年度任用職員の給与改定につきましては時期、金額等もろもろを常勤職員に準じることという内容で通知が出ているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） 常勤職員と同等であれば遡及は本来するべきかと感じましたということをお伝えします。

そしてあと、基幹業務職員の状況はどうなっておりますか。国の会計年度任用職員の状況は今、どうですか。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

国の期間業務職員につきましては、常勤職員と同様に遡及をされているということで把握しております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） 同様に千葉県、あと県内の自治体の状況、あと政令市における現状把握はどのようになっていますか。

○主査（伊藤隆広君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

千葉県の会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員の給与改定は遡及をしていると聞いております。

次に、政令指定都市でございますけれども、こちらにつきましては、今年度を見ますと福岡市、それから浜松市が本市と同様に翌年度改定、それから岡山市が1月からの改定ということ、年度内改定というもので、残りの市につきましては遡及をしていると聞いております。

それから千葉県の近隣の市は、全ては把握していないんですが、遡及をしていると聞いております。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） ありがとうございます。状況を把握いたしました。

次に、情報セキュリティ対策のほうで、先ほども山崎委員のほうからありましたけれども、システム量が増えれば件数は増えるということで、システム利用率は相当上がってきているので、増えるのは仕方がない部分もあると思いますけれども、ヒューマンエラーとシステム要因かという部分について、先ほど大分明確にはなったかと思います。

その点は確認できたんですけれども、1点、全てを市費で、3億4,800万円ですか、これは国費で使えるようなものはないという了解で、もちろん全部調べていただいていると思うんですけれども、こういったものは全部市費でやるような、全国的なものなのですかという確認です。なかなか結構な額を各自治体で構築しなければいけない状況であるならば、本来はこのセキュリティ対策は国としても全国的にみていくべきところだと思うのに、なぜこれは何もないんだろうという疑問があったので、何か御見解がありましたらお知らせください。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 なぜこういう市費なのかというお話でございますけれども、やはり千葉市は自治体として本来保全すべき情報に対する措置ということになりますので、それは自治体のほうのお話でということになるかというのが基本原則になるかとは思っています。

ただ、例えば、標準化の話であるとか、国が全国的に日本は一律的に進みましょうと言ったときについては、費用というのは国のほうで措置していただけると。ですからセキュリティ対策につきましても、例えば、国がこういう事業をしようということを打ち出した上で、それに伴ってセキュリティ対策がなされなければいけない、セキュリティ対策を変えなければいけないとかということであれば、当然国費は納まる可能性はあるとは思いますが、現時点において国が、市が本来事務を行うべき情報を持って、その実際を持って市民サービスをするわけですが、それに対する経費と言いますか、リスクも含めた経費になるわけですが、負担としてはやはり市のほうで担うべきものだと思われているところでございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） 状況は分かりました。ありがとうございます。

次に、あなたが使える制度お知らせサービスなんですけど、今、要は使いやすくなっていく、利用したくなるためには申請数に対する案内がいっぱい来ないと、自分がお得になる申請数が全て連絡きますと言えるんだったら登録すると思うんですけれども、抜けがいっぱいあると思います。

現在、千葉市民で申請を自ら起こさなくてはならない申請が、例えば、メニューとしてどれくらいあって、そのうちどの部分がこのお知らせ制度に載っているのかという見解というか、全なかなかメニューの全体数の総数を把握するのは難しいと思うんですけれども、そういった状況をお知らせいただきたいのと、目標値として令和7年はこういったメニューを何十件増やすというような見解があればお示しください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課長。

○業務改革推進課長 業務改革推進課でございます。

すみません、まずはやはり、申請数が市でどのぐらいあるかというのは、申し訳ございません、私どものほうでもそこは把握ができていないところでございます。ただ、お知らせサービ

スの通知を行う制度については、ある程度市民の皆様にはアンケートを取ったりとか、そういったようなところから需要のありそうなところを選んでサービス拡充をしているというところではございます。

ただ、例えば、イベントとか、簡単なイベントとかでも、そういう通知が欲しいとか、そういったようなお声も頂くんですけども、その辺については今後の検討課題というか、イベントも時々で、全てのイベントを通知すると恐らく煩わしいと思いますので、その辺は我々も今後研究をさせていただきたいと考えております。

また、次年度の拡充につきましては、今回システムを大きく改修するところがありまして、今申し上げていた、柔軟に通知ができるようになるような仕組みについては、現状、令和8年の1月のリリースを目指しておりますので、次年度改修をさせていただいて、その改修後、様々な調整をしながら拡充を図ってまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） どうもありがとうございます。

もう一点、行政改革担当の中でDXとか今言われておりますけれども、外に向けて千葉市はとてと進んでいると見られて、視察なども多い状況かと思いますが、私自身はエクセルなどで管理をする表を皆さんが日頃たくさん使っている中で、結構マクロとかを組まれていて、使い勝手がユーザーフレンドリーではないものもあって、そういったものを庁内のワーキンググループみたいなのをつくって、改善をされていると聞いているんですけども、こういったものに対する予算を本来つけて、例えば、システム管理部署で人員をつけて、そういったものに対応するというのは民間企業だとよくあるパターンだと思うんですけども、千葉市においてはそういった計画ではない状況で、実際困られていないのか、予算をつけて専門人材を置いてやらないのかという辺りの御見解を伺います。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

御質問いただいた件は、今年度からお試しでやっている業務改善サポートユニットという取組かと思えます。

庁内のマクロとかに詳しい職員に、そのユニットのメンバーになっていただいて、自分の仕事は持ちながら、隙間時間を使って、比較的業務の中で時間をつくっていただいて、他の課の困り事、マクロなどを修正してもらうような取組をやっていただいております。

今年度新たに始めた取組で、現時点で30件弱、28件の依頼を受けているところです。まだお試しでございまして、どれぐらいのニーズがあるかというのをまず探りたい、また、ボランティアで回せる内容なのか、回していく中でどういう課題があるのかというのを探していきたい、うまく回れば来年度は本格実施ということで、施行ではなくて本格的にやりたいという考えであります。

将来的に依頼がボランティアで受け切れないというレベルになりそうだというのが見えたら、その先は検討したいと考えておりますが、現時点では予算をつけてというところまでは検討できていない状況でございます。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） ありがとうございます。業務外ボランティアみたいな制度自体が人事評価の面とかで不安はありますが、ない予算の中で必死に業務効率を上げようと頑張ってくださっている様子はすごく分かりました。

今後の改善はやってみてでしょうが、人事考課の面ではしっかりと評価をするなどは、きちんと制度を立てていただきたいと個人的に思います。

最後に、似たような形になるんですけれども、業務効率を上げるためのシステム改修、こちらの総務部のほうで、例えば、教育委員会などでの業務効率を上げるとか、先生方のところで、専門人材がいない中で別のことで、教頭の人数を増やすとか、そういったものもありますけれども、もちろん人員で割けることもありますけれども、IT化、レベル的にはもう少し手前の部分、DXまでいかないレベルの話だとは思いますが、そういった情報連携という視点で見ると、他部局へ向けても、こちらの部署としては発信されていると思いますが、その状況についてお聞かせください。

○主査（伊藤隆広君） 業務改革推進課行政改革担当課長。

○業務改革推進課行政改革担当課長 行政改革担当課長でございます。

例えば、行革相談という取組であったり、職員からここが変わったらいいのというアイデアを募るアイデアボックスという取組であったり、そういった取組をしております。

行革相談は組織から、課からとか、そういった単位でお申込みをいただく、アイデアボックスは個人単位で受けているという状況でございます。今はそういった形でうちから相談を受ける制度を設けて、自発的に気づいたところを教えていただく、教えていただいたら解決方法と一緒に探っていきましょうといったような取組としております。恐らく委員がおっしゃっているのは、もっと設定に総務部局が、ノウハウはあるんだから各所属を見て、要は手を入れてとか、アウトリーチでやっていくべきではないかという御意見かと思いますが、現状そこまでの強いアクションはできていないところでございます、今後検討したいと考えております。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） 渡辺副主査。

○副主査（渡辺 忍君） 以上です。どうもありがとうございました。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 指定管理の所管は総務局ではないのですか、なぜこれはあらましに出ていないのか。

○主査（伊藤隆広君） 情報経営部長。

○情報経営部長 指定管理者制度の制度自体の所管というのは制度の統括と言いますか、調整の所管は我々なんですけれども、その予算を伴うような指定管理者制度の委託料の支払いであるとか、業者への指導であるとか指定管理者の許可であるとか、そういったものは所管部局ごとに行っているところでございますので、所管部局ごとの行政のあらましの中に出てきているという状況でございます。

以上でございます。

○主査（伊藤隆広君） よろしいですか。（「そんな話では駄目ですよ、指定管理なんかやめてしまえばいい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で総務局所管の審査を終わります。総務局の皆様は御退室願います。ありがとうございました。

[総務局退室]

指摘要望事項の協議

○主査（伊藤隆広君） それではこれより財政局及び総務局所管における指摘要望事項について御協議いただきます。

なお、1分科会当たりの提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、仮に発言がお一人であっても、内容がふさわしく、反対する意見がなければ、指摘要望事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上、御協議いただきたいと思います。

それでは、財政局及び総務局所管について、指摘要望事項の有無、また、ある場合は、その項目について、御意見をお願いいたします。

初めに、財政局についてはいかがでしょうか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私も少し考えさせていただいて、今は急変する財政需要でございますので、千葉市に求められる財政需要に対して、財政の健全性を見据えながら、ハード・ソフト事業のバランスの取れた取組を実現してもらいたいということをお願いしたいと思います。

○主査（伊藤隆広君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 財政健全化を推進してもらいたいと思っています。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 昨年の指摘事項の前半は基本同じかと思っていて、財政局については財政調整基金の取崩しを行うなど厳しい予算編成になっていることから、引き続き既存事務事業の効果検証を通じた見直しなどにより、財政の健全性に取り組まれないところまでは引き続きなのかと思ってんですけども、全部同じだとあれなので、例えば、徴収率が今伸び悩んでいるので、その改善を具体的なところで取り入れたりとか、あとは私は企業誘致とかの話をしましたけれども、他にも収入の部分とかで改善できる、去年と違う部分があれば、そういういったところを後半に盛り込むような形がいいのではないかと思います。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。野本委員。

○委員（野本信正君） 財政健全化は借金が増えていることで当然だと思うんですが、市債の有効活用というのも大事だと思うんです。ちなみに申し上げますと、千葉市の今の普通建設事業債では、1人当たりの人口で言うと4万7,698円で、政令市が6万3,149円、政令市平均まではっていないですね。政令市平均まで活用すると、約140億円ぐらいまでは増やせるという、そういうことも検討していただきたいと思います。よい借金はしてもいいんです。そういう意味です。（「大型開発をぜひ」と呼ぶ者あり）無駄な借金はやめて、よい借金をしましょう。（「大型開発ですよ」と呼ぶ者あり）それは駄目ですね。

○主査（伊藤隆広君） ほかにございますか、桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 財政健全化のことがやはり必要なんだろうと思いますけれども、その

後段のところというか、1つは私のほうで言ったような話になってしまって恐縮なんですけれども、単年度編成なので、どこがピークですかということが彼らは答えられないわけなんですけれども、でも老朽化対策はこの3、4年がピークだという話が出たという認識はしています。そこはもう避けられないというところはしっかり、さっきの市債の有効な活用も含めてやっていただかざるを得ないかというのは1つありますし、あとは、まだ早いかもしれませんが、宿泊税もしっかりやりなさいとか、言い方が微妙ですけども、変なところを譲らずに、ちゃんと市のためになるような形でやりなさいということを言うのもありかとかいう気持ちはあります。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。

それでは、次に総務局につきましては、いかがでしょうか。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は女性職員の管理職をもう少し増やすというところで、所管の説明では先ほど30代、40代のちょうど子育て世代の方が主査になるかどうかという年代になるとおっしゃっていて、そのときになかなか経験が積めないということが問題だという話だったんですが、確かにそれもそうなんですけれども、この間、所管に聞いたところ、局によって女性の管理職のパーセントというのは物すごく違うんです。

例えば、こども未来局であれば女性の主査以上が70.1%とか、区役所だと30%前後です。ただ、総務局とかだと11.5%、また都市局だと1.5%、建設局だと1.5%、選挙管理委員会や人事委員会だともうゼロ%なんです。これは多分局ごとに働き方が違うというところもすごく大きいのではないかと、そうなると、1局ごとのやはり管理職の数というのも決まっていますし、どの局で管理職になりやすいかというところに女性がどんどん行ってしまったら、結局全体的に女性の管理職の数というのは、やはり限りがあると思うので、各局でちゃんと働き方改革がされているのか、それは結局、男性の働き方改革にもなって、女性、男性を問わず余裕のある働き方につながると思うので、ぜひ全局でどのように女性の管理職を育てていくのかということを考えてほしいと思っています。

○主査（伊藤隆広君） ほかにございますか。山崎委員。

○委員（山崎真彦君） 一応、RPAとかAI-OCRとかノーコード・ローコードツール、こちらの活用がかなり効果的だということが今回分かったので、これを拡充というか、いろいろな事業に拡大して、多分時間外勤務とかで処理していたところも、人件費が上がっているで、そこが縮減できたりとか、ある程度人件費が抑えられたり、負担も減るので、そういったところは、近年力を入れてきたところが今、成果に出てきているので、そういったところをより広げていくような要望を入れられればと個人的には思いました。

以上です。

○主査（伊藤隆広君） ほかにございますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 山崎委員の話とほぼ同意で、プラス待ちの姿勢ではなくて、もう少し積極的に、せっかく成果が出ているんだからやりなさいというようなところに、生成AIの導入もありかという気はしているんです、そういう新しいものをしっかり取り入れましょうというような、そういったところで提案したいと思います。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。ほかはございますか。米持委員。

○委員（米持克彦君） これは苦情ですけども、指定管理者制度です。総務局が所管して指導しているんですが、美浜区の花の美術館は2年間放っておいているんです、「3年間」と呼ぶ者あり）3年間か。

それで、指定管理者制度を掌握しているのは総務局なんです。総務局は各局を指導することになっているんですよ。それで総務局の、私が言っている指定管理は、都市局なんですけれども、2年間放っておいているんですよ、それでどこも指導できないという、能力がない、もう私は直接副市長に言っているんですけども、能力がないならやめろというんですよ、だって、税金の無駄遣いですよ、3年間放っておいて。そういうことでなのではないですか。だから、それだけ注意しておいてください。それだったら所管を離せということですよ。指導する能力もないのに、総務局がそういう制度を持っているというのはおかしいということですよ、それだけ苦情です。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。

ほかはございますか。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 失礼しました、女性の登用なんですけれども、今までと違ってどこにターゲットを絞ってやろうという具体的な事例も出てきたので、当局はそれを推進してもらいたいということです。私も一般質問で取り組んでいますし、ほかにも取り組んでいるんですが、やはり主査になる前に、主先ほど黒澤委員からも指摘がありましたように、こども未来局はやはり保育所などがあって、そこはもう登用されているというところがあるので、ほかの部分でやる気があるので、そこを重点的に推進していただきたいと思います。そのことを入れていただければと思います。せっかく具体的な例が出てきたわけですから、お願いいたします。

○主査（伊藤隆広君） ありがとうございます。

また、総合政策局と行政委員会の調査もございますので、そこでの議論も踏まえて、正副主査において案文を作成させていただいて、2月19日水曜日に総務委員会がございますが、その散会後に開催されます分科会におきまして、御検討をお願いしたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

次回は、17日月曜日10時より総務分科会を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。

午後4時29分散会